

支え合いのまち千葉 推進計画

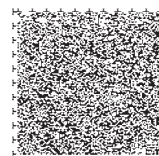
～第5期千葉市地域福祉計画～

計画期間 令和4(2022)～8(2026)年度
中間見直し版



令和6(2024)年3月

千葉市

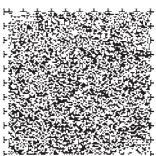


音声コードに関するお知らせ

この計画書に掲載している「音声コード」は、専用の読み上げ装置をお使いいただくことで、音声で掲載内容を聞くことができます。

なお、一部、資料や図、表が掲載されたページなど音声化の困難な箇所については、冊子作成上切り込みはありますが、「音声コード」はついていませんので、ご了承ください。

また、「音声コード」化できる文字量や情報には限界があり、掲載文字量の多いページは、内容を一部割愛させていただいたり、「音声コード」の読み上げを前後のページに割り振る等、実際の紙面掲載上の内容やページと異なる場合があります。あわせてご了承ください。



目次

第1章 中間見直しにあたって

1 見直しの趣旨	1
2 新型コロナウイルス感染症の影響	1
3 地域の取組み	1
4 市の取組み	2

第2章 地域福祉を取り巻く状況

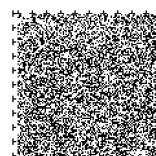
1 各種統計データ	3
2 これまでの取組みと今後の課題	17

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 中間見直しのポイント	21
2 計画中間見直しの経過	24

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

区支え合いのまち推進計画中間見直しのポイント	25
● 中央区支え合いのまち推進計画	26
● 花見川区支え合いのまち推進計画	40
● 稲毛区支え合いのまち推進計画	46
● 若葉区支え合いのまち推進計画	54
● 緑区支え合いのまち推進計画	66
● 美浜区支え合いのまち推進計画	72



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

基本目標、取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み 8 4

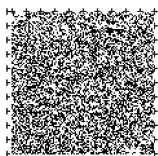
第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題 1 2 2

2 計画の基本方針と施策の体系及び展開 1 3 2

資料編

資料編目次 1 3 6



第1章 中間見直しにあたって

1 見直しの趣旨 (計画 p.1(*))

支え合いのまち千葉 推進計画 (第5期千葉市地域福祉計画) (以下「本計画」といいます。)は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」と成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による「市町村成年後見制度利用促進基本計画」と一体的なものとして、当初は第4期計画の期間の満了に合わせ令和3(2021)年度から開始する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により1年延期し、令和4(2022)年3月に策定しました。

本計画は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間としており、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行うこととしていることから、中間年度に当たる令和6(2024)年度に向けて計画の見直しを行うものです。

*この中間見直しを実施する前の支え合いのまち千葉 推進計画 (第5期千葉市地域福祉計画) の対応ページを記載しています。

2 新型コロナウイルス感染症の影響 (計画 p.2)

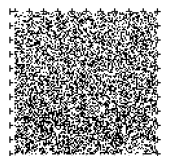
令和2(2020)年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認されて以来、3年間に8回の感染拡大と縮小を繰り返し、社会経済活動や市民生活の行動変化等に大きな影響を与えました(以下これらの影響を総称して「コロナ禍」といいます。)

経済活動の停滞や外出機会の減少に伴い、高齢者のフレイル(虚弱)・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、生活困窮、児童虐待、DV、自殺、家族介護者の負担増、子ども・若者を含めた社会的孤立・孤独の進行・増加や支援を必要とする方々の生活実態やニーズの把握困難など、様々な課題が発生しています。

このような状況から回復するため、基本的な感染対策を継続しつつ、住民同士の支え合いが再生し、又は継続し発展するよう、柔軟で多様な方向に変革していく視点を持つことが必要です。

3 地域の取組み (計画 p.3)

地域においては、コロナ禍により、様々な地域福祉活動について休止、中止や活動規模の縮小をせざるを得ませんでした。人と人とのつながる力や活動の担い手のモチベーションの低下、活動の断絶や担い手不足の深刻化など、「住民が集い、支え合う」という地域福祉の根幹を大きく揺るがす影響があったことから、それぞれの地域の実情に合わせた住民同士の支え合いの仕組みの再生を推進していきます。



4 市の取組み (計画 p.4)

(1) 千葉市基本計画

本市の中長期的な市政運営の基本方針である「千葉市基本計画」(以下「基本計画」といいます。)が令和5(2023)年4月からスタートしました。基本計画では、みんなで目指す未来の千葉市として「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現を目指しており、健康・福祉分野においては「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します」を目標に掲げています。

また、具体的な政策として「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」ための施策として、「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」と「包括的な支援体制の構築」を位置付けています。

(2) 本計画の中間見直し

市においては、基本計画の趣旨を踏まえ、地域の取組みを支えるために、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことに主眼を置きつつ「地域の支え合いの力を高める」施策として、コロナ禍を受けた地域福祉活動の再開・継続への支援、また、「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、福祉まるごとサポートセンターの開設をはじめとして重層的・包括的支援体制の構築を段階的に進めていくことにより、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える個々の生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、状況に応じて支援関係機関とスムーズに連携・協力できる体制づくりや、市内の様々な相談支援機関間のコーディネートを推進します。

また、オンラインの活用支援のほか、行政が一体となって、地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、居場所(通いの場)や生活支援サービスの拡充、生きづらさを抱えている人への支援、新たなプラットフォームの形成などを推進します。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

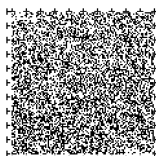
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ

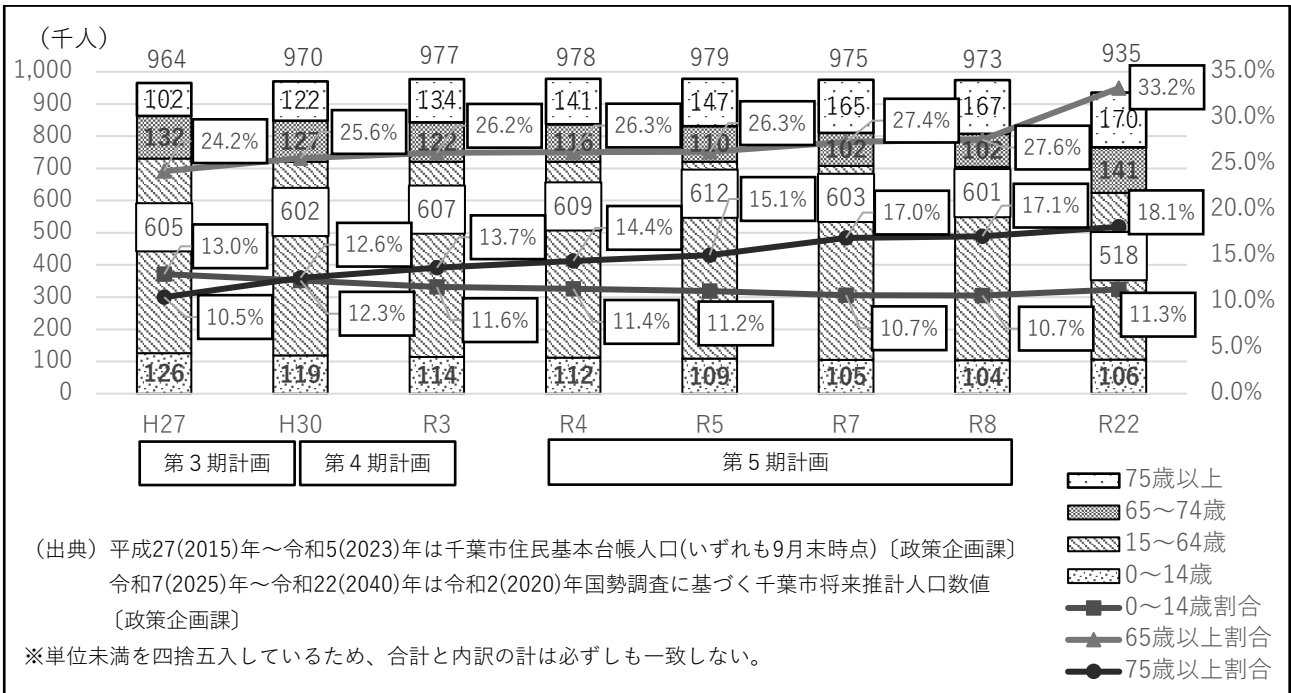
(1) 少子高齢化に関するデータ (計画 p.8~9)

① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

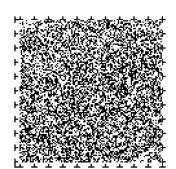
本市の総人口は、令和5（2023）年9月末現在約97万9,000人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち65歳以上の高齢者人口は約25万7,000人で全体の26.3%、75歳以上の後期高齢者人口は約14万7,000人で全体の15.1%、15歳未満の年少人口は約10万9,000人で全体の11.2%を占めています。

将来推計によると、高齢者人口は、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は26万7,000人、高齢化率は27.4%まで上昇します。さらに、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年には、65歳以上の高齢者人口は約31万1,000人、高齢化率は33.2%まで上昇する見込みとなっています。一方、年少人口及びその構成割合は、今後も低い水準で推移していく見込みとなっています。

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】



- 第1章 中間見直しにあたって
- 第2章 地域福祉を取り巻く状況
- 第3章 推進計画について
- 第4章 地域の取組み
- 第5章 市の取組み
- 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
- 資料編



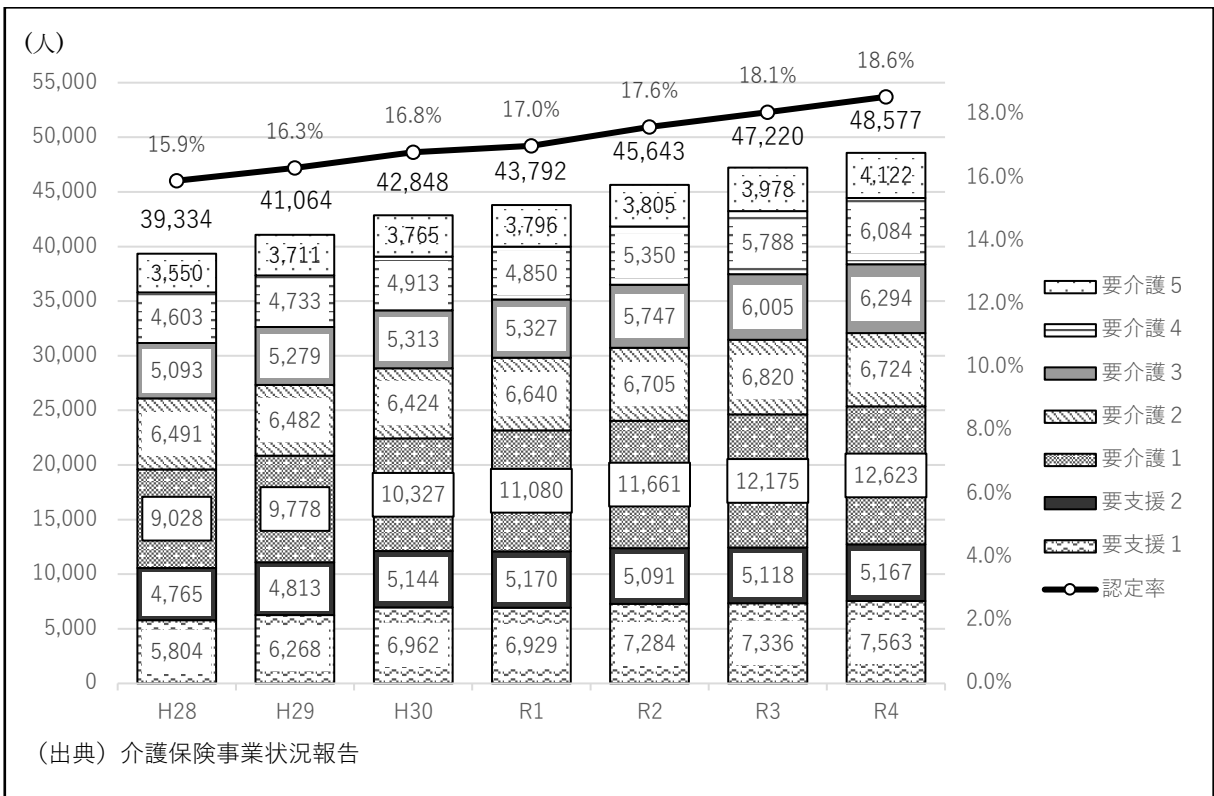
(2) 要支援者に関するデータ (計画 p.10~14)

① 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数及び認定率（第1号被保険者に対する認定者数の割合）は、高齢者の増加に伴い、増加傾向にあります。

令和4（2022）年度末現在の認定者数は、48,577人で、認定率は18.6%となっています。要介護度別にみると、要介護1が最も多く認定者の約4人に1人です。これに要支援1・2を合わせた軽度者は認定者の約半数を占めています。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年度3月末時点）

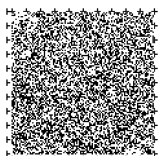


② 認知症高齢者の状況

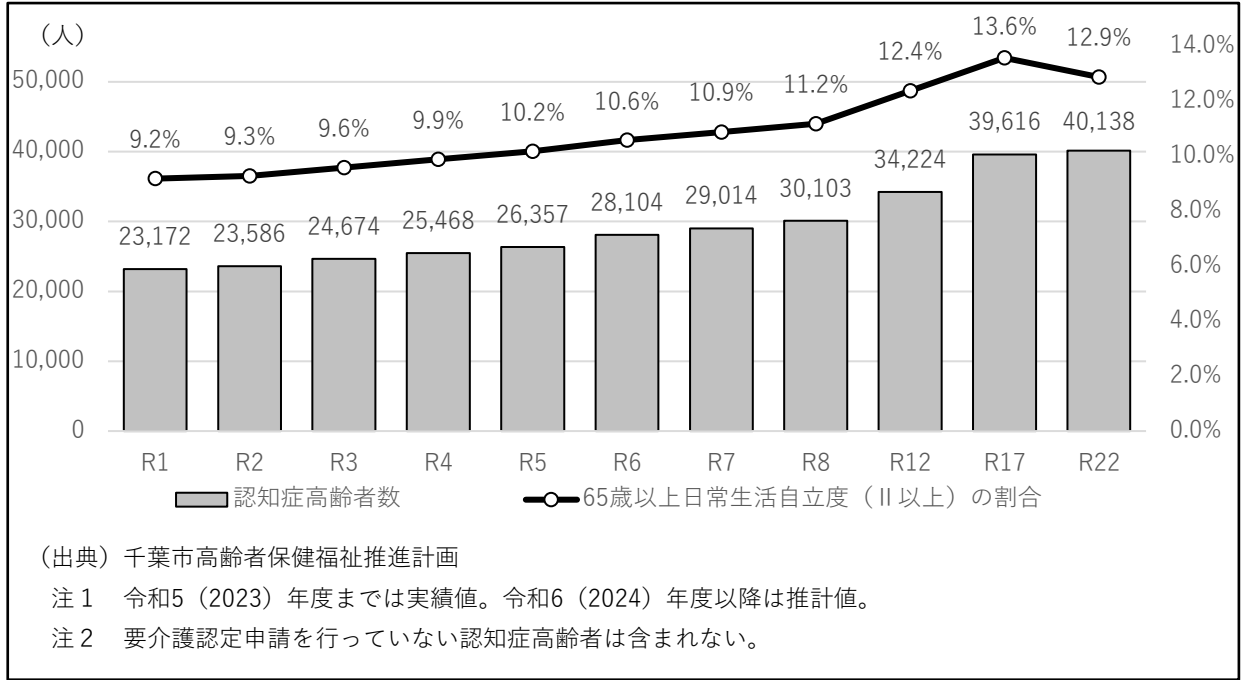
急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ(*)以上の高齢者）は、令和5（2023）年9月末現在で27,231人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、10.3%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

*日常生活自立度：高齢者の障害や認知症の程度の指標。認知症高齢者については、症状が軽い順にランクⅠ～Ⅳ及びⅤに分けられる。ランクⅡは、「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」をいう。



【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】（各年度9月末時点）

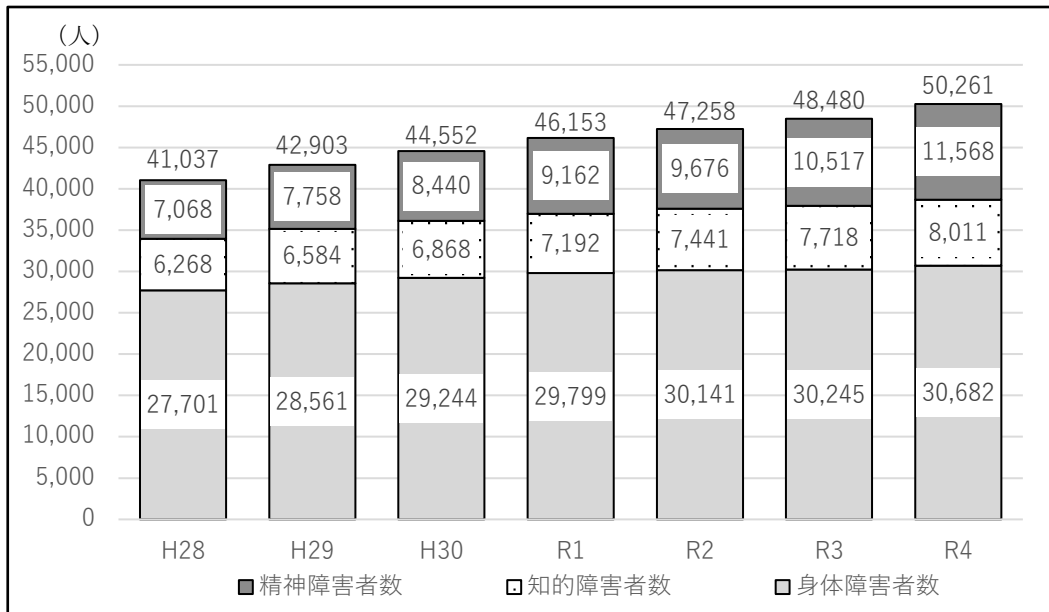


③ 障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和4(2022)年度末現在、合計50,261人です。内訳は身体障害者30,682人、知的障害者8,011人、精神障害者11,568人となっています。

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、中でも精神障害者数の増加が大きく、平成28(2016)年度と比較すると約1.6倍となっています。

【千葉市の障害者手帳所持者数の推移】（各年度3月末時点）



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

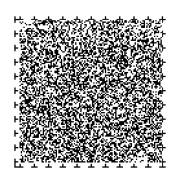
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

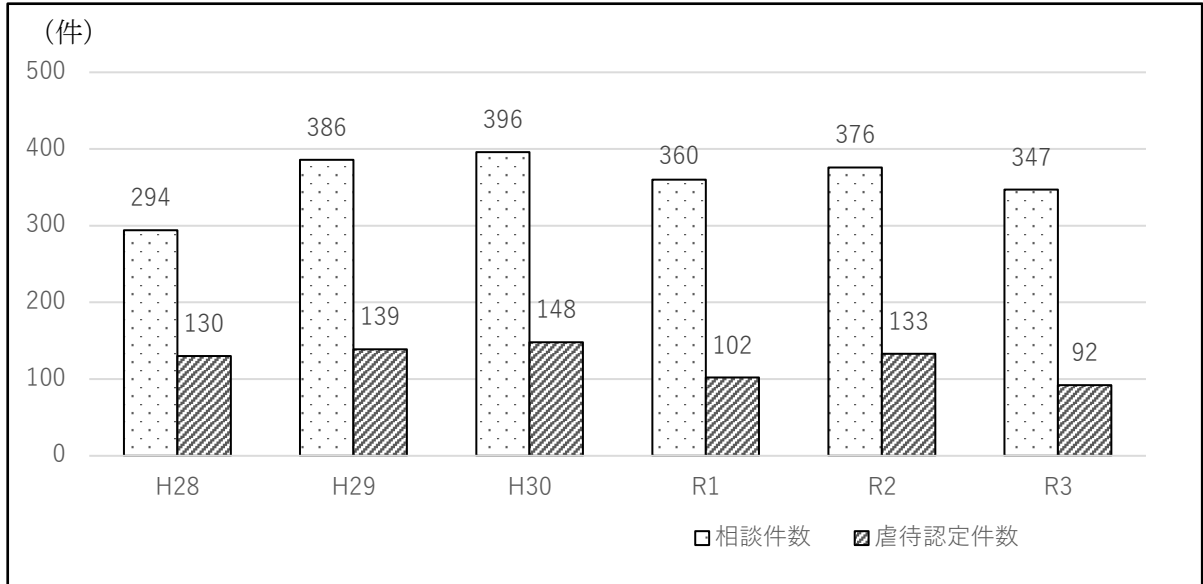
資料編



④ 高齢者虐待の状況

令和3（2021）年度の本市の在宅における高齢者虐待の相談件数は、347件、虐待認定件数は、92件となっており、近年は横ばいの状態です。

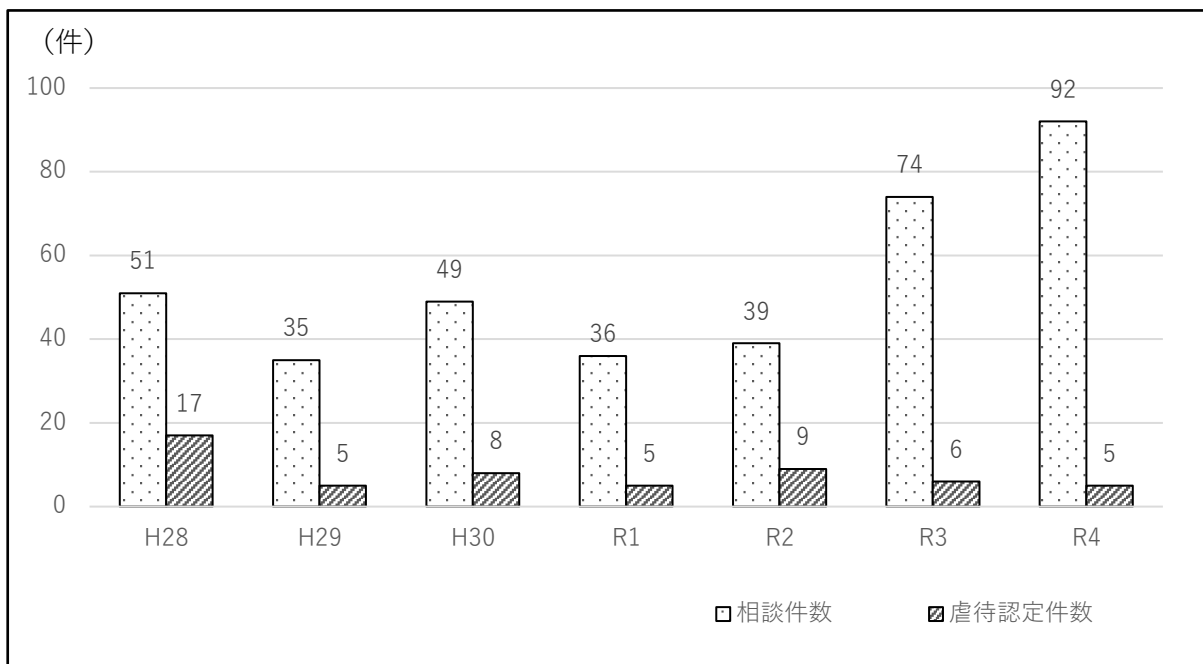
【千葉市の在宅における高齢者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



⑤ 障害者虐待の状況

本市の障害者虐待の相談件数は、令和3（2021）年度に74件、令和4（2022）年度に92件と急増していますが、虐待認定件数は、令和3（2021）年度に6件、令和4（2022）年度に5件とほぼ横ばいの状態です。

【千葉市の障害者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

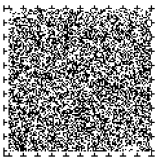
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

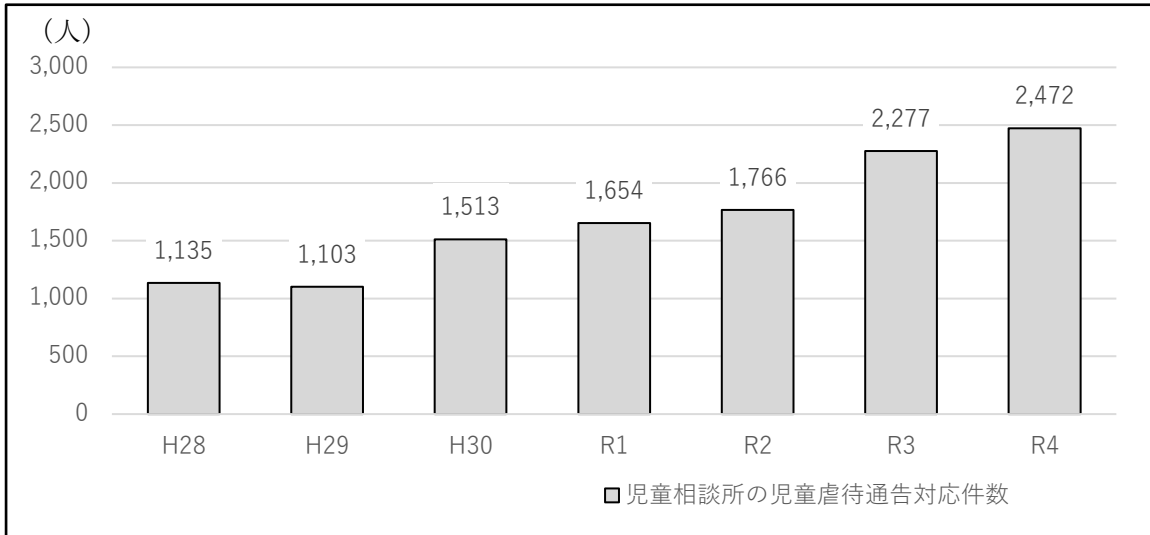
資料編



⑥ 児童虐待の状況

令和4（2022）年度の本市の児童相談所の児童虐待通告対応件数は、2,472件となり、増加傾向にあります。

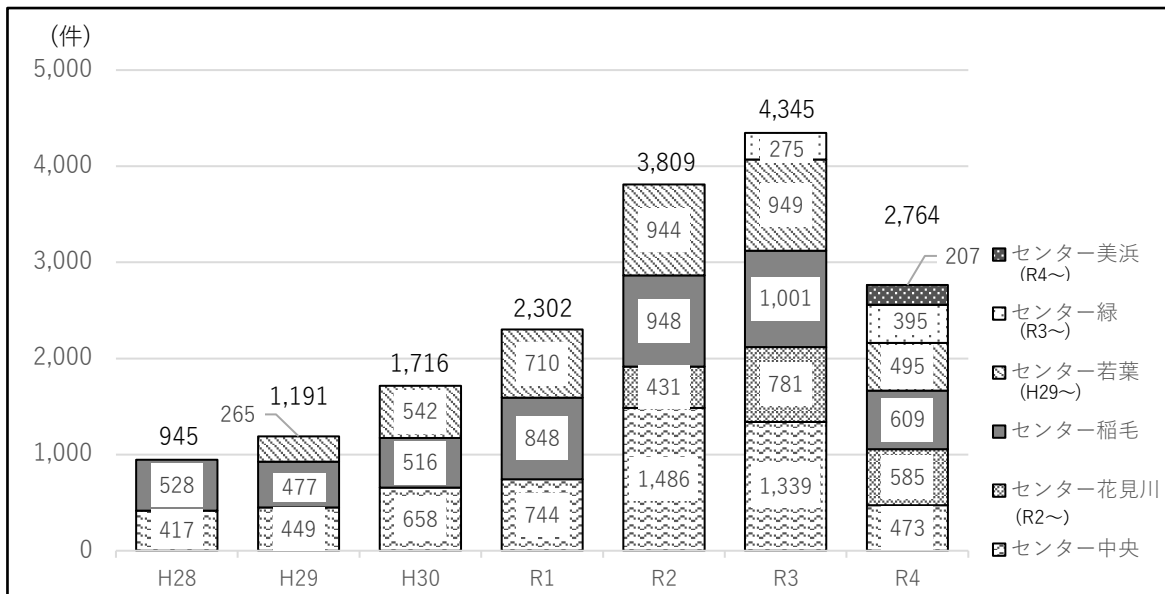
【千葉市の児童相談所の児童虐待通告対応件数の推移】（年度別実績）



⑦ 生活困窮者の状況

本市の生活困窮者の相談支援窓口である生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、毎年増加傾向にありましたが、令和4（2022）年度は2,764件で、令和3（2021）年度の4,345件から初めて減少しました。これは、貸付時に生活自立・仕事相談センターへの相談が義務付けられていた総合支援資金の再貸付が終了したこと、有効求人倍率の改善等により就労に関する相談が減少したことなどが理由と考えられます。

【千葉市の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移】（年度別実績）



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

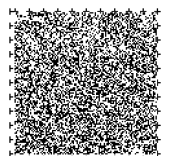
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

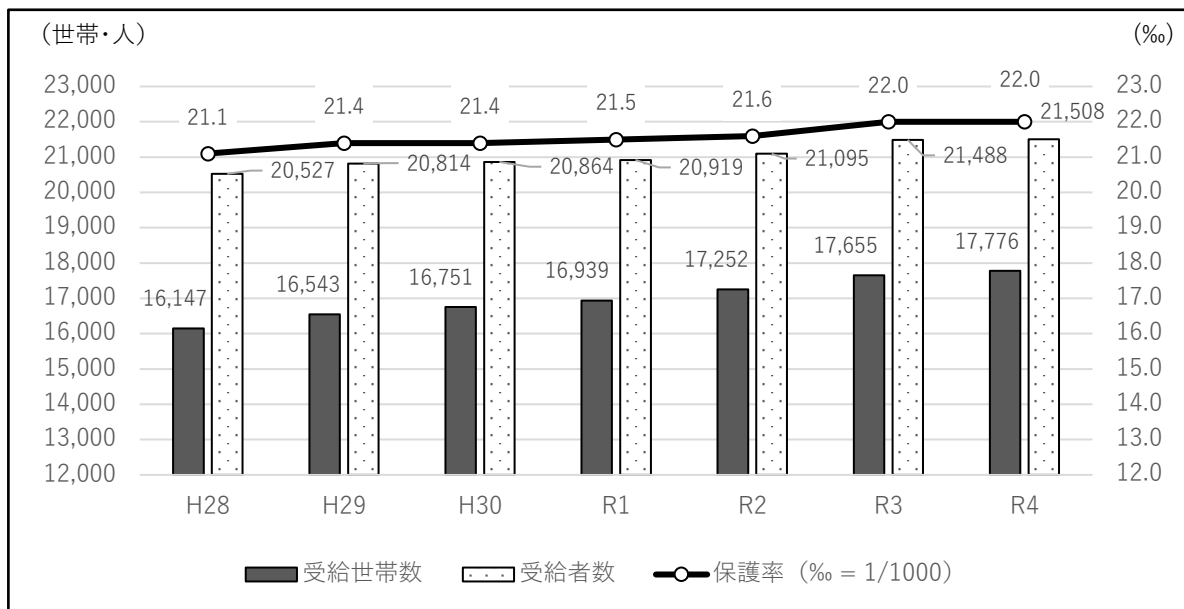
資料編



⑧ 生活保護の状況

令和4（2022）年度現在（月平均）、本市の生活保護受給者数は21,508人、受給世帯数は17,776世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は22.0‰（‰=1/1000）となっており、微増傾向にあります。

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）

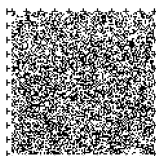
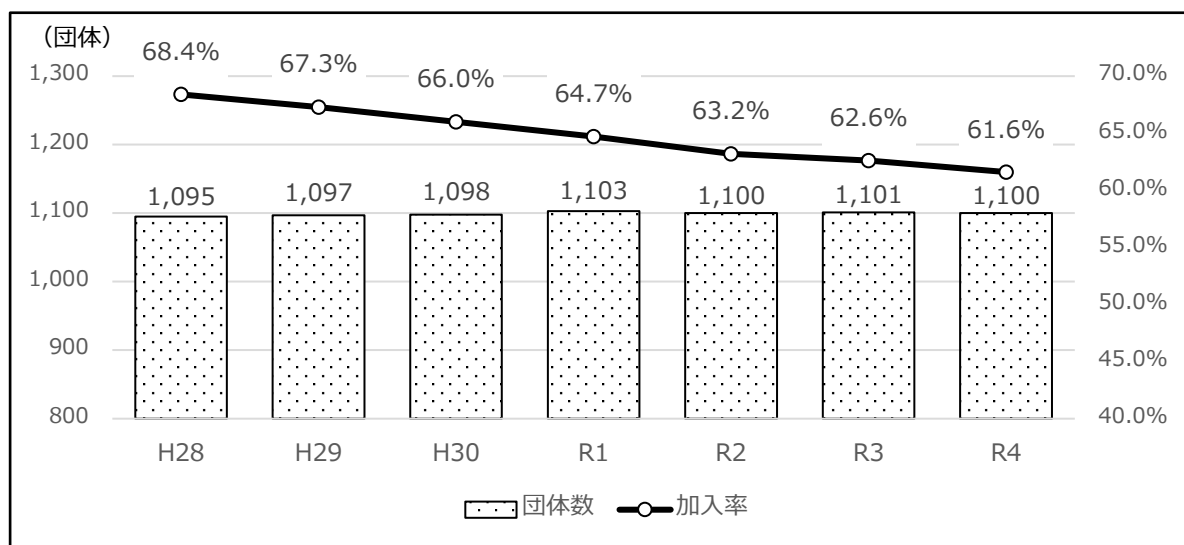


(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ（計画p.15～17）

① 町内自治会の団体数と加入率の推移

令和4（2022）年度末現在、市内の町内自治会の団体数は1,100団体で、ほぼ横ばいですが、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は61.6%となっており、減少傾向にあります。

【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年度3月末時点）

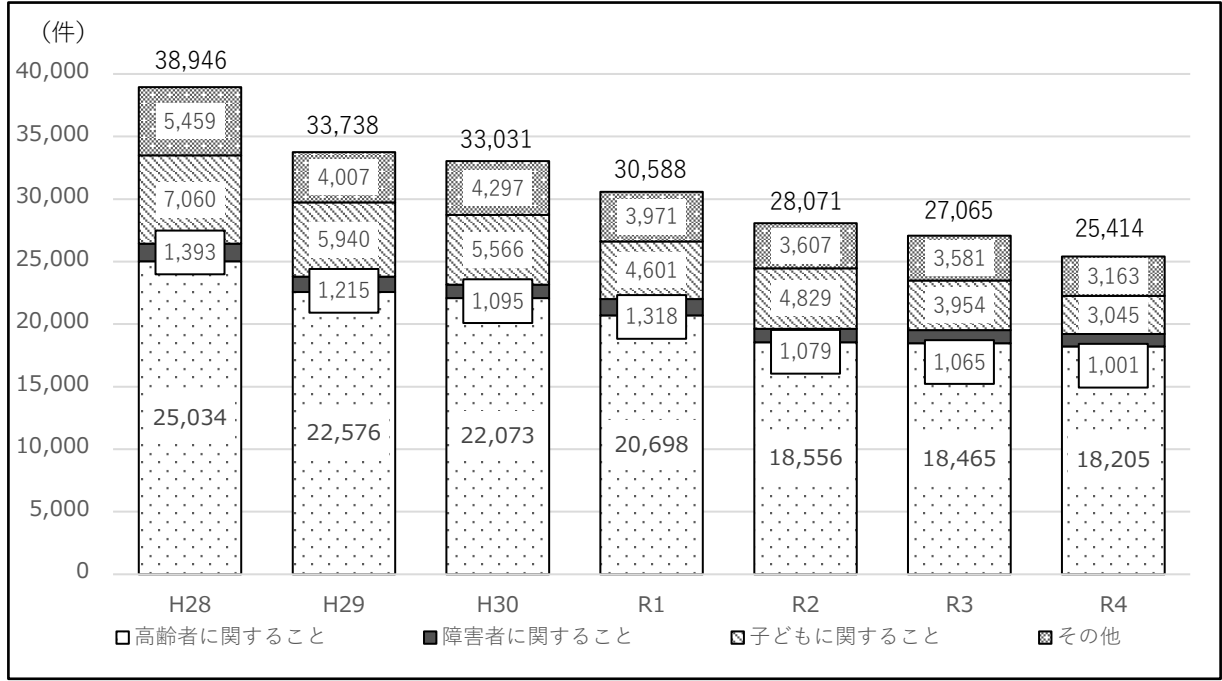


第1章 中間見直しにあたって
 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 第3章 推進計画について
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 資料編

② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員は、要支援者の抱える困りごとが多様化するなかで地域において日々様々な活動を行っています。本市における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数は、近年は減少傾向にあります。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

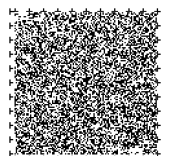
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

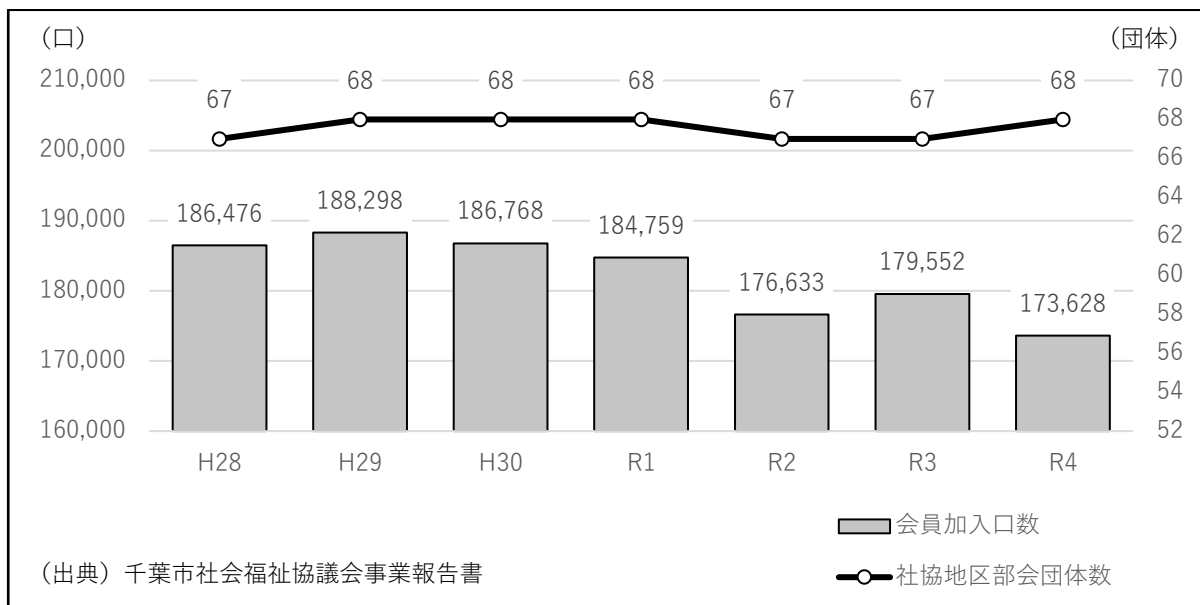


③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の会員加入口数は、近年は減少傾向にあり、特に令和2（2020）年度に大きく減少しました。令和3（2021）年度にはやや回復したものの、令和4（2022）年度には再度減少し、173,628口となっています。

また、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）の団体数は、令和4（2022）年4月現在68団体で、市内のおおよその地域で結成されている状況です。

【市社協の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】（各年度3月末時点）



④ ボランティアの登録者数

令和4（2022）年度末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は6,474人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は2,079人、千葉市国際交流協会のボランティア登録者数（重複登録あり）は3,194人となっています。

ボランティア登録者数全体としては、コロナ禍もあり、令和3（2021）年度まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度はやや回復しています。

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

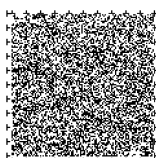
第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

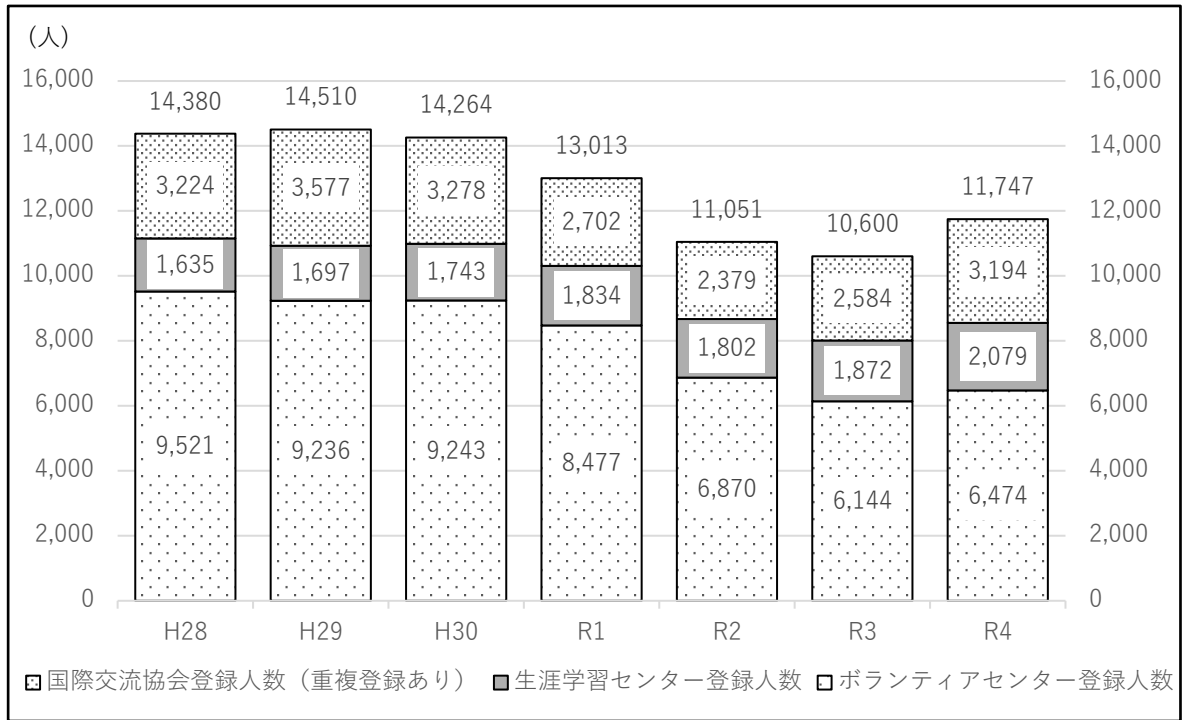
第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編



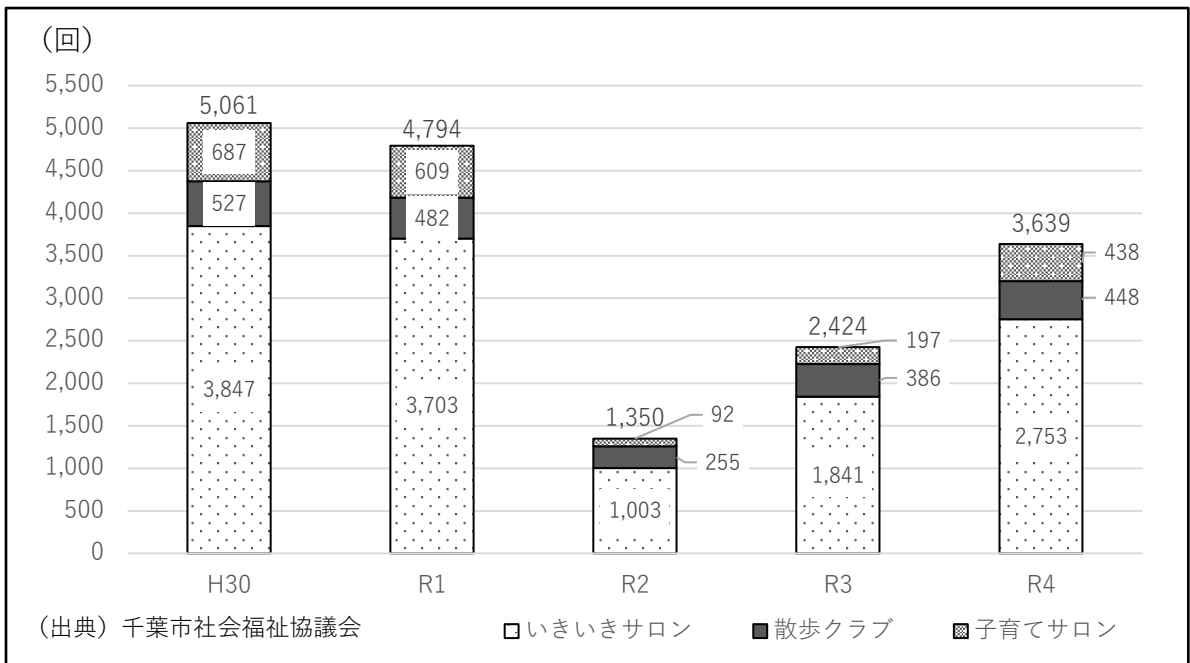
【ボランティアの登録者数の推移】（各年度3月末時点）



⑤ 社協地区部会活動の状況

令和4（2022）年度の社協地区部会が実施するサロン活動及び散歩クラブの実施回数は、「いきいきサロン」が2,753回、「散歩クラブ」が448回、「子育てサロン」が438回となっており、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に減少したものの、回復傾向にあります。

【社協地区部会のいきいきサロン・散歩クラブ・子育てサロンの実施回数の推移】



（出典）千葉市社会福祉協議会

□いきいきサロン ■散歩クラブ ▨子育てサロン

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

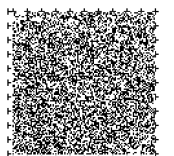
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



(4) 市民意識に関するデータ (計画 p.18~21)

(出典) 令和5(2023)年度千葉市WEBアンケート (R5.4.1~4.10に市ホームページ上で実施)
 令和3(2021)年度千葉市WEBアンケート (R3.4.30~5.10に市ホームページ上で実施)

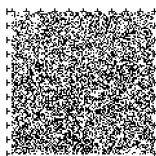
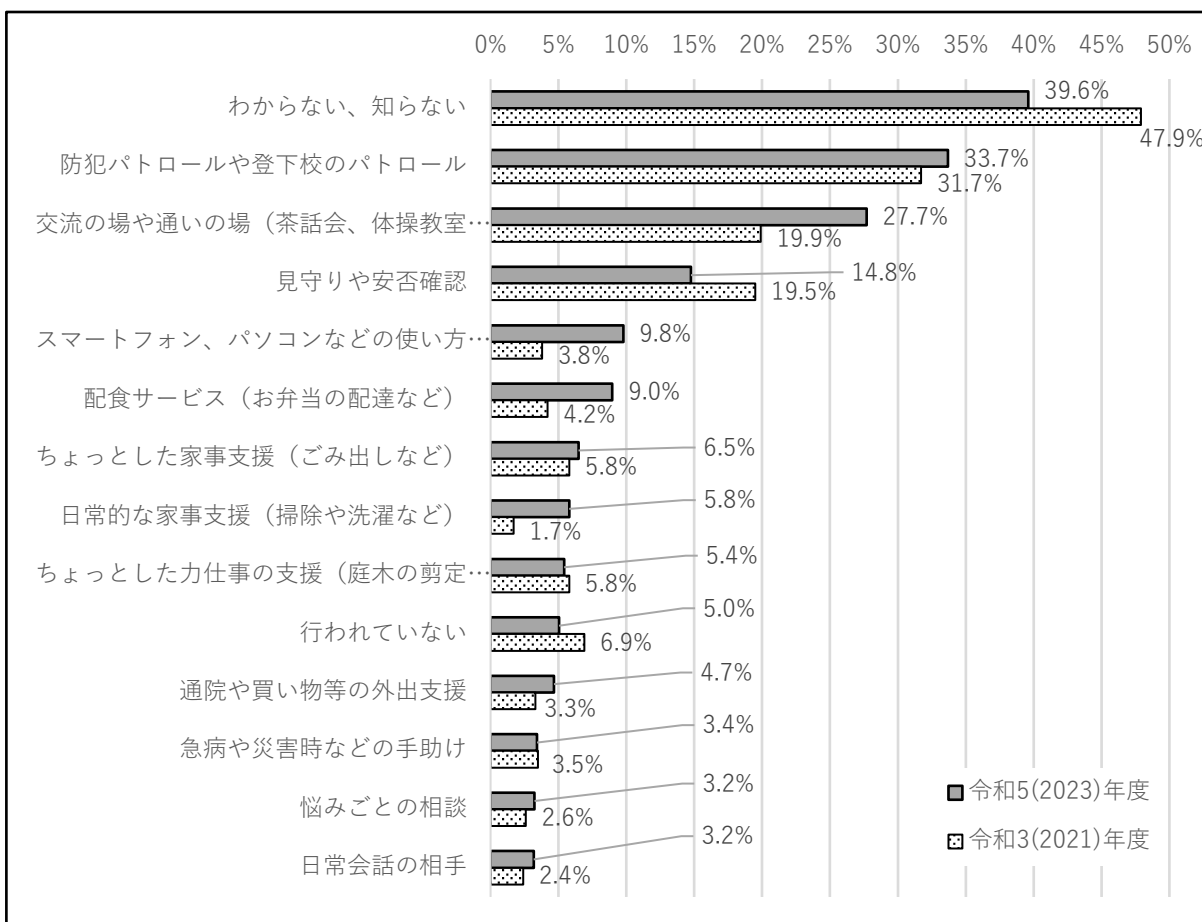
① 地域福祉活動の認知状況

地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は39.6%でした。令和3(2021)年度(47.9%)と比較すると8.3ポイント減少しており、地域福祉活動の認知状況は向上しているといえます。

活動ごとの認知度では、令和3(2021)年度と比率は異なるものの順位は変わらず、「防犯パトロールや登下校のパトロール」が最も高く33.7%(R3:31.7%)、次いで「交流の場や通いの場」が27.7%(R3:19.9%)、「見守りや安否確認」が14.8%(R3:19.5%)となっています。

その他、「スマートフォン、パソコンなどの使い方教室」(3.8%⇒9.8%)「配食サービス(お弁当の配達など)」(4.2%⇒9.0%)が大きく伸びています。コロナ禍により在宅の機会が増えたことで、これらの活動への関心が高まったことが原因と思われます。

(設問) お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか(複数回答可)。



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

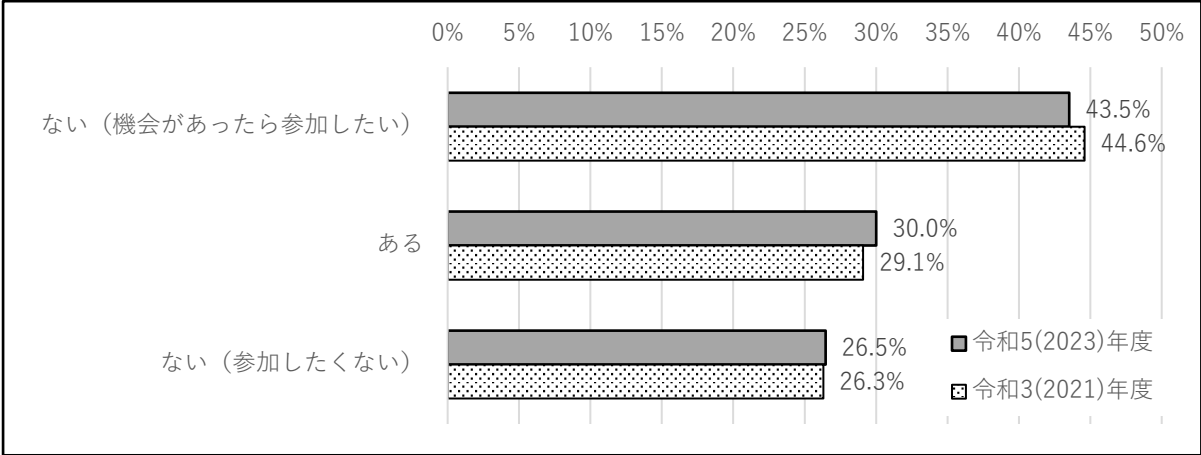
第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

② 地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことが「ある」と「機会があったら参加したい」を合わせると全体の約7割で、令和3（2021）年度と比較してほとんど変化がありませんでした。

（設問） これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか（1つだけ選択）。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

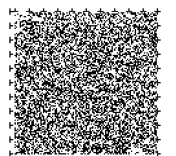
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



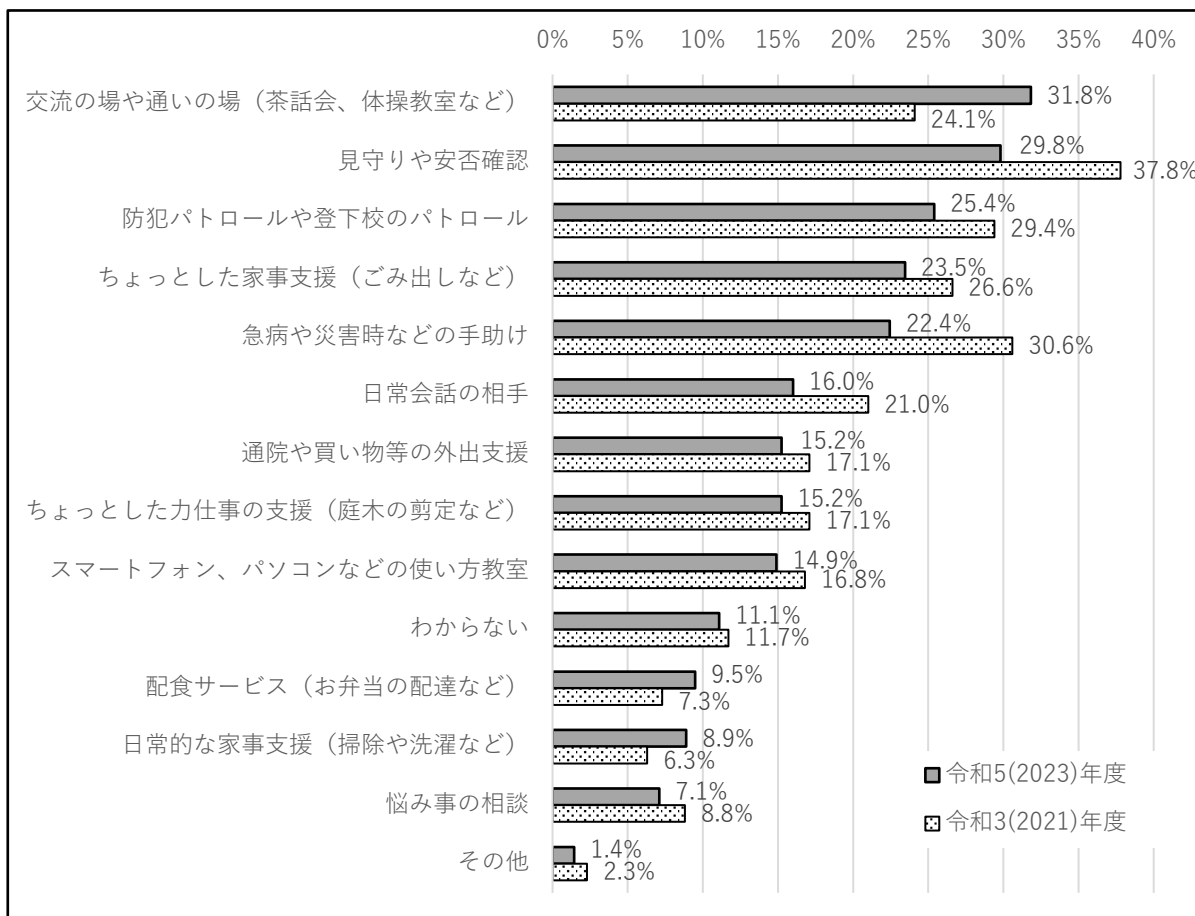
③ 参加したい地域福祉活動

参加したい地域福祉活動は、「交流の場や通いの場」と答えた人が最も多く、割合は31.8%でした。令和3（2021）年度（24.1%）と比較すると7.7ポイントの増加となり、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限緩和の方向性が国から示されたことに伴い、対面のコミュニケーション活動への関心が高まったものと思われます。

そのほか、「①地域福祉活動の認知状況」にも示されているとおり、「見守りや安否確認（29.8%）」「防犯パトロールや登下校のパトロール（25.4%）」「ちょっとした家事支援（23.5%）」が、関心が高い活動となっています。

（設問）今後、どのような地域福祉活動に参加したいですか（複数回答可）。

※対象：「②地域福祉活動の参加状況」で「ある」「ない（機会があったら参加したい）」と答えた人。



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

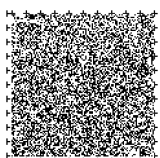
第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編



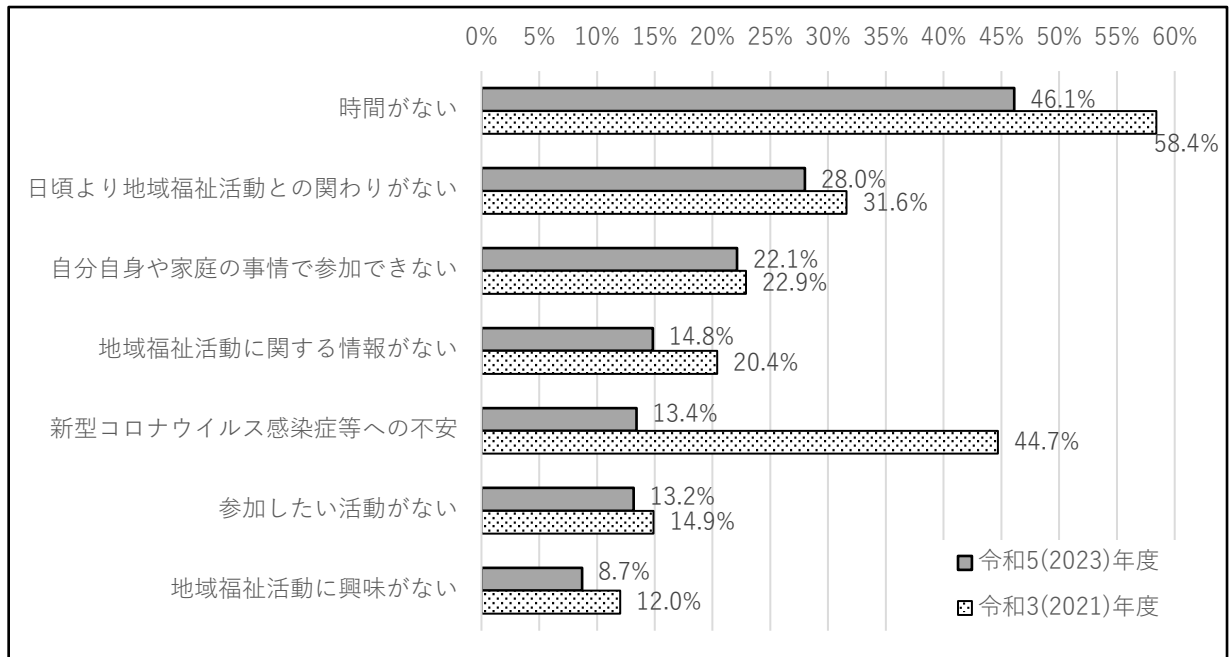
④ 地域福祉活動に参加したくない理由

地域福祉活動に参加したくない理由は、「時間がない」と答えた人が最も多く、割合は46.1%でした。その他、「日頃より地域福祉活動との関わりがない(28.0%)」、「自分自身や家庭の事情で参加できない(22.1%)」と答えており、地域福祉活動を行う上で役立つ情報の充実や地域福祉活動に参加しやすい環境づくりが必要であることがわかります。

また、「新型コロナウイルス感染症等への不安」は大幅に減少(44.7%⇒13.4%)しました。

(設問) 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか(2つまで回答可)。

※対象:「②地域福祉活動の参加状況」で「ない(参加したくない)」と答えた人。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

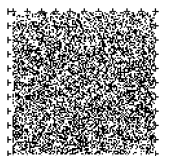
第3章
推進計画について

第4章
地域の取り組み

第5章
市の取り組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

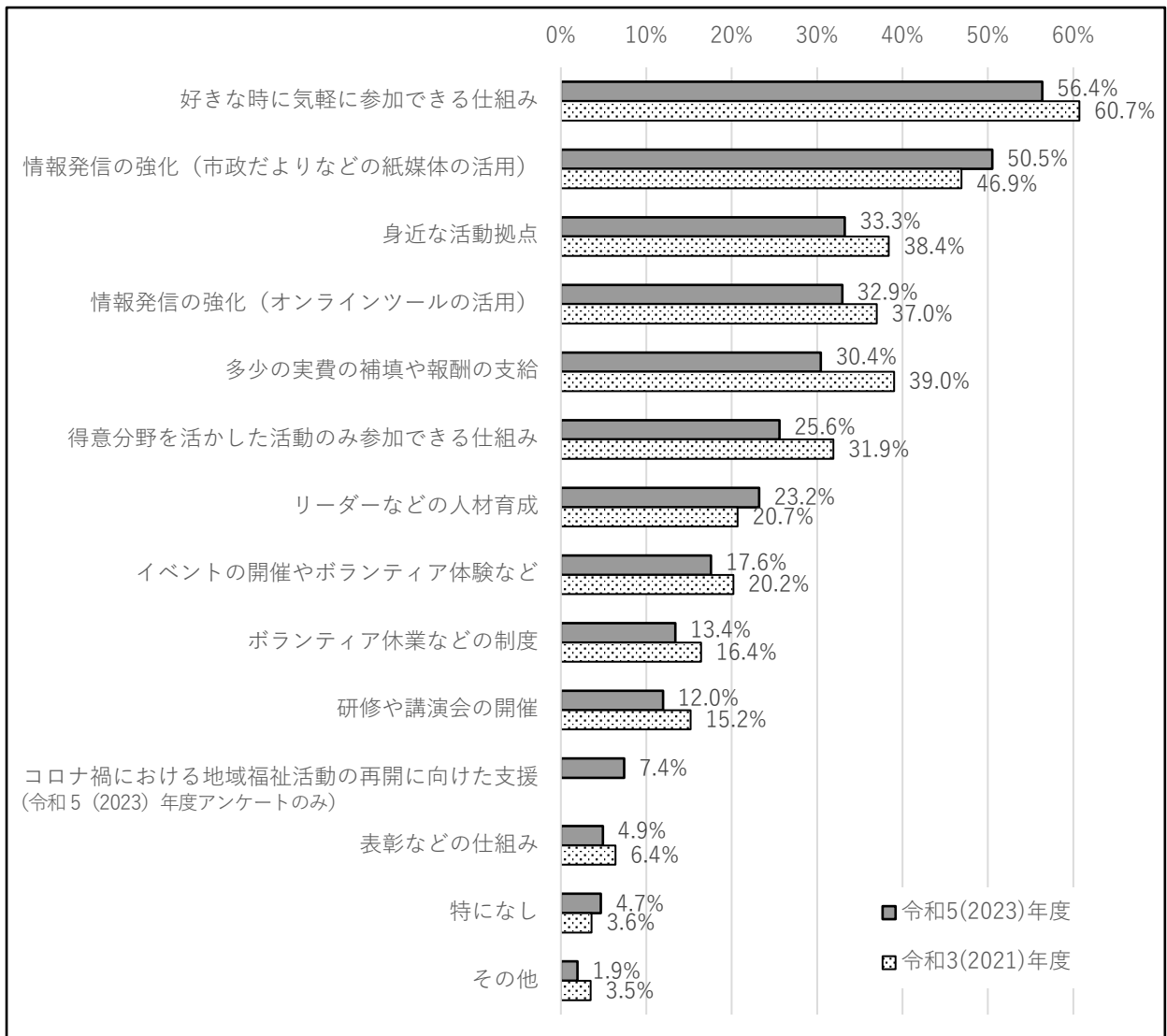
資料編



⑤ 地域福祉活動の参加要件

より多くの人々が地域福祉活動に参加するために必要だと考えているのは、回答割合の高い順に「好きな時に気軽に参加できる仕組み（56.4%）」、「情報発信の強化（紙媒体の活用）（50.5%）」で、「④地域福祉活動に参加したくない理由」と同様、情報の充実や参加しやすい環境へのニーズが高いことがわかります。その他、「身近な活動拠点（33.3%）」や「情報発信の強化（オンラインツールの活用）（32.9%）」も回答割合が比較的高く、活動拠点の確保やオンライン情報発信の強化により、地域福祉活動の参加者の増加につながる可能性があります。

（設問）より多くの市民が地域福祉活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
（複数回答可）



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

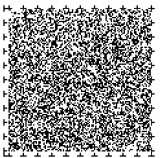
第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編



2 これまでの取組みと今後の課題

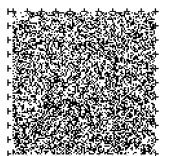
(1) 地域福祉計画の策定・推進の経過 (計画 p.33)

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～22 (5年)	第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・24の地区フォーラムを設置。 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～26 (4年)	第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・市計画と区支え合いのまち推進計画の役割分担の整理。 ・5つの基本テーマを設定。 ・区支え合いのまち推進計画に重点項目を設定。
H27～29 (3年)	第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～R2 (3年)	第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・各区の好事例を掲載。
R4～R8 (5年)	第5期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、計画策定を1年延期したほか、地域の取組みの一部について柔軟に見直しを図っていくこととした。 ・地域共生社会の実現を目指し、「地域の支え合いの力を高める」「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」「社会資源の創出を促進する」を3つの取組方針として位置付けた。 ・成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定。 ・市民に分かりやすく、浸透する計画とするため、「市の取組みに関するコラム」「コロナ禍で地域福祉活動を継続するために工夫している取組事例」「地域福祉活動に関係する補助制度一覧」を掲載し、併せて「地域福祉を題材としたデジタル漫画」を作成。

(2) 令和3(2021)年度の地域福祉に関する取組み及び第5期地域福祉計画の推進状況 (新規)

ア 地域の取組み

コロナ禍により、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされた結果、高齢者のフレイル(虚弱)・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響のほか、地域活動の実施のノウハウが断絶する、担い手が活動から離れてしまうなど深刻な打撃を受けました。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

しかしながら、このような中でも、「新しい生活様式」に対応しつつ地域活動を継続するため、ICTの活用、屋外活動への切替え、参加人数を絞っての開催などの事例が見られました。

地域活動を再びコロナ禍以前の水準まで実施できるよう取り組むとともに、コロナ禍を経て得られた知見を活かしつつ、担い手も受け手も参加することにやりがいや楽しみが見いだせるよう、多様な手法による取組みを進めていくことが求められます。また、従前の課題についても継続して取り組んでいくことが必要です。

今後の課題	
・	コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保
・	活動停滞期間の長期化による担い手のモチベーションの低下、地域活動実施のノウハウの断絶
・	対面機会の減少に伴う地域福祉のニーズの把握の難化
・	個々人の感染リスクに対する考え方の相違による地域活動実施に対する意識の相違
・	地域団体間の連携
・	地域活動への理解や関心の希薄化
・	活動拠点の確保
・	地域住民による支え合い機能の低下

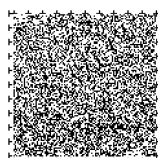
イ 市の取組み

令和3（2021）年度は、計画策定を1年延期したために計画の空白期間となったことから、市の取組みの実施状況を第4期計画に準じた形式で令和4（2022）年度第2回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「地域福祉専門分科会」といいます。）に報告しました。

また、令和4（2022）年度における市の取組みの推進状況の評価について、令和5（2023）年度第1回地域福祉専門分科会において、以下のとおり報告をしました。

（ア）定量評価 … 主に量的な成果を評価（77項目/全141項目）

評価	評価基準	令和4（2022）年度	
		項目数	割合(%)
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	23	30%
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割～10割）達成できた場合	32	42%
B	年度目標にしている業務量の一部（5割～8割未満）を達成できた場合	15	19%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合	7	9%



定量評価の事業・施策については、S評価（23項目）とA評価（32項目）を合わせて全体の72%となり、B評価（15項目）が19%、C評価（7項目）が9%となりました。

(イ) 定性評価 … 取組みの内容や体制の構築などを評価（64項目/全141項目）

評価	評価基準	令和4（2022）年度	
		項目数	割合(%)
◎	年度目標以上のものが達成できた場合	3	5%
○	年度目標が概ね達成できた場合	47	73%
△	年度目標の一部が達成できた場合	13	20%
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む。）	1	2%

定性評価の事業・施策については、◎評価（3項目）と○評価（47項目）を合わせて全体の78%となり、△評価（13項目）が20%、×評価（1項目）が2%となりました。

(3) 第5期地域福祉計画の中間見直し（新規）

令和5（2023）年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に変更されたことにより、行動制限がなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなりました。

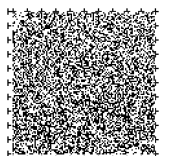
コロナ禍により打撃を受けた各種施策・事業及び地域活動の回復、再生を目指し、本計画策定時に位置づけた課題等について引き続き留意しつつ、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア コロナ禍からの回復と感染症対策の継続

コロナ禍により、様々な地域活動の休止、中止や活動規模の縮小が長く続いたことから、活動の断絶や担い手不足の深刻化などの問題が発生しており、そのままでは地域活動の回復・再生が困難であることから、地域の実情に合わせて支援していく必要があります。

また、特に重症化リスクが高いとされていた高齢者においては、外出機会がより大きく減少する傾向があったことから、フレイル・認知症の進行、社会的孤立など、様々な心身への悪影響が発生しており、多様な側面からの解決への道筋づくりが求められます。

なお、行動制限はなくなったものの、引き続き感染症対策として「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生の励行、効果的な換気等、基本的な対策を実施していく必要があります。



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

イ 重層的・包括的支援体制の構築

社会状況の変化に伴い、複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、分野や世代、内容を問わずまるごと相談を受け止め、関係機関のチームによる支援や、支援が必要な方も社会とのつながりを持ちつつ、地域で支え合いながら暮らしていける地域づくりに向けた支援など、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットの強化や重層的・包括的支援が求められています。

ウ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

引き続き地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことを主眼に置きつつ、地域の支え合いの力を高める必要があります。

エ 担い手及び活動拠点の確保

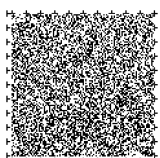
地域福祉に対する市民の理解や行動の促進について引き続き拡充を図っていく必要があります。また、コロナ禍により地域福祉活動が停滞していたことに併せて担い手が減少しているとの声が上がっていることから、地域福祉の意義やその必要性・重要性、また、地域福祉活動が活性化することのメリットを周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

また、地域福祉活動に携わる様々な団体が安定的に活動を続けるための活動拠点の確保については長きにわたる課題であり、引き続きあらゆる社会資源の活用を視野に入れながら検討する必要があります。

オ 地域団体間の連携

地域において、課題解決のため地域活動に取り組む各種団体は、地域ごとに設立や活動の背景となる経緯が異なっているため、情報共有・討議・意思決定・実行などの解決のプロセスのあり方も地域ごとに異なります。

したがって、地域ごとの課題のスムーズな発見・解決プロセスの確立のため、関係団体間で相互理解を深め、意見交換や調整が積極的に行われる仕組みづくりが求められます。



第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 中間見直しのポイント（新規）

（1）中間見直しの視点

「第1章 中間見直しにあたって」及び「第2章 地域福祉を取り巻く状況」においても述べましたとおり、本計画の策定時にはコロナ禍により、行事、集会等の開催が制限されたことから、地域福祉活動も大きな制限を受けました。このことによる活動の断絶や担い手不足の深刻化などは、単に新型コロナウイルス感染症の収束をもって自然に回復するとは必ずしも言えない状況にあります。

そのため、改めて地域の多様な主体が分野、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくこと、また、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、引き続き取組みを進めていくことが求められます。

（2）主な見直し部分

ア 地域の取組み

各区支え合いのまち推進協議会でそれぞれの状況に応じた検討を行い「具体的な取組み」及び「重点取組項目」を整え、又は見直します。

イ 市の取組み

課題に対応するため、新たな取組みや既存の取組みで改めて本計画において掲載することが適切と考える事業を盛り込みます。また、既に掲載している取組みについても、現在の状況に合わせて修正します。

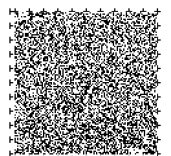
ウ 重層的・包括的支援体制の構築

（ア）背景・国の動向

これまでの社会保障は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮など、個別に発生した課題の解決を目指す方向で発展してきました。このため、対象者の属性と要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度が設けられてきました。

一方で、人びとのニーズに目を向ければ、例えば、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくい事例や、複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要な事例が顕在化しています。

これらの課題を抱える地域住民に対応する包括的な支援体制を全国的に整備するため、令和2（2020）年6月に改正された社会福祉法において重層的支援体制整備事業が創設（令和3（2021）年4月施行）されました。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

(イ) 本市の対応

国の動向を受けて本市においても、令和2（2020）年から包括的な支援体制のあり方の検討を開始し、庁内の関係課をはじめ、庁外の相談支援事業者等の関係機関の意見を伺いながら検討しました。支援体制構築の進め方としては、まずは、相談支援体制を構築し、様々な相談を受け止める中で、既存の各制度で対応困難な支援ニーズを見極め、これに対応する社会参加及び地域づくりに向けた支援の体制を重層的支援体制整備事業の枠組みを活用しながら段階的に構築することとしました。このため、本市の相談支援の現状と課題を整理した上で、本市に適した相談支援体制のあり方を検討することとしました。

(ウ) 相談支援体制のあり方検討

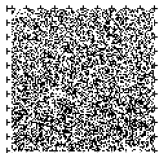
本市の相談支援の現状としては、年齢や障害・生活困窮といった分野ごとに相談窓口を設けており、千葉県が設置している中核地域生活支援センターのように、分野や世代を問わず対応する窓口はありませんでした。

また、本市の課題としては、分野ごとに窓口を設けているため、8050世帯等の分野を跨ぐケース等は、中心となる相談支援機関が明確でない上、関係機関協働の中核機能もないため、支援者個人のスキルや経験、ネットワークに頼りながら支援を行っている状況であるほか、保健福祉の総合相談電話があるものの、他の窓口の案内役にとどまっており、分野別の相談窓口の増加も、かえってわかりづらいといった側面もあり、相談先のわかりやすさ、つながりやすさも課題でした。

さらに、相談支援機関等を対象に実施したアンケートにおいては、解決困難な相談は、他の窓口の案内にとどまらず、他の窓口と個別に連携し対応している機関が多いこと、一方で、対応にあたっては、相談の複雑化で質的に対応が困難、連携先がわからない、連絡しづらい、連携してもらえないといった悩みを抱えていること、その解決には、相談員が相談できる窓口や、他の窓口とのネットワーク構築、関係者との調整役のほか、相談者に寄添い継続的に支援を行う総合的な相談窓口のニーズが高いことが分かりました。

これらの相談支援現場や市の課題を踏まえ、縦割りを超え、関係機関の協働をコーディネートする関係機関協働の中核機能と、相談先がわからない方の相談をまるごと受け止め、寄り添い支援を行う機能の2つの機能を整備する必要があると考えました。

この2つの機能の整備方法については、庁内のワーキンググループで検討を行い、その結果、縦割りの弊害を改善するには、市役所内の組織に横串を刺す市の調整部署が必要である一方、柔軟な支援が期待できる委託との混合による整備が望ましく、こうした難しい業務を担うには、支援の積み上げにより、専門性を高め、ノウハウを蓄積できる体制が必要であるため、6区に分散せず、1か所に集約する方が望ましいという結論に至りました。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

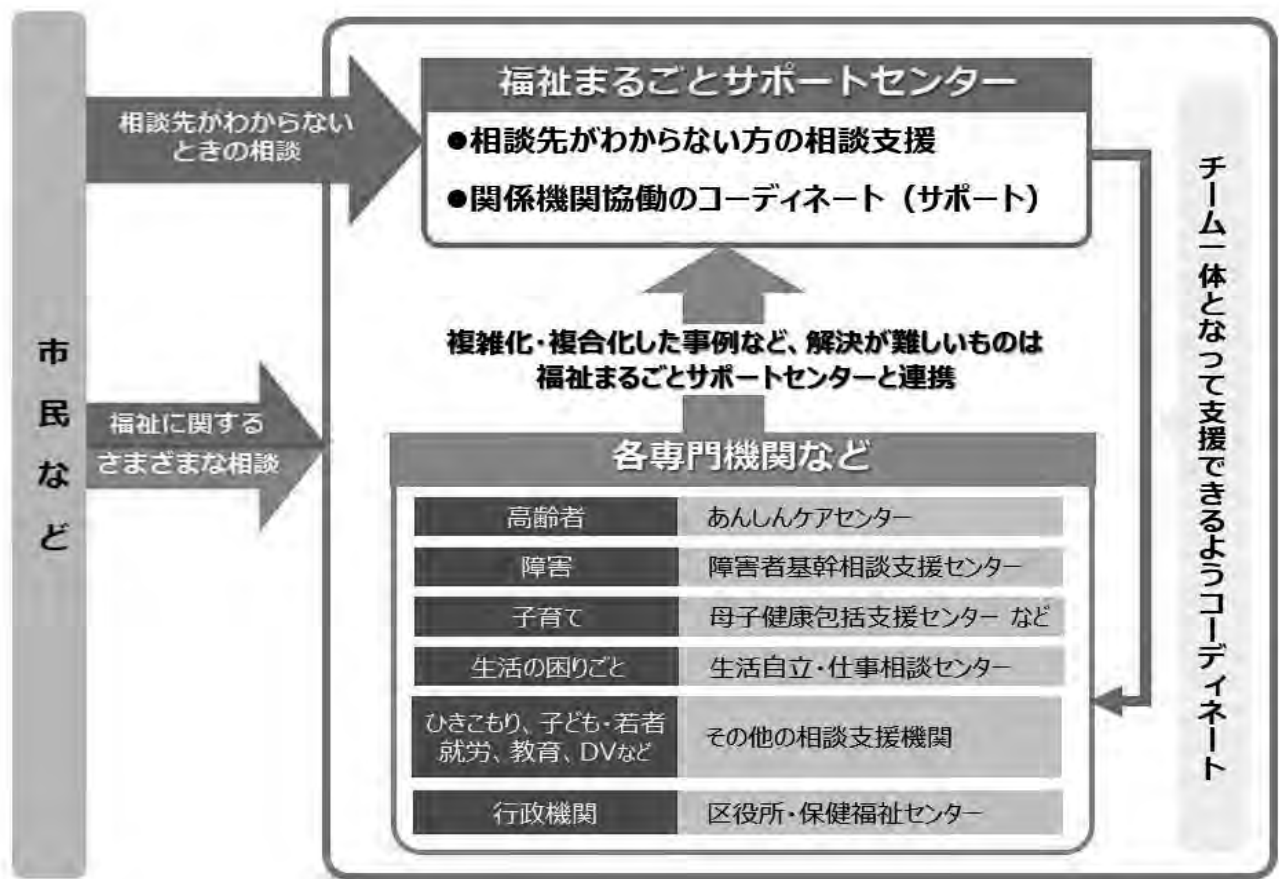
資料編

(エ) 福祉まるごとサポートセンターの開設と今後の展望

相談支援体制のあり方検討の結果を踏まえ、関係機関協働のコーディネート機能と包括的に相談を受け止める機能の2つの機能を持ち、市と委託事業者との混合により運営を行う「福祉まるごとサポートセンター」を令和5（2023）年10月に市に1か所開設しました。

これからは、福祉まるごとサポートセンターで引き続き複雑な生活課題に対応するとともに、新たに、支援が届いていない人に支援を届ける取組み（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）のほか、支援実績を踏まえ、地域の一員として役割を持って支え合いながら暮らせる環境を整える取組み（参加支援事業・地域づくり事業）を位置づけ、専門職による相談支援と地域の支え合いの両輪での支援体制構築を進めていきます。

【福祉まるごとサポートセンター相談イメージ】



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

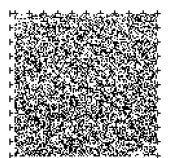
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



2 計画中間見直しの経過（計画 p.41）

本計画の中間見直しにあたっては、地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区支え合いのまち推進計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、改めてパブリックコメント手続を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

<計画中間見直しの経過>

年月	実施内容
令和4(2022)年 12月	令和4(2022)年度第2回地域福祉専門分科会(12/22) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について
12月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画の中間見直し作業開始)
令和5(2023)年 3月	令和4(2022)年度第3回地域福祉専門分科会(3/29) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について
5月	～新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更(5/8～)～
8月	令和5(2023)年度第1回地域福祉専門分科会(8/7) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の素案について
11月	令和5(2023)年度第2回地域福祉専門分科会(11/20) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の原案について
令和6(2024)年 1月	計画中間見直し案の説明動画の配信 パブリックコメント手続による市民意見の聴取
3月	令和5(2023)年度第3回地域福祉専門分科会(3/29) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の最終案について ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の決定

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

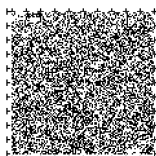
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

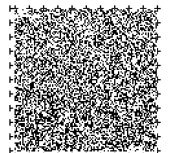
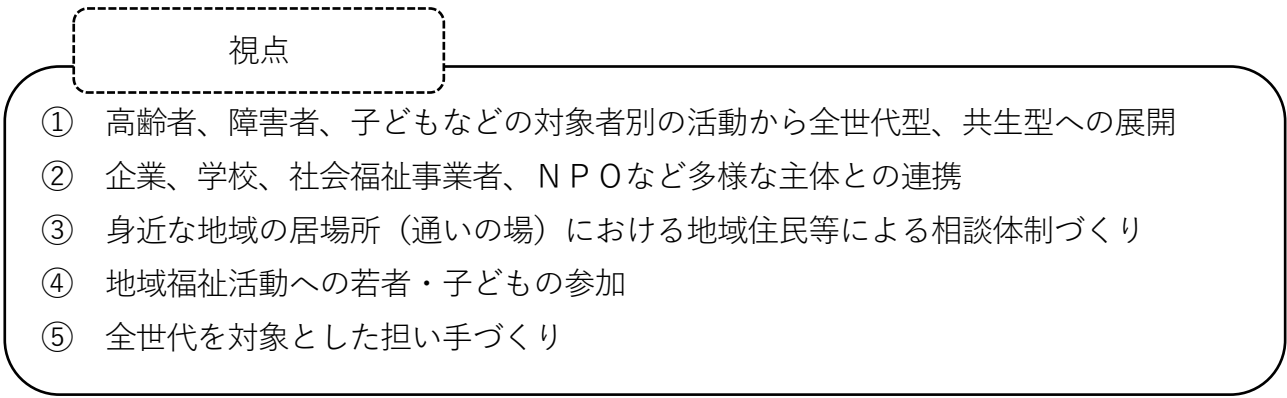
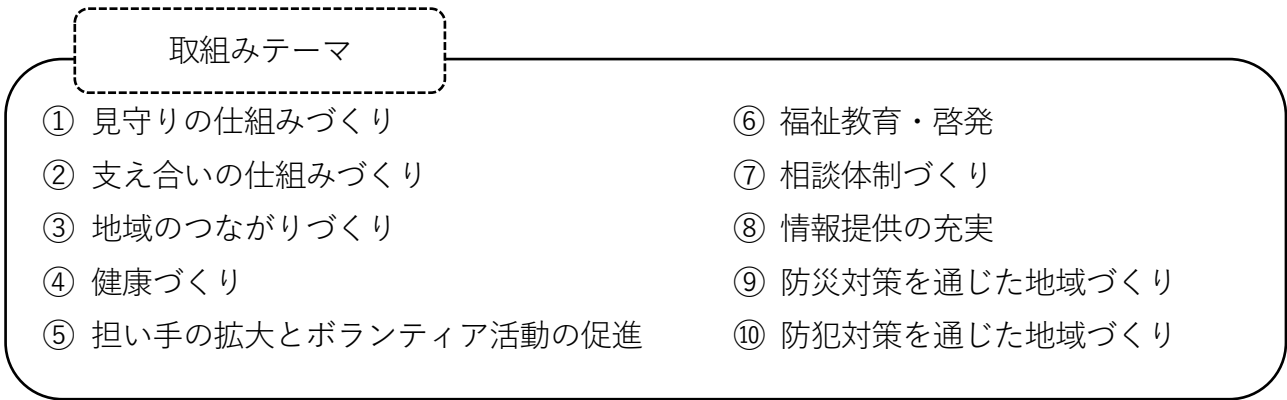
資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

区支え合いのまち推進計画中間見直しのポイント（計画 p.43）

- (1) コロナ禍により地域活動が制限されていたことから、本計画策定時に中間見直しまでに区支え合いのまち推進協議会で検討を行い策定することも可能としていた取組内容を整えました。
- (2) 取組内容のうち、地域住民等が地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで計画期間内に注力して取り組む活動を考え、その地区部会エリアにおいて選定する「重点取組項目」も「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」に引き続き設定しました。
- (3) 区の現状について、人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、地域住民に周知されるよう、「基本目標」「基本方針（仕組み）」「取組内容一覧表」のシンプルな3本立ての構成により策定しました。
 なお、策定にあたっては、次の10の取組みテーマ及び5つの視点を参考にしています。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

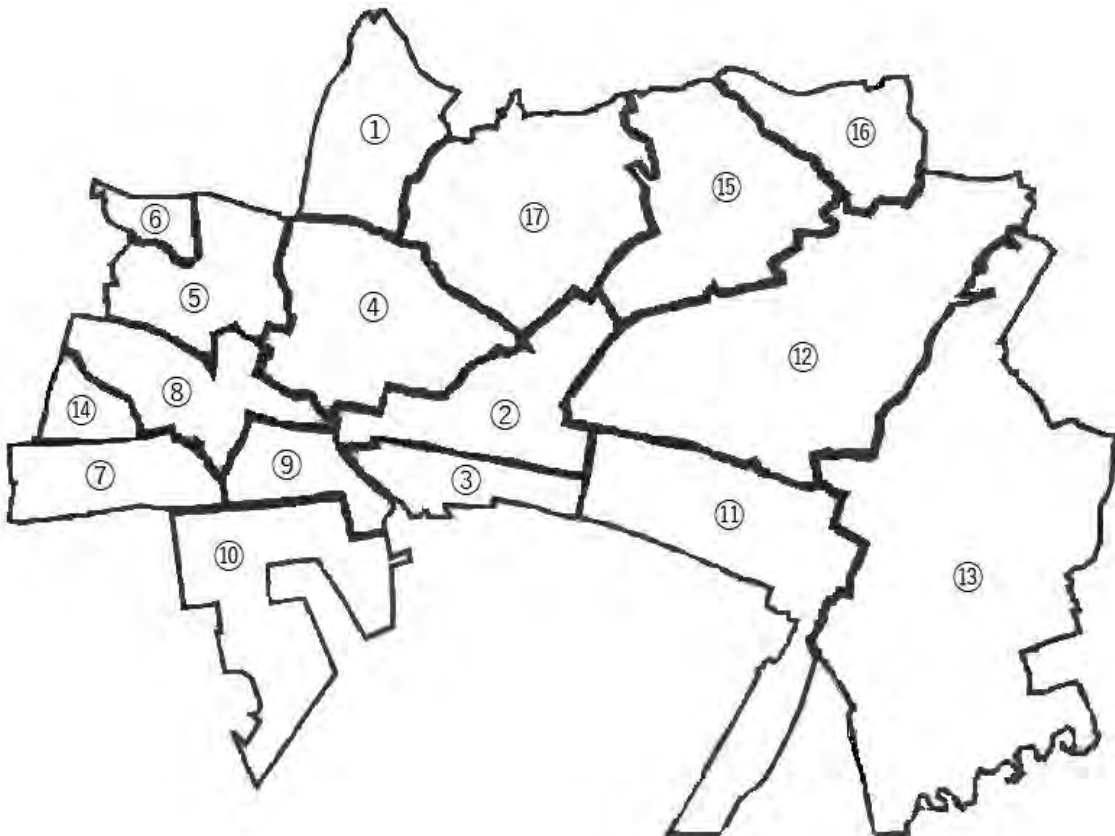
資料編

Φ
Φ

中央区支え合いのまち推進計画

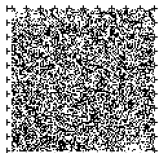
第5期中央区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

中央区地区部会



①	都地区部会
②	末広地区部会
③	寒川地区部会
④	ちば中央地区部会
⑤	中央東地区部会
⑥	東千葉地区部会
⑦	西千葉地区部会
⑧	中央地区部会
⑨	新宿地区部会

⑩	千葉みなと地区部会
⑪	蘇我地区部会
⑫	白旗台地区部会
⑬	生浜地区部会
⑭	松波地区部会
⑮	松ヶ丘地区部会
⑯	川戸地区部会
⑰	星久喜地区部会



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の実践

第5章 市の取り組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

1 区の現状・社会資源

(1) 地区部会の状況

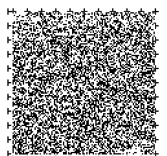
区の中では様々な団体が地域の福祉活動を担っていますが、中央区支え合いのまち推進計画においては千葉市社会福祉協議会地区部会の活動区域（おおむね中学校区）ごとにデータを整理しました。

令和5年3月31日現在

地区部会名	人口	世帯数	自治会数	高齢化率	後期 高齢化率	活動事業											地区 民児協	民生委員 定数	地区連協	
						いきいきサロン	子育てサロン	散歩クラブ	広報紙	ボランティア講座	ふれあい食事サービス	敬老会開催	見守り活動	支え合い活動						
都	9,235人	4,852世帯	10	25.4%	13.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第101地区	14人	都地区
末広	12,964人	7,278世帯	4	20.9%	11.3%	○	○		○					○	○	○	第102地区	20人	末広中	
寒川	5,664人	3,298世帯	6	22.2%	12.3%	○	○		○	○				○	○		第103地区	14人	末広中	
ちば中央	16,596人	9,645世帯	28	23.5%	13.2%		○		○								第104地区	17人	葛城中	
																	第105地区	23人		
中央東	14,087人	8,878世帯	16	24.4%	13.4%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第106地区	28人	椿森中	
東千葉	4,030人	2,107世帯	7	38.8%	22.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第107地区	7人	椿森中	
西千葉	13,363人	7,376世帯	6	18.1%	10.1%		○		○	○				○	○		第108地区	20人	緑町中	
中央	7,239人	4,440世帯	6	18.9%	10.2%	○	○		○	○				○	○		第109地区	17人	新宿中	
新宿	12,906人	7,339世帯	5	16.8%	8.5%	○	○	○	○	○				○	○		第110地区	19人	新宿中	
千葉みなと	10,451人	4,454世帯	11	12.8%	6.5%				○	○							第118地区	11人	新宿中	
蘇我	18,838人	9,960世帯	9	16.3%	8.4%	○	○	○	○	○				○			第111地区	28人	蘇我中	
白旗台	25,711人	13,077世帯	41	25.0%	13.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第112地区	30人	蘇我中	
生浜	25,879人	12,636世帯	12	24.7%	14.2%	○	○		○	○				○	○	○	第113地区	30人	生浜中	
松波	4,922人	2,805世帯	1	23.3%	12.7%	○	○	○	○	○				○	○	○	第114地区	13人	轟町中	
松ヶ丘	11,912人	5,898世帯	37	28.3%	16.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第115地区	22人	松ヶ丘中	
川戸	6,798人	3,330世帯	13	32.6%	19.6%	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	第116地区	14人	川戸中	
星久喜	11,802人	6,040世帯	24	26.5%	14.9%	○	○		○	○				○	○		第117地区	20人	星久喜中	
中央区計	212,396人	113,403世帯	236	22.7%	12.6%	14	16	9	17	14	6	17	14	7				347人		

※1 人口等の数値は、令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用しています。

※2 複数の地区部会にまたがる町丁については、町丁を担当する民生委員の人数により按分した概算の数値です。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

第3章
推進計画について

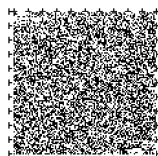
第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

地区部会名	あんしんケア センター	避難所運営 委員会数	自主防災 組織数	社会資源			活動対象区域
				公民館 等	高齢 者施 設	障 害 者 施 設	
都	中央	1	7		3	0	都町
末広	千葉寺	2	4	1	7	0	末広、長洲2丁目、長洲1丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
寒川	千葉寺	1	6		2	1	港町、寒川町、稲荷町
ちば中央	中央、千葉寺	5	29	1	5	0	亥鼻、本町の一部、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、 亀岡町、葛城、東本町、長洲1丁目の一部、青葉町の一部
中央東	弁天、中央	3	14	1	8	0	祐光、椿森、道場北、院内、要町、本町の一部
東千葉	弁天	0	6		2	0	東千葉
西千葉	弁天	1	9		1	0	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
中央	弁天、中央	1	4		1	0	弁天、栄町、富士見、本千葉町、新町、新千葉の一部
新宿	中央	2	9	1	3	0	新宿、神明町、新田町、出洲港
千葉みなと	中央	1	11	1	5	0	中央港、千葉港、問屋町
蘇我	松ヶ丘	3	8	1	8	1	蘇我、今井、若草、南町
白旗台	松ヶ丘、千葉寺	7	37	1	7	5	白旗、鶉の森町、今井町、大蔵寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、 千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
生浜	浜野	6	13	2	12	9	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
松波	弁天	1	1		1	1	松波
松ヶ丘	松ヶ丘	3	34	1	4	1	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、 宮崎町の一部
川戸	松ヶ丘	2	11	1	6	2	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部、緑区：平山町の一部
星久喜	千葉寺、松ヶ丘	3	17	3	7	4	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部
中央区計		42	220	14	82	24	



（2）町丁別人口構成

中央区の高齢化率は22.7%（令和5年3月31日現在）で、6区の中で最も低くなっていますが、区内でも40%を超えるエリアもある一方、マンションの建設が多い地区など10%に満たないエリアもあります。

令和5年3月31日現在

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
青葉町	2,640	1,116	50	1.9%	254	1,726	660	25.0%	350	13.3%
赤井町	1,844	751	82	4.4%	322	1,102	420	22.8%	241	13.1%
旭町	1,015	564	21	2.1%	133	633	249	24.5%	141	13.9%
市場町	523	326	20	3.8%	44	371	108	20.7%	51	9.8%
亥鼻1丁目	365	304	4	1.1%	10	308	47	12.9%	28	7.7%
亥鼻2丁目	478	257	18	3.8%	49	315	114	23.8%	63	13.2%
亥鼻3丁目	600	360	7	1.2%	57	381	162	27.0%	107	17.8%
今井町	852	483	20	2.3%	77	498	277	32.5%	157	18.4%
今井1丁目	1,430	928	29	2.0%	85	1,049	296	20.7%	166	11.6%
今井2丁目	1,345	917	23	1.7%	68	1,030	247	18.4%	141	10.5%
今井3丁目	1,494	939	33	2.2%	110	1,154	230	15.4%	109	7.3%
院内1丁目	668	553	2	0.3%	13	494	161	24.1%	113	16.9%
院内2丁目	767	494	6	0.8%	23	517	227	29.6%	138	18.0%
稲荷町1丁目	708	357	13	1.8%	64	482	162	22.9%	92	13.0%
稲荷町2丁目	645	397	10	1.6%	60	456	129	20.0%	61	9.5%
稲荷町3丁目	659	416	13	2.0%	49	481	129	19.6%	65	9.9%
鶴の森町	1,163	546	31	2.7%	179	707	277	23.8%	151	13.0%
大森町	5,134	2,649	127	2.5%	544	3,201	1,389	27.1%	751	14.6%
生実町	6,878	3,269	193	2.8%	840	4,125	1,913	27.8%	1,153	16.8%
春日1丁目	1,430	802	19	1.3%	128	1,002	300	21.0%	181	12.7%
春日2丁目	1,689	870	45	2.7%	234	1,192	263	15.6%	134	7.9%
葛城1丁目	748	366	20	2.7%	90	468	190	25.4%	106	14.2%
葛城2丁目	1,100	700	22	2.0%	88	714	298	27.1%	172	15.6%
葛城3丁目	1,180	634	40	3.4%	139	769	272	23.1%	150	12.7%
要町	718	529	14	1.9%	38	547	133	18.5%	78	10.9%
亀井町	641	388	8	1.2%	52	365	224	34.9%	155	24.2%
亀岡町	567	310	12	2.1%	54	368	145	25.6%	91	16.0%
川崎町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
川戸町	3,323	1,639	55	1.7%	320	1,819	1,184	35.6%	706	21.2%
栄町	382	286	5	1.3%	13	272	97	25.4%	48	12.6%
寒川町1丁目	617	395	5	0.8%	37	418	162	26.3%	98	15.9%
寒川町2丁目	609	379	16	2.6%	42	388	179	29.4%	100	16.4%
寒川町3丁目	894	528	19	2.1%	77	585	232	26.0%	142	15.9%
塩田町	1,269	668	30	2.4%	139	835	295	23.2%	177	13.9%
汐見丘町	1,375	711	32	2.3%	163	945	267	19.4%	167	12.1%
白旗1丁目	935	623	11	1.2%	56	441	438	46.8%	259	27.7%
白旗2丁目	1,229	717	9	0.7%	75	691	463	37.7%	259	21.1%
白旗3丁目	1,455	751	35	2.4%	130	944	381	26.2%	222	15.3%
新宿1丁目	2,368	1,504	60	2.5%	217	1,746	405	17.1%	231	9.8%
新宿2丁目	4,056	1,932	125	3.1%	576	2,958	522	12.9%	236	5.8%
新千葉1丁目	17	14	1	5.9%	1	16	0	0.0%	0	0.0%
新千葉2丁目	1,016	663	39	3.8%	103	779	134	13.2%	89	8.8%
新千葉3丁目	1,239	719	52	4.2%	131	901	207	16.7%	121	9.8%
新田町	1,758	1,144	40	2.3%	159	1,319	280	15.9%	161	9.2%
新町	665	414	21	3.2%	72	473	120	18.0%	69	10.4%
神明町	3,632	2,070	82	2.3%	378	2,571	683	18.8%	365	10.0%
末広1丁目	1,132	707	29	2.6%	114	850	168	14.8%	83	7.3%
末広2丁目	859	469	11	1.3%	84	607	168	19.6%	83	9.7%
末広3丁目	1,389	795	60	4.3%	163	981	245	17.6%	121	8.7%
末広4丁目	925	542	25	2.7%	103	681	141	15.2%	71	7.7%
末広5丁目	793	473	36	4.5%	88	606	99	12.5%	44	5.5%

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

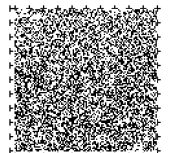
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

令和5年3月31日現在

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
蘇我町2丁目	9									
蘇我1丁目	1,605	991	35	2.2%	122	1,178	305	19.0%	176	11.0%
蘇我2丁目	1,173	586	34	2.9%	129	845	199	17.0%	105	9.0%
蘇我3丁目	2,442	1,060	83	3.4%	382	1,756	304	12.4%	155	6.3%
蘇我4丁目	1,449	547	64	4.4%	258	1,050	141	9.7%	70	4.8%
蘇我5丁目	1,966	938	32	1.6%	197	1,374	395	20.1%	195	9.9%
大蔵寺町	1,841	1,098	37	2.0%	118	1,117	606	32.9%	383	20.8%
千葉寺町	7,099	3,575	190	2.7%	705	4,694	1,700	23.9%	956	13.5%
千葉港	3,778	1,478	130	3.4%	551	2,707	520	13.8%	222	5.9%
中央1丁目	602	317	46	7.6%	109	430	63	10.5%	26	4.3%
中央2丁目	325	217	8	2.5%	22	269	34	10.5%	20	6.2%
中央3丁目	1,363	768	54	4.0%	183	949	231	16.9%	115	8.4%
中央4丁目	486	334	10	2.1%	41	383	62	12.8%	32	6.6%
中央港1丁目	2,684	1,296	98	3.7%	439	1,780	465	17.3%	299	11.1%
中央港2丁目	3									
椿森1丁目	1,276	797	18	1.4%	94	883	299	23.4%	152	11.9%
椿森2丁目	976	483	23	2.4%	127	629	220	22.5%	136	13.9%
椿森3丁目	1,293	763	37	2.9%	119	774	400	30.9%	225	17.4%
椿森4丁目	188	116	5	2.7%	15	138	35	18.6%	24	12.8%
椿森5丁目	808	505	44	5.4%	99	563	146	18.1%	76	9.4%
椿森6丁目	767	459	16	2.1%	62	531	174	22.7%	99	12.9%
鶴沢町	878	493	17	1.9%	95	531	252	28.7%	157	17.9%
出洲港	1,092	689	19	1.7%	84	733	275	25.2%	106	9.7%
道場北町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
道場北1丁目	1,395	914	33	2.4%	80	946	369	26.5%	212	15.2%
道場北2丁目	960	604	26	2.7%	74	649	237	24.7%	105	10.9%
道場南1丁目	1,154	611	25	2.2%	123	746	285	24.7%	167	14.5%
道場南2丁目	1,031	559	14	1.4%	100	602	329	31.9%	182	17.7%
問屋町	3,986	1,679	116	2.9%	653	2,978	355	8.9%	155	3.9%
長洲1丁目	1,508	1,020	33	2.2%	115	1,080	313	20.8%	164	10.9%
長洲2丁目	1,363	886	29	2.1%	117	887	359	26.3%	214	15.7%
新浜町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
仁戸名町	8,171	4,209	182	2.2%	920	4,621	2,630	32.2%	1,629	19.9%
登戸1丁目	1,454	921	33	2.3%	110	1,076	268	18.4%	136	9.4%
登戸2丁目	1,138	668	25	2.2%	100	857	181	15.9%	93	8.2%
登戸3丁目	1,432	743	25	1.7%	136	1,032	264	18.4%	144	10.1%
登戸4丁目	1,029	555	25	2.4%	109	709	211	20.5%	117	11.4%
登戸5丁目	1,561	724	36	2.3%	229	1,008	324	20.8%	167	10.7%
花輪町	1,526	599	148	9.7%	340	866	320	21.0%	152	10.0%
浜野町	7,049	3,637	255	3.6%	865	4,508	1,676	23.8%	934	13.3%
東本町	679	348	13	1.9%	86	417	176	25.9%	90	13.3%
東千葉1丁目	1,245	656	10	0.8%	75	595	575	46.2%	344	27.6%
東千葉2丁目	2,314	1,233	38	1.6%	170	1,371	773	33.4%	417	18.0%
東千葉3丁目	471	218	2	0.4%	24	231	216	45.9%	148	31.4%
富士見1丁目	251	157	9	3.6%	17	196	38	15.1%	18	7.2%
富士見2丁目	70	43	1	1.4%	3	35	32	45.7%	22	31.4%
弁天1丁目	1,519	934	59	3.9%	182	1,122	215	14.2%	113	7.4%
弁天2丁目	1,145	709	25	2.2%	81	719	345	30.1%	188	16.4%
弁天3丁目	978	564	24	2.5%	112	673	193	19.7%	109	11.1%
弁天4丁目	949	524	38	4.0%	127	641	181	19.1%	94	9.9%

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

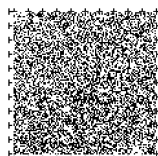
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

令和5年3月31日現在

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
星久喜町	6,496	3,246	182	2.8%	872	4,006	1,618	24.9%	945	14.5%
本千葉町	1,263	795	52	4.1%	133	982	148	11.7%	74	5.9%
本町1丁目	650	466	7	1.1%	32	481	137	21.1%	83	12.8%
本町2丁目	787	481	11	1.4%	58	538	191	24.3%	87	11.1%
本町3丁目	393	279	7	1.8%	25	273	95	24.2%	45	11.5%
松ヶ丘町	3,087	1,451	106	3.4%	418	1,814	855	27.7%	480	15.5%
松波1丁目	1,208	638	65	5.4%	183	863	162	13.4%	88	7.3%
松波2丁目	1,533	964	34	2.2%	133	1,009	391	25.5%	221	14.4%
松波3丁目	1,121	584	32	2.9%	117	706	298	26.6%	153	13.6%
松波4丁目	1,060	619	25	2.4%	89	673	298	28.1%	165	15.6%
港町	1,532	826	37	2.4%	183	1,082	267	17.4%	140	9.1%
南生実町	3,820	1,664	168	4.4%	474	2,335	1,011	26.5%	629	16.5%
南町1丁目	1,652	674	54	3.3%	284	1,181	187	11.3%	95	5.8%
南町2丁目	2,131	1,123	82	3.8%	317	1,571	243	11.4%	115	5.4%
南町3丁目	1,886	1,079	54	2.9%	157	1,371	358	19.0%	195	10.3%
都町	54	31	1	1.9%	11	30	13	24.1%	8	14.8%
都町1丁目	2,682	1,462	82	3.1%	337	1,774	571	21.3%	285	10.6%
都町2丁目	807	487	11	1.4%	71	531	205	25.4%	117	14.5%
都町3丁目	813	497	19	2.3%	54	520	239	29.4%	132	16.2%
都町4丁目	826	341	22	2.7%	175	548	103	12.5%	45	5.4%
都町5丁目	1,469	728	48	3.3%	193	902	374	25.5%	215	14.6%
都町6丁目	1,403	718	22	1.6%	127	810	466	33.2%	233	16.6%
都町7丁目	857	409	20	2.3%	83	452	322	37.6%	195	22.8%
都町8丁目	324	179	16	4.9%	34	234	56	17.3%	39	12.0%
宮崎町	7,792	3,503	162	2.1%	990	5,253	1,549	19.9%	764	9.8%
宮崎1丁目	1,625	921	66	4.1%	273	1,142	210	12.9%	102	6.3%
宮崎2丁目	1,572	896	64	4.1%	166	1,056	350	22.3%	154	9.8%
村田町	5,650	2,912	163	2.9%	615	3,677	1,358	24.0%	719	12.7%
矢作町	4,464	2,521	125	2.8%	382	2,811	1,271	28.5%	697	15.6%
祐光1丁目	1,568	902	18	1.1%	141	1,081	346	22.1%	191	12.2%
祐光2丁目	1,385	949	28	2.0%	82	890	413	29.8%	198	14.3%
祐光3丁目	351	220	7	2.0%	34	250	67	19.1%	33	9.4%
祐光4丁目	967	590	23	2.4%	78	675	214	22.1%	110	11.4%
若草1丁目	1,469	655	26	1.8%	123	1,051	295	20.1%	121	8.2%
中央区計	212,396	113,403	5,743	2.7%	23,388	140,732	48,264	22.7%	26,713	12.6%
千葉市全体	977,086	482,474	25,088	2.6%	110,420	609,921	256,745	26.3%	144,733	14.8%

※ 太字:0-3歳(%)は市の平均未満、高齢化率(%)・後期高齢化率(%)は市の平均を超える値
 ※ 個人情報保護のため、一部の町丁については、年齢別人口を公表していません。

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く
状況

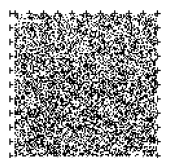
第3章
推進計画
について

第4章
地域の取
組み

第5章
市の取
組み

第6章
成年後見
制度利用
促進基本
計画

資料編



2 区の課題

（1）担い手に関すること

- ・担い手の高齢化の問題
- ・若い世代の担い手の育成及び組織化の仕組みづくり

（2）町内自治会に関すること

- ・町内自治会長の交代に伴い、取組が後退しないための仕組みづくり
- ・未加入者の加入促進

（3）活動拠点の確保に関すること

- ・自由に利用できる活動拠点が必要
- ・活動拠点確保のための資金の確保



（4）地域活動に関すること

- ・地域活動への理解や関心の希薄化
- ・コロナ禍の影響を受け、地域団体の機能及び活動が停滞
- ・関係団体との連携強化

（5）地域活動の再開に関すること

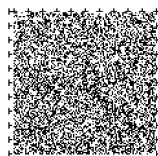
- ・高齢者のフレイルの進行
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえた活動の実施
- ・安心して参加できる情報発信

3 基本目標

「みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区」

この基本目標は、中央区の目指すべき将来像です。

第1期計画策定時に掲げられたもので、第5期計画においても引き継ぐものです。



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

4 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本理念を達成するため、7つの基本方針を定めています。この基本方針は、地区フォーラム※で明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

第4期区地域福祉計画の期間中、最終年次において新型コロナウイルスの蔓延により地域活動がほとんど行われない状況となりましたが、それまでの間は、各地区の目標は概ね達成できました。

第5期計画では、ウイズコロナを前提とした新しい生活様式を踏まえ、各地区の実情に応じた地域活動を展開し、「支え合い安心して暮らせる中央区」となるよう取り組んでいきます。

※ 地区フォーラム

平成16（2004）～17（2005）年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

《基本方針1》 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

また、幅広い世代にイベントなどを通じて、ふれあう機会を提供する。

さらに、様々な交流の機会を通じて、住民同士の仲間づくりや健康づくりに取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進を図る。

《基本方針2》 交流の場と仲間づくり

町内自治会館や福祉施設等の協力を得る中で、誰もがいつでも気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組む。

また、様々な交流の機会を通じて健康づくりや仲間づくりが図れるようにする。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

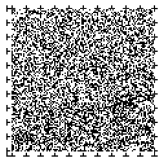
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

「基本方針3」 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができる環境を整える。

「基本方針4」 地域の福祉力向上、担い手づくり

多様な活動主体と連携して地域共生社会の実現を進めるとともに、誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、若者も含めた全世代を地域活動の新たな担い手として育成する。

「基本方針5」 相談体制、情報提供の場づくり

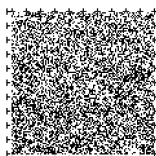
身近な相談場所を誰もが知っていて、いつでも気軽に、欲しい情報をわかりやすく提供できる体制を作る。

「基本方針6」 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、また、オリンピック・パラリンピックを契機として培われた共生社会の精神を継続・発展させるため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

「基本方針7」 人にやさしい生活環境づくり

災害時の情報共有や要配慮者の参画による防災訓練の実施といった防災対策を進めるなど、地域が安全・安心で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。



5 取組内容一覧表

《基本方針1》身近なコミュニティづくりの推進

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークの充実	1	地域の支え合いに関する協議体等の設置・推進 目的:地域課題を解決し、住みよい地域をつくる。 ○地域運営委員会の設立に向け共通理解を図る。 ○地区部会などが開催する会議に、必要に応じて千葉市あんしんケアセンターやCSWなどの多職種が参加し、地域課題の解決に向け、連携の強化を図る。 ○地域運営委員会または地域ケア会議等の地域の課題を話し合う機会を作る。	視点2
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○中央東地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○川戸地区部会 ○星久喜地区部会 ○千葉みなと地区部会	
(2)	要支援者等を地域で支え合う仕組みづくりを推進する	2	支え合い活動の仕組みづくり 目的:地域での支え合い活動を推進し、生活課題を解決する。 ○地区部会や町内自治会等が、支援を求める方の生活課題を解決する支え合いの仕組みづくりを推進する。 ○住民アンケート調査を実施し、地域の実情やニーズの把握を行い、地区部会や町内自治会で、支援できる内容について検討する。 ○地区部会と社協区事務所が協力し、活動拠点となるよう、地域内の福祉施設等の有効活用について調査し、拠点整備を推進する。 ○地域での支え合い活動に参加する新たな担い手を確保するために、ボランティア講座受講者を地域福祉活動へ結びつける働きかけを行う。 ○支え合い活動のボランティア登録の受け付けと活動を紹介する仕組みをつくる。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○東千葉地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会	
(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	3	見守り体制をつくる 目的:支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。 ○取り組めていない地区においては、見守り活動への理解と必要性について講習会や勉強会を開催し、啓発活動に努める。(住民アンケート調査、見守り希望者・見守り協力者を把握する) ○地区部会や町内自治会等が、「あんしんカード」を作成、配布するか「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の「あんしんカード」記載を働きかけ、内容の更新を定期的に行う。 ○地域の中で支援を必要とする人(高齢者や障がい者など)の意向を尊重しながら、住民同士が日常生活の中でさりげない見守り活動を実施する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○都地区部会 ○ちば中央地区部会 ○中央東地区部会 ○東千葉地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会 ○千葉みなと地区部会	
		4	災害時に支援を必要とする人の避難支援 目的:災害時に機能するサポート体制を構築する。 ○全避難所において、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体的に避難所の開設・運営を行う体制を構築する。 ○地区部会や町内自治会が、独自の避難者名簿を作成し、安否確認や支援体制を構築する。 ○避難所運営委員会が、各避難所ごとに関係諸団体と連携し、災害時を想定した避難訓練や炊き出し訓練等を年1回以上実施する。 ○各避難所で運営マニュアルを作成し、毎年内容を見直し更新する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○末広地区部会 ○寒川地区部会 ○ちば中央地区部会 ○東千葉地区部会 ○西千葉地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会	

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

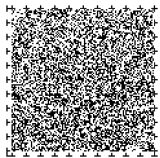
第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

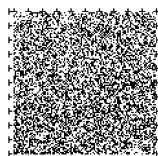


第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	5	<p>すべての子どもを地域で育てる</p> <p>目的：近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「こども110番のいえ」の協力も得て、「声かけ・あいさつ運動」を実施する。 ○関係団体と学校・警察等が連携し、「こども110番のいえ」訪問、挨拶や駆け込み訓練等に取り組む。 ○地区部会や町内自治会が青少年育成委員会と連携して実施する地域行事を通じて、子どもたちと顔見知りになる機会を設ける。 	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会 	

《基本方針2》交流の場と仲間づくり

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	高齢者の交流の場をつくる	6	<p>ふれあい・いきいきサロンの充実</p> <p>目的：身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区部会が、地域の高齢者向けの「ふれあい・いきいきサロン」を月1回以上開催する。 ○活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 ○身近な集会所等で、ウィークリーサロンを目指し、交流する機会を拡充する。 ○閉じこもりがちな高齢者に対し、民生委員等と連携して社会参加を働きかける。 	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ○都地区部会 ○ちば中央地区部会 ○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○川戸地区部会 ○星久喜地区部会 	
		7	<p>地域での健康づくり支援の充実</p> <p>目的：介護予防、閉じこもりの防止を兼ねた交流の場と機会を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区部会、老人クラブ、町内自治会等が、高齢者の健康維持と交流の場となる「ふれあい・散歩クラブ」などの健康づくりに取り組む。 ○「ふれあい・いきいきサロン」において、介護予防や転倒防止運動を定期的に実施する。 ○フレイル予防や健康などをテーマとした、研修会・講習会を開催する。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会(スポーツ活動)や歴史・文化を学ぶ会(文化活動)を年1回以上開催する。 ○閉じこもりがちな高齢者に対し、民生委員等と連携して社会参加を働きかける。 	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ○中央東地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会 	
(2)	子どもと子育て中の親への支援	8	<p>地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進</p> <p>目的：地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の関係団体が学校とも連携し、放課後子ども教室を全ての小学校で実施するとともに、昔遊び等も取り上げて内容の充実を図る。 ○地域で行われている各種スポーツクラブや学習クラブ等を紹介する冊子を作成・配布し、子どもたちに参加の機会を与える。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会(スポーツ活動)や歴史・文化を学ぶ会(文化活動)を年1回以上開催する。 ○地域のイベントなどを通じて、高齢者・障がい者・子どもの枠を超えた全世代の交流の機会の創出を図る。 	視点1
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 	



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(2)	子どもと子育て中の親への支援	9	子育てサロンの充実 目的：子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。 ○地区部会が、地域の子育て中の親子向けの「ふれあい・子育てサロン」を月1回以上開催する。 ○活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 ○地区部会が地域保健推進員等と連携し、サロン内容の充実を図る。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
(3)	障がい者への理解と交流の場づくり	10	障がい者との相互理解と地域住民等との交流の推進 目的：障がい者に対する理解を深め、多様な仲間づくりの環境を整備する。 ○各地区部会が開催する研修会において、年1回は、障がい者への理解に関するテーマを取り入れる。 ○地域住民に呼びかけて、地域の障がい者施設でボランティア体験ができる機会を設け、障がい者との交流を図る。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体が主催するイベントを積極的に広報するとともに、広く地域住民に参加を呼びかける。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体(サークル含む)と連携を図り、地域交流会等を企画、開催する。 ○地域で行われるイベントに障がい者が参加しやすい配慮をし、参加を呼び掛けるとともに、一部の役割を担ってもらう。 ○各地区で年1回は、障がい者との交流の場となるイベントを開催する。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
(4)	世代を超えた、地域交流の場づくり	11	世代間交流と生涯活躍の場の提供 目的：誰もが気軽につどい、顔の見える関係づくりを促進する。 ○「ふれあい・いきいきサロン」と「ふれあい・子育てサロン」の同時開催を年1回以上実施し、世代間交流の場を提供する。 ○誰もが、気軽に交流できる場を設ける。 ○地区部会や町内自治会等が、誰もが気軽に参加できる行事を実施する。	視点1 視点5
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

《基本方針3》社会参加の推進

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	高齢者及び障がい者の社会参加を推進する	12	高齢者の地域社会での福祉活動の促進 目的：高齢者の地域社会での活動の場を確保する。 ○定年を迎えた人や元気な高齢者を募り、今迄の経験を生かして、地区部会活動や近隣の福祉施設等でボランティア活動を行うよう働きかける。 ○地域で活動しているサークル等に働きかけ、地域行事や施設慰問への参加を促す。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
		13	障がい者の地域社会での福祉活動の促進 目的：障がい者の地域社会での活動の場を確保する。 ○地区部会が主催している行事等に、障がい者に参加してもらい、本人の状態に合わせた役割を担ってもらう。 ○地区部会が主催している行事等に、運営側のメンバーとして障がい者も参加できる機会を創出する。 ○多様な主体(社会福祉事業者や学校など)と連携し、各種地域行事を行う。	視点2
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

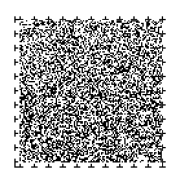
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

《基本方針4》地域の福祉力向上、担い手づくり

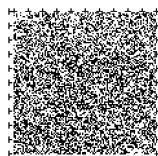
基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	地域福祉への理解・関心を高める	14	地域福祉活動に参加する機会の提供や地域福祉に関する講座の開催 目的: 地域住民の福祉力の向上や福祉活動への理解と参加を促進する。	視点4
			○地区部会が主催となり、地域の福祉施設・団体・サークル等と連携して地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等を企画し、年1回以上実施する。	
			○地区部会活動をはじめ地域の福祉活動に、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設ける。	
			○地区部会の各委員会ごとに、テーマを持った研修会・講座を開催し、地域住民に参加を呼び掛け、新たな担い手の確保に努める。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○星久喜地区部会	

《基本方針5》相談体制、情報提供の場づくり

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	身近なところで情報を得て、相談ができる地域づくり	15	相談体制・情報提供の充実 目的: 気軽に相談にのってくれる人が近所で得られる。	視点3
			○地区部会が開催するふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、更に町内自治会や老人会が身近な集会所等で開催するふれあいサロンでは、スタッフが相談に応じ、その場で回答できないものは専門機関を紹介するなど、気軽に相談できる環境づくりに取り組む。	
			○近所で相談に応じてくれる人を掲載した福祉マップを配布する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ちば中央地区部会 ○白旗台地区部会 ○松ヶ丘地区部会	
		16	福祉情報誌の充実と「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の活用 目的: 地域に密着した福祉活動情報の充実。	
			○地区部会や町内自治会の広報紙を通じ、地域福祉に関する情報を住民に提供する。	
			○地区部会が発行する「社協だより」を年2回以上発行する。 ○地区部会や町内自治会で「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」を活用し、独自の福祉マップや防災マップを作成する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○新宿地区部会 ○川戸地区部会	

《基本方針6》福祉教育の推進

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	地域で福祉の心を育む	17	地域での福祉教育の推進 目的: 人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくす。	視点4
			○地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会を設ける。	
			○地域と学校が連携して、地区部会活動をはじめ地域の福祉活動に、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設ける。	
			○地区部会と学校が連携し、地域の高齢者と児童・生徒が交流する機会を設ける。	
			○地域で福祉活動にふれあう機会の創出を図るために、福祉教育を推進する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ちば中央地区部会	



《基本方針7》人にやさしい生活環境づくり

基本的な方向		具体的な取組み		主な視点
(1)	防犯・防災体制づくり	18	防犯対策の推進 目的：地域を住民自ら守る。	視点5
			○町内自治会で防犯パトロール隊を結成し、週1回以上のパトロールを実施する。 ○町内自治会や地区部会等が警察と連携し、防犯教室や安全講習会等を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛け、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図る。 ○青少年育成委員会が実施する「こども110番のいえ」の存在を地域に広く周知し、そのさらなる増加を図るとともに、子どもたちにも周知する。 ○防犯への意識高揚を図る取組みとして防犯パトロール等を実施し、将来の担い手の確保を視野に入れた防犯教育を地域全体で推進する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会	
		19	防災体制の充実 目的：地域の防災力を高める。	
		○各地域で防災会を結成し、消防等と連携し、年1回以上防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 ○訓練の際は、必要な感染症対策を講じた上で、福祉的配慮を必要とする方が、参加しやすい環境を整える。 ○「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」などを活用し、避難所が印された地図を印刷して、町内自治会館や掲示板などに張り出すなど、地域に情報を提供する。 ○地区部会や避難所運営委員会が連携し、年1回以上、防災に関する研修会や避難支援訓練（避難経路の確認）などを開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。		
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○千葉みなと地区部会	

＜地域共生社会の実現に向けた5つの視点＞

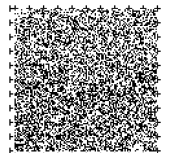
視点1：高齢者、障がい者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開

視点2：企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携

視点3：身近な地域の居場所(通いの場)における地域住民等による相談体制づくり

視点4：地域福祉活動への若者・子どもの参加

視点5：全世代を対象とした担い手づくり



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

花見川区支え合いのまち推進計画

第5期花見川区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

～川と緑と花々に包まれた、安らぎと潤いのまち・花見川区～

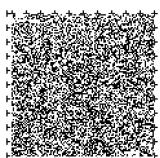
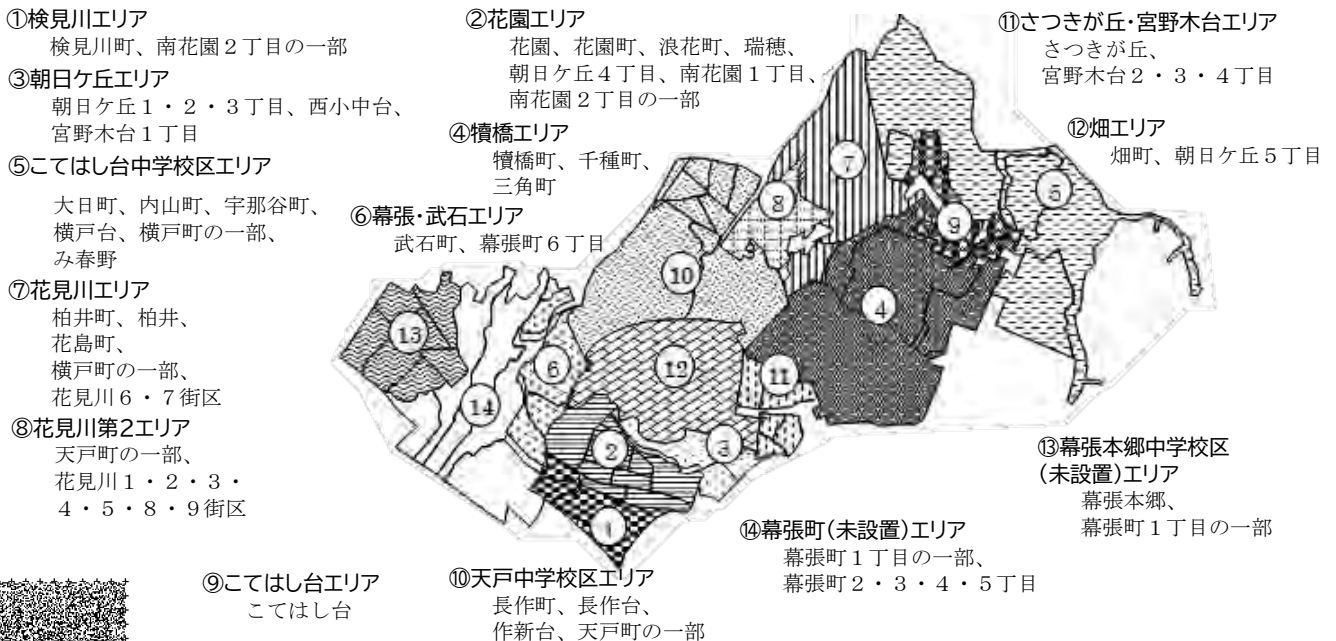
1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ

※ 地域の中核組織として地域福祉活動を推進している千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象地域(地区部会エリア)ごとのデータを掲載しました。(単位:人)

	平成18年(9月30日)					令和5年(9月30日)					
	世帯数 世帯人数	総人口	0～14	15～64	65～	世帯数 世帯人数	総人口	0～14	15～64	65～	うち75～
花見川区	76,104 2.4	181,128	24,641 (13.6%)	125,172 (69.1%)	31,315 (17.3%)	88,949 2.0	177,095	18,254 (10.3%)	109,780 (62.0%)	49,061 (27.7%)	28,749 (16.2%)
①検見川	4,779 2.1	10,125	1,190 (11.8%)	6,910 (68.2%)	2,025 (20.0%)	6,704 1.9	12,636	1,619 (12.8%)	8,575 (67.9%)	2,442 (19.3%)	1,378 (10.9%)
②花園	8,401 2.5	20,616	3,399 (16.5%)	13,837 (67.1%)	3,380 (16.4%)	9,882 2.1	20,931	2,410 (11.5%)	13,619 (65.1%)	4,902 (23.4%)	2,671 (12.8%)
③朝日ヶ丘	4,923 2.5	12,407	1,460 (11.8%)	9,143 (73.7%)	1,804 (14.5%)	5,443 2.0	10,784	901 (8.4%)	5,747 (53.3%)	4,136 (38.3%)	2,167 (20.1%)
④横橋	4,913 2.3	11,415	1,437 (12.6%)	8,189 (71.7%)	1,789 (15.7%)	5,490 1.9	10,520	999 (9.5%)	6,322 (60.1%)	3,199 (30.4%)	1,859 (17.7%)
⑤こてはし台 中学校区	2,220 2.9	6,475	1,397 (21.6%)	4,403 (68.0%)	675 (10.4%)	2,420 2.2	5,434	310 (5.7%)	3,590 (66.1%)	1,534 (28.2%)	773 (14.2%)
⑥幕張・武石	1,899 2.1	4,064	351 (8.6%)	2,754 (67.8%)	959 (23.6%)	2,739 2.0	5,390	744 (13.8%)	3,464 (64.3%)	1,182 (21.9%)	691 (12.8%)
⑦花見川	5,356 2.4	12,670	1,387 (11.0%)	8,249 (65.1%)	3,034 (23.9%)	5,643 1.9	10,725	751 (7.0%)	5,661 (52.8%)	4,313 (40.2%)	2,728 (25.4%)
⑧花見川第2	6,706 2.3	15,132	1,840 (12.2%)	10,048 (66.4%)	3,244 (21.4%)	6,270 1.7	10,641	580 (5.4%)	5,647 (53.1%)	4,414 (41.5%)	2,812 (26.4%)
⑨こてはし台	2,744 2.6	7,062	603 (8.5%)	4,327 (61.3%)	2,132 (30.2%)	2,877 2.0	5,799	463 (8.0%)	2,680 (46.2%)	2,656 (45.8%)	2,049 (35.3%)
⑩天戸中学校区	6,785 2.6	17,512	2,240 (12.8%)	11,997 (68.5%)	3,275 (18.7%)	7,909 2.2	17,065	1,776 (10.4%)	9,759 (57.2%)	5,530 (32.4%)	3,302 (19.3%)
⑪さつきが丘 ・宮野木台	5,204 2.4	12,283	1,536 (12.5%)	8,290 (67.5%)	2,457 (20.0%)	5,306 2.0	10,382	979 (9.4%)	5,740 (55.3%)	3,663 (35.3%)	2,224 (21.4%)
⑫畑	2,514 2.5	6,302	698 (11.1%)	4,357 (69.1%)	1,247 (19.8%)	2,870 2.2	6,198	709 (11.4%)	3,518 (56.8%)	1,971 (31.8%)	1,271 (20.5%)
⑬幕張本郷 中学校区(未設置)	10,558 2.2	23,287	4,042 (17.4%)	17,382 (74.6%)	1,863 (8.0%)	13,675 1.9	26,230	2,992 (11.4%)	19,600 (74.7%)	3,638 (13.9%)	1,829 (7.0%)
⑭幕張町 (未設置)	9,009 2.4	21,778	3,059 (14.1%)	15,290 (70.2%)	3,429 (15.7%)	11,721 2.1	24,360	3,021 (12.4%)	15,858 (65.1%)	5,481 (22.5%)	2,995 (12.3%)
千葉市	393,439 2.3	927,722	129,932 (14.1%)	640,873 (69.0%)	156,917 (16.9%)	485,716 2.0	978,554	109,260 (11.2%)	611,969 (62.5%)	257,325 (26.3%)	147,427 (15.1%)
国	—	12,777万人	1,744万人 (13.7%)	8,373万人 (65.5%)	2,660万人 (20.8%)	—	12,614万人	1,503万人 (11.9%)	7,508万人 (59.5%)	3,602万人 (28.6%)	1,860万人 (14.7%)

※ 花見川区全体として、人口減少及び高齢化の進展の傾向が見られる。人口増加が見られる5つのエリアでは高齢化の進展が比較的緩やかであるが、人口減少が見られるその他のエリアでは高齢化の進展が顕著である。



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の実践

第5章 市の取組み

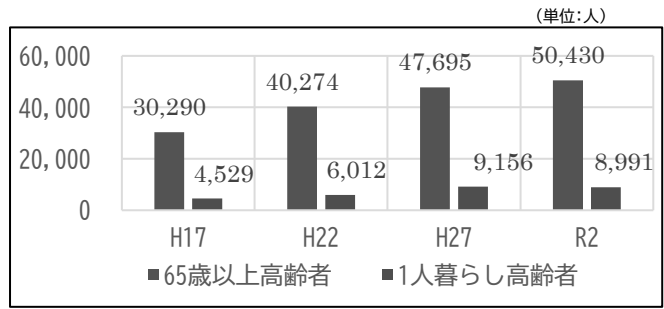
第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

(2)ひとり暮らし高齢者数の推移

前記データからも、高齢者数や高齢化率の増加がみられます。また、本データより、ひとり暮らし高齢者世帯は平成27年に比べ減少していますが、花見川区は中央区に次いで2番目に多い世帯数になっています。

(出典)国勢調査



(3)社会福祉協議会地区部会の活動

社会福祉協議会地区部会は、誰もが安心して住み慣れた地域で、生きがいをもっていきいきと暮らしていくための一助となるような活動を推進しています。令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動が休止・中止され、令和2年度の活動回数が大きく減少しておりましたが基本的な感染対策を講じながら活動を再開し、令和4年度にはコロナ感染症流行前の約7割程度まで回復している状況です。

上段:実施回数/下段:会場数

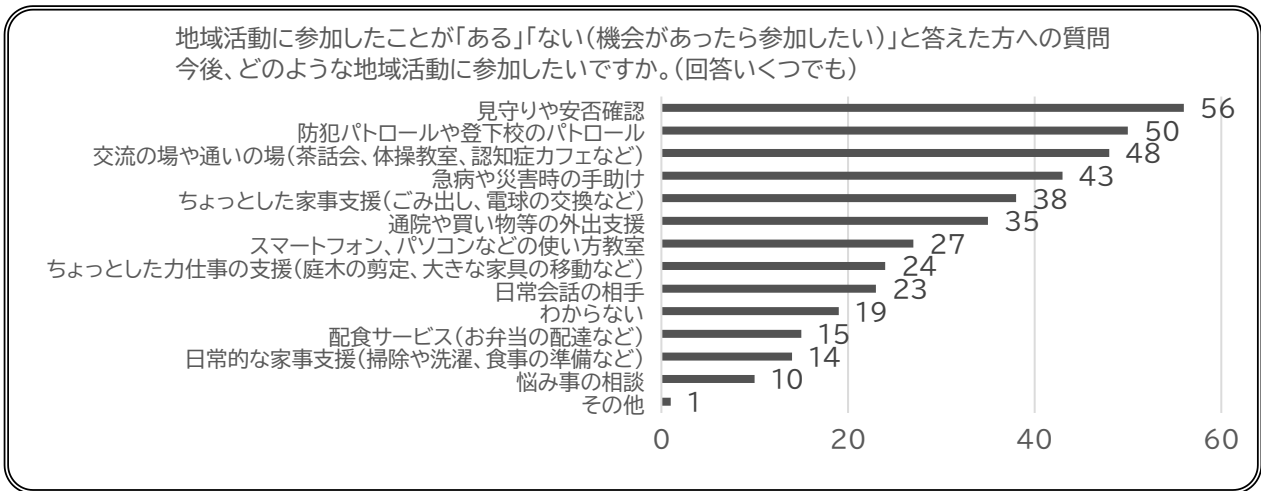
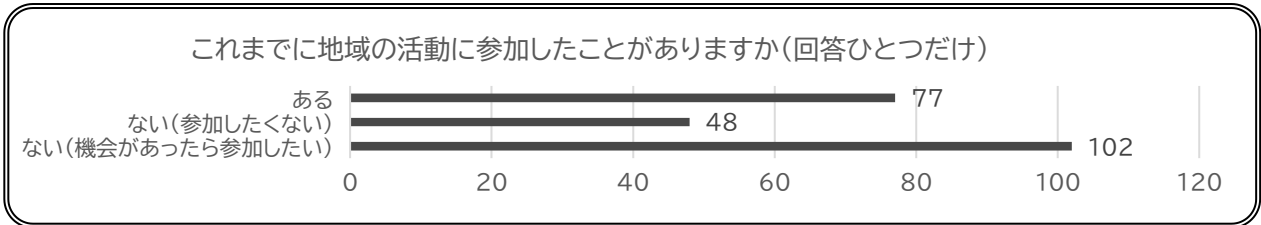
主な活動	花見川区			
	R1	R2	R3	R4
1 ふれあい いきいきサロン	2,558 (126)	1,036 (128)	1,627 (135)	1,965 (139)
2 ふれあい 子育てサロン	188 (13)	36 (13)	66 (13)	92 (12)
3 ふれあい 散歩クラブ	310 (16)	107 (16)	150 (17)	195 (18)
4 ふれあい 食事サービス	45 (13)	0 (11)	0 (15)	0 (15)



- 公共の施設や町内自治会館等を会場に、高齢者の心身の健康づくりを目的に、外出機会を提供し、居場所づくりや仲間づくりを行う活動
- 公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が自由に遊んだり、おしゃべりや情報交換をするための居場所づくりや仲間づくりを行う活動
- 地域の高齢者と地域住民が散歩を通してふれあうことで、心身の健康を保持しながら仲間づくりを行う活動
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、会食や食事の配達を通して心のふれあいを行う活動

(4)区民意識に関するデータ

令和5年4月1日～10日に千葉市ホームページ上で実施した千葉市WEBアンケートにおける「地域福祉」に関する区民意識に関するデータを掲載します。花見川区からは227名の回答がありました。



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く
状況

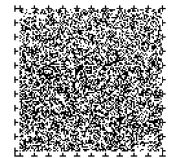
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

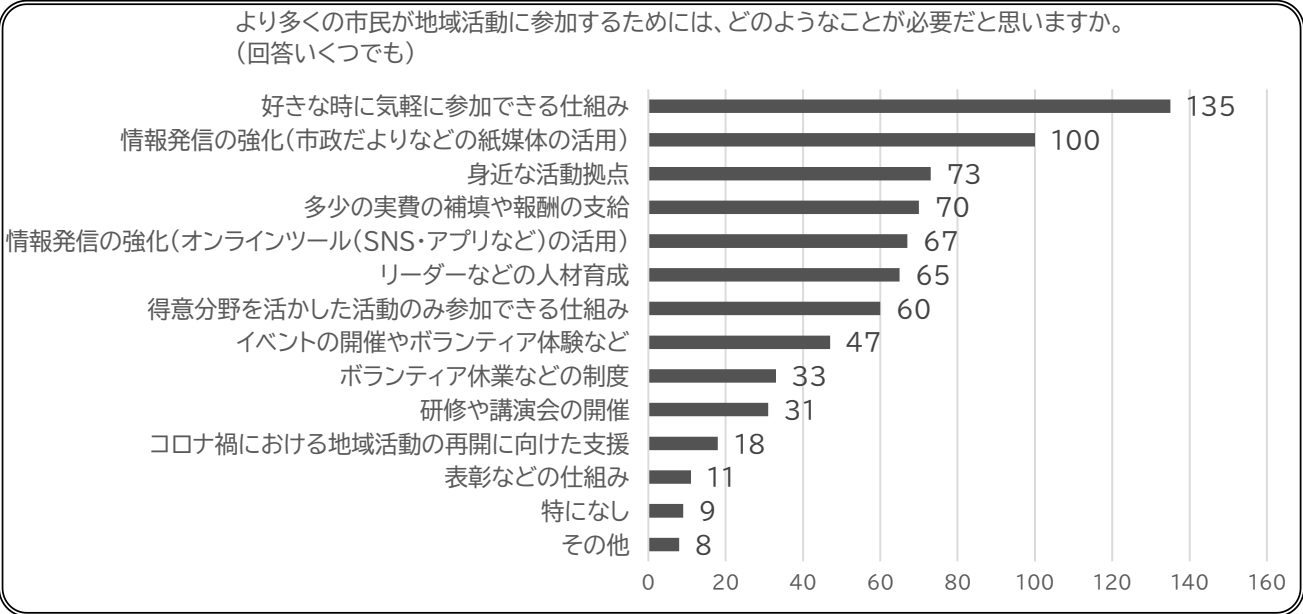
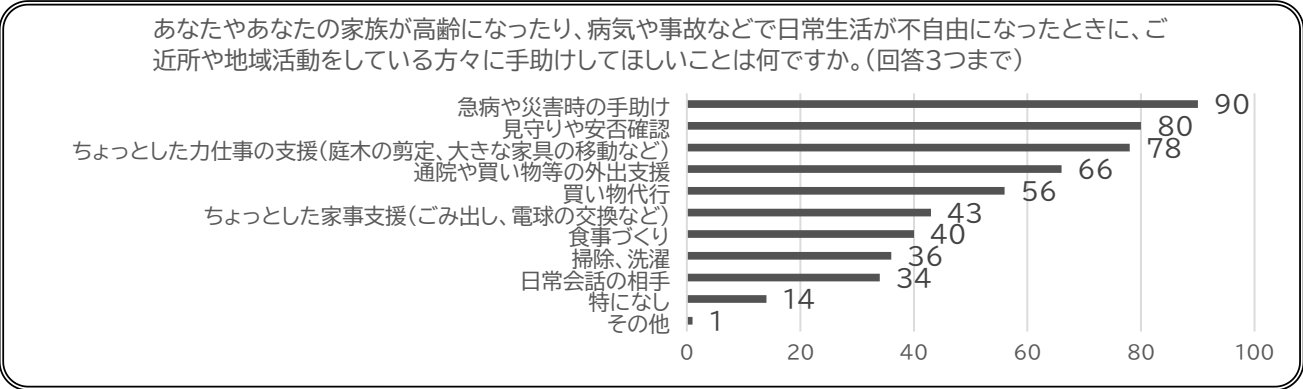
第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編



2 区の課題

(1)担い手に関すること

地区部会や町内自治会の活動が安定して継続的に行われるためには、担い手が必要となってきます。しかし、地域福祉活動の担い手が不足していたり、高齢化が進んでいるのが実情です。地域住民の地域福祉活動への理解や関心の希薄化もその一因となっているものと考えられます。

(2)地域での支え合い・助け合いに関すること

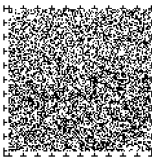
地域の人口構造の変化(高齢化の進展)により、地域での支え合い・助け合いの必要性がますます高まっています。

(3)地域内諸団体、企業・社会福祉法人・医療法人、NPOとの連携・協働

地域福祉活動を推進していく上では担い手に関する課題があるため、様々な団体や機関と連携・協働して事業や活動を実施していくことが必要となってきています。

(4)新型コロナウイルス感染症への対応に関すること

様々な地域福祉活動が休止や中止をせざるを得ない状況となり、高齢者のフレイル(虚弱)、認知症の進行、子育て中の親子のストレス増加等新たな課題も発生しています。コロナ禍にあっても、「地域や人とのつながり」を維持していくためにも、身近な場所で相談を受けることのできる体制整備や「新しい生活様式」を踏まえた上でオンラインを活用する等の工夫した活動の検討も必要となってきています。



3 基本目標

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！
地域福祉の創造をめざして」
 ～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
 誰もが住み慣れた地域で
 安全に安心して暮らせる心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取組みにみずから進んで参画することにより、地域の支え合い・助け合いへと発展し、より豊かな地域社会をつくることを目指しています。

第1期計画から掲げられたもので、第5期計画においても引き継がれています。

4 4つの基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の4つを基本方針としました。この基本方針は、花見川区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

《基本方針1》 心身の健康と交流の場づくり

誰もが住み慣れた地域において、孤立することなく継続して安心した生活を送るために、心身の健康保持を目的とした外出機会を創出し、居場所や仲間をつくる取り組みを推進します。また、世代の違いや障害の有無といった個々の属性を超えた交流の場をつくる取り組みを推進します。

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

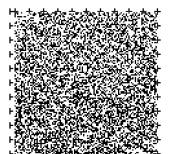
地域の様々な主体との連携を検討・強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるような地域社会づくりを推進します。

《基本方針3》 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり

地域福祉活動への理解や関心を図り、情報が入手しやすい仕組みづくりを推進します。また、担い手確保のため、ボランティアの発掘や募集を行い、地域福祉活動や福祉に関する学習の場、体験の場づくりを推進します。

《基本方針4》 安全・安心なまちづくり

日頃から地域での防犯・防災意識を高め、安全・安心なまちづくりを推進します。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

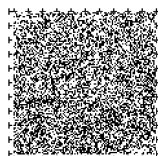
5 取組内容一覧表

《基本方針1》 心身の健康と交流の場づくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(1)	居場所・仲間づくり	①	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロン、散歩クラブ、健康体操、ふれあい食事サービスなどを実施します。 子育てサロン、こども食堂、こどもカフェなどを実施します。 要支援者（認知症高齢者・要介護者・障害者）やその家族が集える場づくりを行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	慣橋地区部会、花見川地区部会、こてはし台地区部会、幕張・武石地区部会
(2)	交流の場づくり	②	<ul style="list-style-type: none"> 健康や介護予防をテーマとした講習会や研修会などを開催します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	天戸中学校区地区部会
(2)	交流の場づくり	③	<ul style="list-style-type: none"> 世代の違いや障害の有無を超えた交流やイベントなどを実施します。 高齢者施設や障害者施設などでのボランティア体験や施設主催のイベントへ参画します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(3)	地域での支援体制構築	④	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所や地域において、あいさつ・声かけによる気配り・心配りを行い、顔の見える関係づくりに努めます。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会
		⑤	<ul style="list-style-type: none"> 既存のサロンなど身近な場所や専門機関による相談の場を設けたり、民生委員やあんしんケアセンターなどの相談先の紹介を行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	天戸中学校区地区部会
		⑥	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等への見守り活動・安否確認活動を実施したり、緊急通報装置や安心電話の設置の普及を図ります。また、その充実・強化を図ります。 要支援者等への生活支援のための活動（買い物、ゴミだし、外出支援等）に取り組みます。また、その充実・強化を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	検見川地区部会、こてはし台中学校区地区部会、花見川地区部会、花見川第2地区部会、天戸中学校区地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会、畑地区部会
		⑦	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要支援者支援体制を構築します。そして、体制構築後は、体制の充実・強化を図り、研修会や訓練などを実施します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会、幕張・武石地区部会
		⑧	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座の開催や声かけ訓練などを実施します。
重点取組地区 (地区部会エリア)	幕張・武石地区部会		
⑨	<ul style="list-style-type: none"> 障害への理解を深めるための講座を開催したり、啓発活動を行います。 		
(4)	地域の機関・団体等との連携	⑩	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動にあたり、民生委員、町内自治会、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、学校、社会福祉事業者、ボランティア団体、NPO、企業など地域の多様な主体との連携強化を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

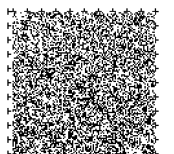
資料編

《基本方針3》 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み	
(5)	地域の幅広い人材の発掘・育成	⑪	・地域での声かけをしたり、地域でのイベント、広報紙（地区部会だより）、区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの発掘や育成に努めます。
			重点取組地区 (地区部会エリア)
(6)	地域福祉情報の発信	⑫	・広報紙の発行やホームページ、SNS、集いの場、イベントなどでの地区部会活動や地域福祉情報を発信します。
			重点取組地区 (地区部会エリア)
(7)	学習の場や体験の場の創出	⑬	・地域住民やこどもに地域の魅力や福祉をテーマとした研修・講座を開催します。 ・地域住民やこどもに地域福祉活動の体験の場を提供します。
			重点取組地区 (地区部会エリア)

《基本方針4》 安全・安心なまちづくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み	
(8)	継続的な防犯活動への取り組み	⑭	・防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用を行います。 ・セーフティウォッチャー等で子どもの通学路の安全対策に努めます。 ・交通安全協議会を立ち上げます。
(9)	身近な災害への備え	⑮	・防災訓練を実施します。 ・避難所開設・運営訓練を実施します。 ・新型コロナウイルス等感染症に対応した避難所運営委員会マニュアルの見直しを行います。
			重点取組地区 (地区部会エリア)



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



稲毛区支え合いのまち推進計画



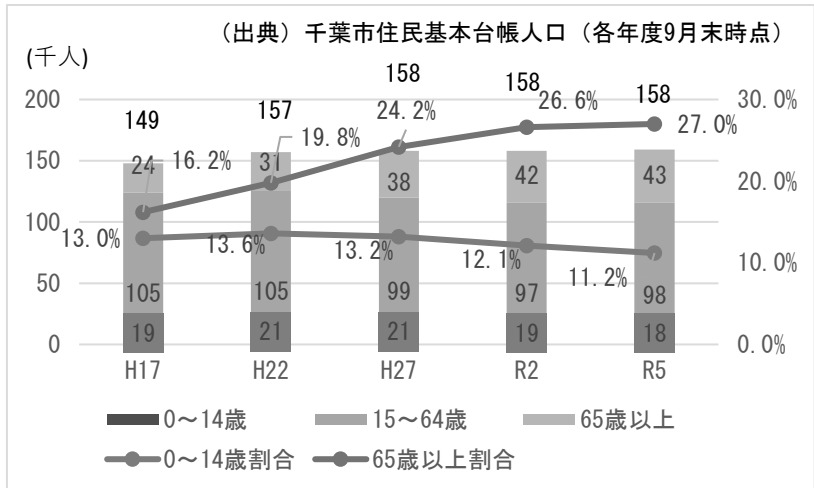
第5期稲毛区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

1 区の現状

(1) 少子・高齢化等の状況

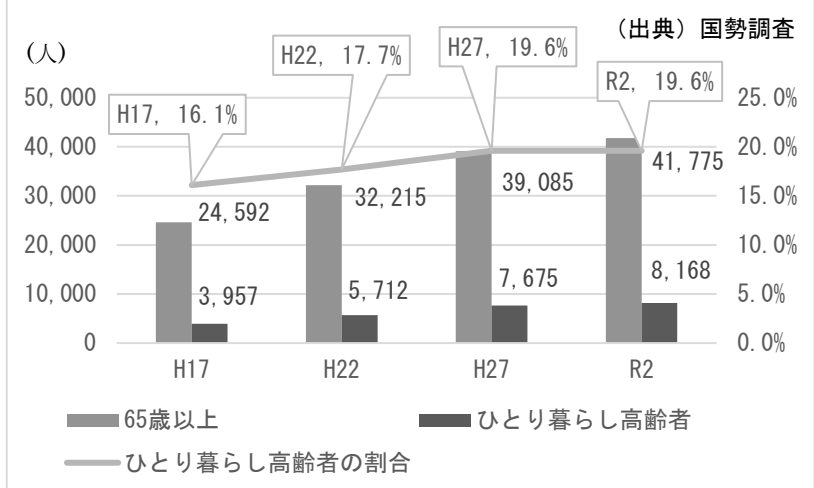
① 区内人口の推移

15歳未満人口が減少する一方、65歳以上人口の増加は続いており、少子・高齢化が進んでいます。



② ひとり暮らし高齢者数の推移

ひとり暮らし高齢者が増加しており、それに伴って、全高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合も増加しています。

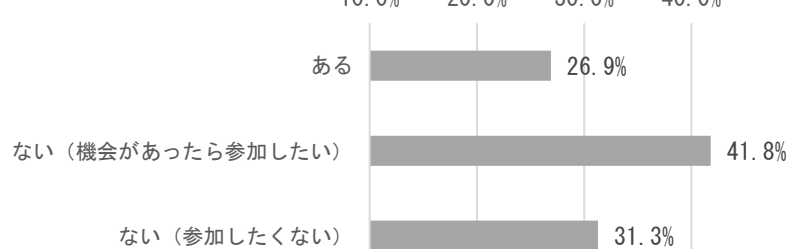


(2) 地域活動の参加状況

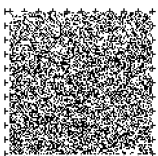
まず、地域活動に参加をいただける人を広げるため、機会があったら参加したい人（WEBアンケートでは、41.8%）に実際に参加してもらい、さらに参画までつなげる必要があります。

(設問) これまでに、地域活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)

稲毛区回答者数：275人



(出典) 令和5年度千葉市WEBアンケート(4/1～4/10に市ホームページ上で実施)



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

（3）区内の主な地域団体

① 社会福祉協議会地区部会

地区部会名
小中台東地区部会、山王地区部会、轟・穴川地区部会、稲毛地区部会、稲丘地区部会、 千草台中学校地区部会、草野地区部会、緑が丘地区部会、 301（作草部・天台）地区部会、緑・黒砂地区部会、小中台西地区部会

② 町内自治会連絡協議会

（令和5年7月31日現在）

地区	団体数	世帯数
小中台中学校区（第6地区）	47団体	10,452世帯
轟町中学校区（第15地区）	27団体	4,972世帯
稲毛中学校区（第19地区）	22団体	7,625世帯
千草台中学校区（第20地区）	8団体	4,135世帯
草野中学校区（第25地区）	21団体	5,801世帯
山王中学校区（第37地区）	11団体	3,843世帯
都賀中学校区（第39地区）	16団体	2,546世帯
緑が丘中学校区（第41地区）	28団体	5,969世帯
緑町中学校区緑・黒砂（第49地区）	7団体	3,844世帯

③ 民生委員児童委員協議会

地区名	学校区名	定数
301	都賀中学校地区	18人
302	緑町中学校地区	19人
303	小中台・稲毛中学校地区	16人
304	小中台・千草台・ 緑が丘中学校地区	22人
305	山王・犢橋中学校地区	22人
306	轟町中学校地区	27人

地区名	学校区名	定数
307	稲毛中学校地区	19人
308	稲毛中学校地区	16人
309	千草台中学校地区	19人
310	草野・犢橋中学校地区	29人
311	緑が丘中学校地区	25人
312	小中台・朝日ヶ丘 中学校地区	10人
313	小中台・稲毛中学校地区	17人

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く
状況

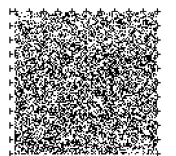
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



2 区の課題

（1）新型コロナウイルス感染症への対応に関すること

新型コロナウイルス感染拡大への対応のため、イベントをはじめとする地域活動が大幅に縮小してしまいました。また、ひとり暮らしの高齢者など、地域の中で孤立する方々の健康面の不安も増加しています。感染予防に配慮しつつも、新しい生活様式に合わせた活動を進めていくことが必要となっています。

（2）担い手に関する事、日常支援等に関する事

ひとり暮らしの高齢者は引き続き増加しており、地域の中で声かけや見守りなどの活動を継続していくための担い手の拡大や、ゴミ出しや買い物などの日常的な支援が必要とされています。また、家庭の中でも、経済的困難や介護の負担など様々な問題が生じており、地域の中から適切な支援につながる取り組みが必要となっています。

（3）風水害などの災害対応に関する事

近年、令和元年の台風をはじめ、地震・大雨などの災害が多発していることから、その備えを進めることが、必要不可欠となっています。

3 基本目標

「みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして」

～心のバリアフリーから始まる“地域発”の取り組み～

この基本目標は、2006（平成18）年の第1期計画策定当初から変わらずに掲げる、稲毛区の目指すべき将来像であり、第5期計画においても継続をいたします。

4 基本方針

稲毛区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、3つの基本方針を定めます。この基本方針は、これまでの計画のものを引き継ぎつつ、区の課題を踏まえた見直しを行いました。

「基本方針1」 みんなの様々な居場所と健康づくり

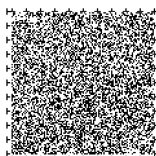
高齢者をはじめ、誰もが地域の中で健康でいきいきと過ごせる場づくりを進めます。

「基本方針2」 互いを知り、活かし、支え合い、助け合う、地域づくり

地域の中であいさつができる顔の見える関係から、担い手を拡大し、支え合い、助け合う取り組みを進めます。

「基本方針3」 災害などに備えた安全・安心なまちづくり

安全・安心なまちづくりとして、日ごろから緊急時等に備えた取り組みを進めます。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

5 取組内容一覧

《基本方針1》 みんなの様々な居場所と健康づくり

施策の方向性		具体的な取組み	
(1)	誰もが立ち寄ることができる場づくりを進める	①	地域の資源を活かした居場所づくり 《活動事例》 ・地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽に集える居場所（サロンなど）を拡充します。 ・NPO法人や地区部会、民生委員児童委員協議会等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽に集える子ども食堂や地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等が連携・協力し、要支援者（認知症の方、要介護者、障害者等）であっても参加できる地域の居場所づくりに努めます。 ・地域で活動する団体やグループ等が、身近な地域での新たなつながりに向けて、地域資源を活かした多世代の居場所づくりに取り組みます。また、多様な地域資源や希望する居場所を結びつけるワークショップ等にも取り組みます。
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会 ○緑・黒砂地区部会
(2)	誰もが地域で元気に過ごせる健康づくりを進める	②	健康づくりや介護予防の普及・啓発 《活動事例》 ・地区部会があんしんケアセンターや区健康課等と連携・協力し、地域住民に対して健康づくりや介護予防の情報提供を講座やサロン活動などを通じて行い、普及啓発を図ります。 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、幅広い世代に向けて、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操、ウォーキングなどを実施することで、健康面の不安や孤立を解消し、社会とのつながりを図りながら、健康増進に取り組みます。 ・シニアリーダーが、高齢者に対して介護予防の普及・啓発を図るため、「シニアリーダー体操」を実施します。
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○小中台東地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会 ○緑・黒砂地区部会

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

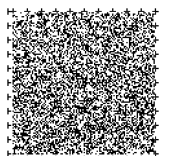
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



《基本方針2》 互いを知り、活かし、支え合い、助け合う、地域づくり

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

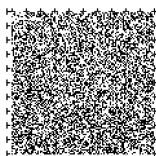
第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

施策の方向性		具体的な取組み	
(1)	お互いを知り、コミュニケーションを増やす	③	あいさつから始まる地域との関わり 《活動事例》 ・学校セーフティウォッチャー、地区部会や町内自治会などが協力し、児童・生徒の登下校時に通学路や学校周辺においてあいさつ運動を実施し、顔なじみの関係づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、各種団体がイベント・行事や防犯パトロールなどの地域活動を行う際、積極的に住民同士のあいさつ・声かけを行い、顔なじみの関係づくりに取り組みます。
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○緑が丘地区部会 ○緑・黒砂地区部会 ○小中台西地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○緑が丘地区部会 ○緑・黒砂地区部会 ○小中台西地区部会		
(1)		④	地域のイベントなどを通じた多世代交流・共生のための取組み 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、必要な感染防止対策を行ったうえでイベント（祭りや地区運動会、敬老会など）を開催することで、地域のつながりを活性化し、幅広い世代間交流を図ります。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等が連携・協力し、世代の違いや障害の有無を超えた交流やイベントなどを実施します。 ・地域の各種団体が相互に連携・協力し、広報紙やSNS、口コミ等を通じて幅広い世代の参加促進を図ります。
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○山王地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会 ○301（作草部・天台）地区部会 ○緑・黒砂地区部会 ○小中台西地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会 ○301（作草部・天台）地区部会 ○緑・黒砂地区部会 ○小中台西地区部会		
(2)	地域での連携・協力による支援と見守りを進める	⑤	地域で活動している人・組織同士の連携・協力 《活動事例》 ・地域福祉活動にあたっては、地区部会、町内自治会、民生委員、児童委員、老人クラブ、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、学校、社会福祉事業者、ボランティア団体、NPO法人、企業など地域の多様な主体との連携強化を図ります。 ・各地区のあんしんケアセンターで地域課題の分析及び課題解決のため地域の状況に応じて開催している「地域ケア会議（年1回以上）」等において、地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等の各種地域関係者の中で地域課題を共有し、課題解決に向けて連携・協力を図ります。
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○緑が丘地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○緑が丘地区部会		



施策の方向性		具体的な取組み	
(2)	地域での連携・協力による支援と見守りを進める	⑥	地域における見守り・支え合い 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、地域の中でひとり暮らし高齢者等の要支援者が孤立することを解消するため、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、日常生活のちょっとした困りごと（電球交換やごみ出し等）を近隣の住民同士で行う、支え合い活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会などが連携・協力し、高齢者等に対して「安心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、緊急時に迅速に対応できる体制づくりを図ります。
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会 ○緑が丘地区部会 ○301（作草部・天台）地区部会 ○小中台西地区部会
(3)	地域の中の担い手、ボランティアを拡大していく	⑦	地域活動における担い手の育成 《活動事例》 ・地区部会や生活支援コーディネーター、各種活動団体などが連携・協力し、多くの住民が地域活動に関心を持ち、ボランティアの意義を理解し参加してもらえるよう、学生、若者層、勤労者層などを含めた全世代の多様な層の人々に対して、活動の担い手育成につながる働きかけを行います。 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会等、各種団体がイベントなどの地域活動を実施する際、相互に連携・協力し、広報紙やSNS、声掛けなどを通じて地域活動協力者の確保に努めます。
			地域での福祉教育の普及・啓発 《活動事例》 ・地域の各種活動において、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設けるなど、福祉のこころの醸成を図ります。 ・地区部会が地域住民に対して、ボランティア講座等を通じて福祉意識の向上や地域活動に関心をもってもらえるよう、福祉教育の普及・啓発を図ります。 ・各関係団体が、地域住民1人1人が地域の生活環境・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向け協働していけるような取組みを進めます。
		重点取組地区 (地区部会エリア) ○小中台東地区部会	

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

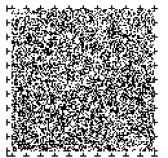
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

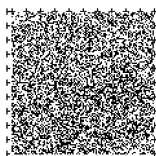


第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

施策の方向性		具体的な取組み	
(4)	身近なところで情報を得て、相談ができる地域をつくる	⑨	地域の情報の収集と発信 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じて情報を共有するとともに、地域住民に対して、広報紙の発行やホームページ、SNS、集いの場、イベント等を通じて地域に関する情報を発信します。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域の情報を共有する場づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会等において、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域活動の継続を目的としたオンライン会議を実施します。また、各種団体がオンライン会議の活用等を進められるように地域で活動する団体等が講習会を開催するなど支援体制を整えます。
			重点取組地区 (地区部会エリア)
		⑩	身近な地域の相談相手の確保 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会が、各地区のあんしんケアセンターの協力を得て、サロン等において、介護等について気軽に相談できる出張相談会を実施するなど、相談支援体制づくりに努めます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会など、各種団体が様々な活動を通じて地域住民と顔なじみの関係を築き、身近な相談相手となる関係づくりに努めます。

《基本方針3》 災害などに備えた安全・安心なまちづくり

施策の方向性		具体的な取組み		
(1)	災害時などの支援体制を整える	⑪	災害時に備えた必要な情報把握や防災講座等の実施 《活動事例》 ・町内自治会や自主防災会、避難所運営委員会等が、千葉市と連携・協力し、地域住民に対して、防災・避難訓練や防災講座を実施するなど、災害時に迅速な対応ができるよう支援体制の充実を図ります。 ・町内自治会が避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域の要支援者を把握し、災害時における安否確認等の支援体制づくりに努めます。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会 ○301（作草部・天台）地区部会



施策の方向性		具体的な取組み	
(2)	地域でできる防犯の取組みを進める	⑫	安全安心な地域づくりのための取組み 《活動事例》 ・青少年育成委員会や町内自治会、学校、商店等が連携・協力し、地域住民に対して「学校セーフティウォッチャー」や「こども110番のいえ」の協力者の確保に努めるなど、地域の防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、警察等が連携・協力し、防犯パトロールを通じて見守りネットワークを構築するなど、住民同士による防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会等が、行政や警察等の出前講座などを活用し、「特殊詐欺（振り込め詐欺など）」や「悪質商法」、「不審者対策」等の講座を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。
			重点取組地区 (地区部会エリア)

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

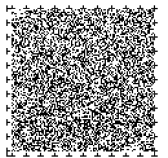
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編





若葉区支え合いのまち推進計画



第5期若葉区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

主役は区民一人一人 一緒に考えていきましょう



若葉区支え合いのまち推進計画とは

市計画では、地域住民が地域の多様な主体が世代や分野を超えて横断的につながり、全ての人が、地域、暮らし、生きがいをともに創っていくことで多様性が尊重され包摂される地域共生社会の実現を目指しています。そこで、若葉区では、平成18年から※若葉区推進協を立ち上げ、多くの地域の皆さんと一緒に考え、参加をし、住民同士の支え合いの仕組みを推進しています。

○キーワードは「自助」「共助」です。

○全14地区部会エリアごとの取組をまとめています。

※【若葉区推進協】とは

「若葉区支え合いのまち推進協議会」の略称で、地域住民や様々な地域関係者で構成しています。区計画に関する取組の情報共有、課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について検討を行う合議体です。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

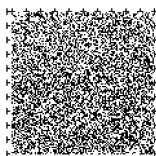
第3章
推進計画について

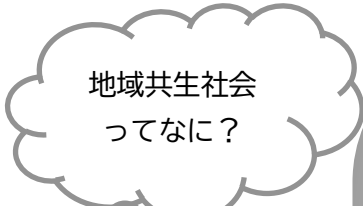
第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

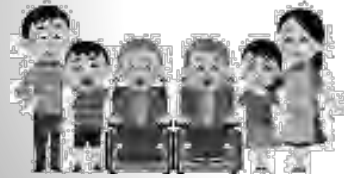
第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編





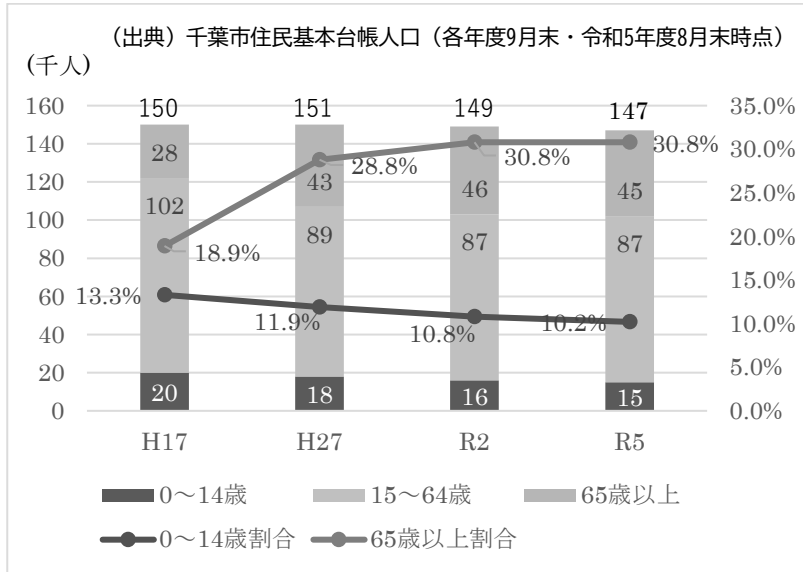
地域共生社会とは、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ

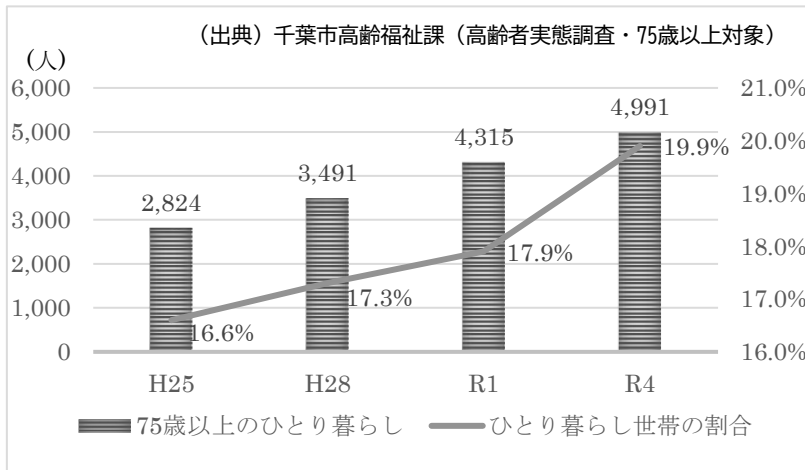
① 区内人口の推移



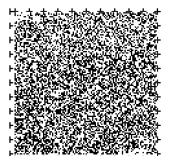
総人口及び15歳未満人口、15～64歳人口が減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
若葉区は65歳以上の人口比率が30%を上回り、6区の中で一番高い割合になっています。



② ひとり暮らし高齢者数の推移



※参考【各区の高齢化率】
(令和5年8月末時点)
 ・中央区 22.6% ・花見川区 27.7%
 ・稲毛区 27.0% ・若葉区 30.8%
 ・緑区 24.1% ・美浜区 26.5%
 ・千葉市全体 26.3%



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

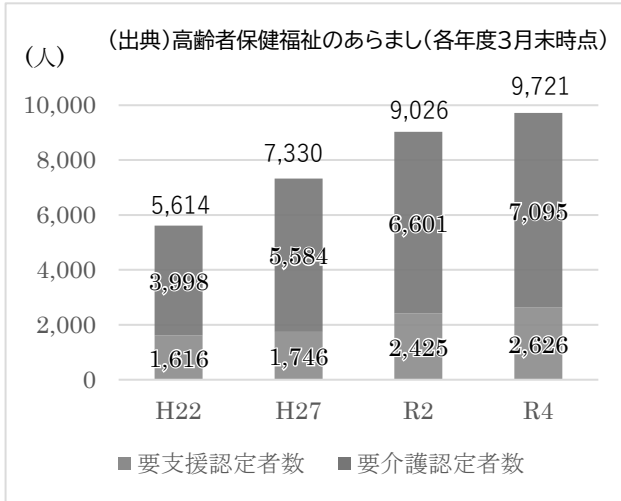
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

③ 要介護認定者・認知症高齢者・高齢者健康状態リスクの状況

【要介護認定者の推移】



【認知症高齢者・高齢者健康状態リスク】

(出典)千葉市高齢者保健福祉推進計画 ※令和2年度9月末時点

65歳以上の人口	45,888人
認知症高齢者数	4,648人
(内高齢者人口に占める割合)	10.1%
運動器機能リスク高齢者の割合	33.5%
栄養改善リスク高齢者の割合	10.7%
閉じこもりリスク高齢者の割合	20.4%

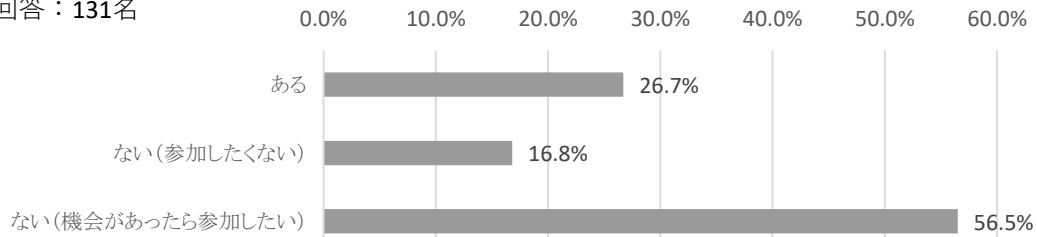
- ・要介護認定者数は12年間で約1.7倍に増加しています。
- ・高齢者人口に占める認知症高齢者は10人に一人の割合です。また、運動機能改善リスクのある高齢者は3人に一人、閉じこもりリスクのある高齢者は5人に一人となっています。



(2) 区民意識に関するデータ

【問①】 これまでに、地域活動に参加したことがありますか？(1つだけ選択)

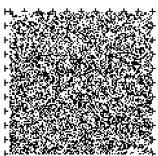
若葉区回答：131名



千葉市WEBアンケート(令和5年4月1日～10日、市ホームページ上で実施)では、「地域福祉」に関する区民意識として、地域活動の参加に関する質問では、

- ★「ある」と回答した人・・・全体の26.7%(令和3年は25.7%)
- ★「ない(機会があったら参加したい)」と回答した人・・・全体の56.5%(令和3年は51.4%)

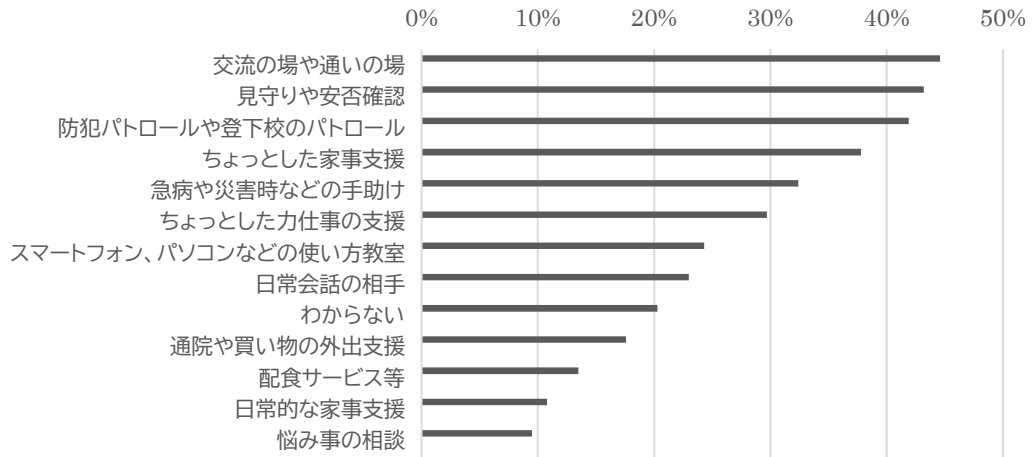
となっています。地域活動参加の経験者は4人に一人の割合です。参加意識は令和3年度よりやや高まっている傾向にあります。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

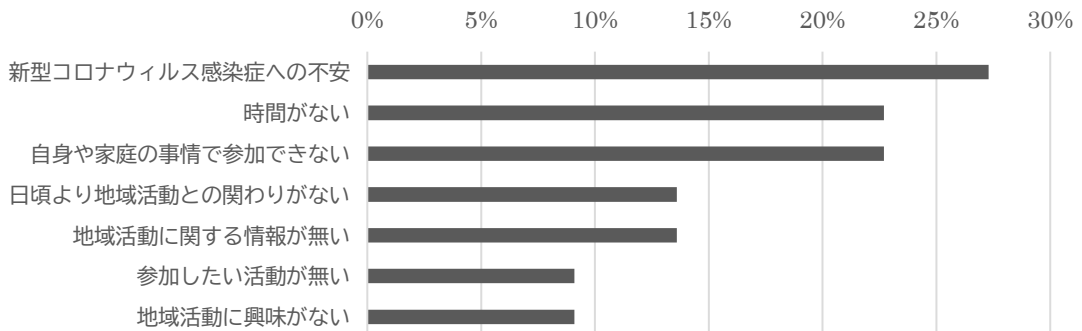
【問②】 今後、どのような地域活動に参加したいですか？（複数回答可）

※問①で「ある」または「ない（機会があったら参加したい）」を選択した人



【問③】 地域活動に参加したくない理由は何ですか？（複数回答可）

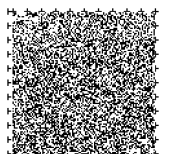
※問①で「ない（参加したくない）」を選択した人



(3) 各地区部会エリアの状況

社会福祉協議会地区部会は、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体です。概ね中学校区を単位として、地域の福祉活動を推進しています。

若葉区では14地区のエリアに分かれており、中西部エリア（桜木、小倉、都賀、若松、みつわ台、千城台）は人口が多い地域、東南部エリア（白井、更科、千城台、26（大宮台、北大宮台等）、加曽利、千城小）は高齢化率が高く、一部の地区では50%近くに上ります。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

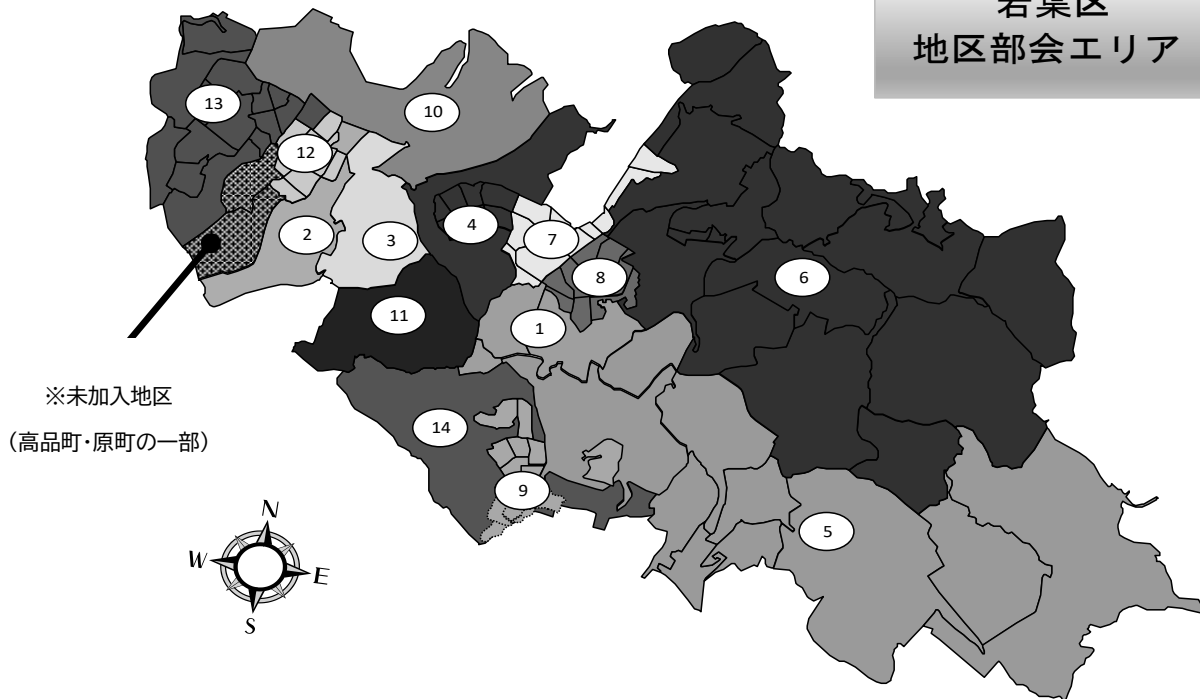
第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

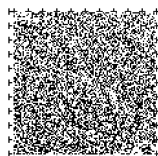
資料編

若葉区
地区部会エリア



令和5年6月末現在

色	名称	世帯数	人口	町内自治会数	高齢化率	0.0%	20.0%	40.0%
①	坂月地区部会	2,220	4,884	5	21.1%	[Progress bar]		
②	貝塚地区部会	3,664	6,504	9	21.1%	[Progress bar]		
③	桜木地区部会	7,694	15,107	20	27.3%	[Progress bar]		
④	小倉地区部会	6,731	13,984	12	26.8%	[Progress bar]		
⑤	白井地区部会	3,476	6,270	18	48.5%	[Progress bar]		
⑥	更科地区部会	1,362	2,510	12	44.2%	[Progress bar]		
⑦	御成台、千城台西・北地区部会	4,687	9,252	17	38.9%	[Progress bar]		
⑧	千城台東南・金親地区部会	5,127	9,820	16	38.0%	[Progress bar]		
⑨	26地区部会 (大宮台、北大宮台等)	3,560	6,980	8	45.4%	[Progress bar]		
⑩	若松地区部会	9,669	19,834	13	28.7%	[Progress bar]		
⑪	加曾利地区部会	3,269	6,485	8	30.9%	[Progress bar]		
⑫	都賀地区部会	7,490	13,478	10	28.8%	[Progress bar]		
⑬	結・みつわ台地区部会	11,490	23,534	43	27.9%	[Progress bar]		
⑭	千城小地区部会	1,293	2,410	9	47.1%	[Progress bar]		



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の実践
第5章 市の取り組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

2 区の課題

(1) 高齢化に伴う地域活動の担い手の不足や介護等の問題

- 市内で高齢化率が最も高い若葉区では、地域活動の中核となっている役員等の高齢化が進み後継者不足が深刻化しています。併せて、ボランティア等の福祉活動の実働部隊となる人材の確保が必要です。
- 高齢化に伴う老老介護、8050問題、認知症高齢者等の難しい問題を抱える世帯への支援が課題となっています。

(2) 若葉区全体としての活動の一体化

- 地域活動が各地区部会エリア内での範囲に限られる傾向にあります。
- 地域の横断的なつながりによる活動の一体化を図るため、地域活動の他の主体である町内自治会、民生委員、あんしんケアセンター等の団体・組織との情報共有や連携が必要です。

(3) 地域活動に対する住民の理解と活動の見える化

- 地域住民の方々の地域活動に対する理解や関心が十分とは言えない状況です。
- 多くの地域住民に共感してもらえる活動の推進と活動の見える化が必要です。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動の縮小や制限がみられました。また、ひとり暮らしの高齢者など、地域の中で孤立する方々のフレイル（加齢による心身の衰え）が不安視されています。
- 感染予防に配慮した活動を進めることが必要です。

(5) 防災・防犯対策の早期の実施

- 若葉区は高齢化率が高く、ひとり暮らしの高齢者も多いため、災害弱者への対応が重要です。
- 近年の台風や大雨などによる深刻な被害が多発しているなかで、自治会や防災担当部局と協調した早期の対応が必要です。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

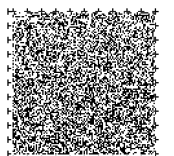
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



3 基本目標

「だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」

～あなたとわたしでつくる 支え合う地域福祉の実現をめざして～

この基本目標は、若葉区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。第5期計画では、第4期計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体が連携を深め、地域の多様な主体が、分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、もし、今後、新興感染症等が拡大したとしても地域のつながりを絶やさず、つながり続けるための様々な工夫やオンラインの活用等を検討し、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

4 基本方針（5つの仕組み）

本計画では若葉区の目指すべき将来像である基本目標に対して、具体的に取り組んでいく施策（解決策）を提案していくため、その方向性を示す5つの基本方針を設定しています。

この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった地区の生活課題や検討された解決策等を踏まえて決定したものであり、若葉区の地域福祉を推進していく上での方向性を示しています。

※若葉区では第1期計画から、この基本方針を、それぞれがイメージできるよう、わかりやすく親しみやすいフレーズとし、「仕組み」と表現しています。

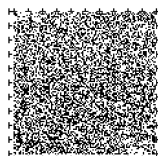


◆仕組み1 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みづくり

まずはあいさつから。
誰もが気軽にふれあい・交流できるよう、希薄な近隣関係を改善します。

◆仕組み2 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みづくり

支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう、地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助け合い、支え合います。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

◆仕組み3 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みづくり

誰もが心穏やかに地域で暮らしていけるよう、安全・安心のまちを目指し、区民の力を結集します。

◆仕組み4 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みづくり

住民の悩みが解消できるよう、必要とする情報が入手でき、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくりまます。

◆仕組み5 世代を超えて、ともに福祉に参加できる仕組みづくり

だれもが福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てるまちをつくり、地域の福祉力を高めます。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

5 取組内容一覧表

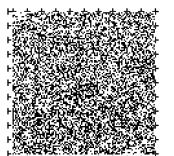
～取り組み内容の選定にあたって～

第5期計画では、若葉区の統一した取組みを推進するため、下記の3点の取組みの方向性を指標と定め、※重点取組地区（地区部会エリア）において「具体的な取組み」「重点取組項目」の選定を進めていきました。

- ① 人のつながり、地域をつなぐを重視した事業展開
- ② 地域活動が見える方法の強化
- ③ 地域資源の発掘と展開



※「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象地域（おおむね中学校区域）をいいます。（P.58 参照）



仕組み1

だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

～ご近所から地域内外に及ぶ様々な交流と連携を促進しいきいきと暮らせる地域をつくる～

施策の方向性	具体的な取組項目（活動事例）	
(1) 様々な交流活動による地域のつながり・居場所をつくる	①	あいさつ運動やサロンを活用したふれあい機会づくり <ul style="list-style-type: none"> ●地域で住民に呼びかけ「あいさつ運動」を実施する ●いきいきサロン・散歩クラブ・健康体操などを実施する ●子育てサロン・子ども食堂・こどもカフェなどを実施する
		重点取組地区 (地区部会エリア)
	②	健康や体力維持、介護を通じた関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ●ラジオ体操の実施場所を増やす ●グラウンドゴルフ大会、ふれあい食事会等の参加を促進する ●介護・フレイル予防や健康をテーマとした研修会や講習会を実施する ●要介護者・要支援者やその家族が集える場所を作る
	重点取組地区 (地区部会エリア)	貝塚地区、桜木地区、千城台西北地区、若松地区、都賀地区、結みつわ台地区、千城小地区
(2) エリア、世代やハンデを越えた交流と地域の様々な団体と連携・協働する	③	高齢者、障害者、子どもの枠を超えた全世代型の交流機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブ、サークル活動団体が地域の福祉施設や小中学校と交流する ●障害者施設や高齢者施設の施設主催イベント参加など交流の機会をつくる ●ボッチャ、凧揚げ大会等、世代や障害の有無を超えたイベントを開催する
		重点取組地区 (地区部会エリア)
	④	福祉施設や福祉活動団体、大学、NPO等との連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設や小中学校、大学、ボランティア団体と共催の催しを開催する ●NPO、企業との連携したイベントの企画や地域活動を進める ●生活支援コーディネーターとの連携により地域活動を推進する
	重点取組地区 (地区部会エリア)	坂月地区、貝塚地区、小倉地区、白井地区、更科地区、千城台東南地区

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

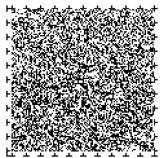
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



仕組み2

あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう
～お互いが見守り支えあう地域づくり・担い手の発掘～

施策の方向性		具体的な取組項目（活動事例）		
(3)	地域活動の担い手を発掘し活用する	⑤	活動の中核となれる人材の発掘 <ul style="list-style-type: none"> ● 地区部会や町内会の広報等で、福祉活動推進員やボランティアを募集する ● 区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成や発掘に務める 	
			重点取組地区（地区部会エリア） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>加曾利地区、白井地区、結みつわ台地区</td> </tr> </table>	加曾利地区、白井地区、結みつわ台地区
加曾利地区、白井地区、結みつわ台地区				
(4)	地域で支え合う仕組みをつくる	⑥	見守り活動・助けあい活動の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らしの方や要支援者への見守り活動、安否確認活動を実施したり、緊急通報装置や安心電話の普及を促進する ● 要支援者への生活支援（ゴミ出し、買い物、外出支援等）の活動に取り組む 	
			重点取組地区（地区部会エリア） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>小倉地区、千城台東南地区、都賀地区、結みつわ台地区</td> </tr> </table>	小倉地区、千城台東南地区、都賀地区、結みつわ台地区
		小倉地区、千城台東南地区、都賀地区、結みつわ台地区		
⑦	活動団体同士の連携・交流 <ul style="list-style-type: none"> ● 町内自治会、民生委員、あんしんケアセンター、障害者基幹相談センター、学校、社会福祉事業者等、地域の多様な団体、組織との情報共有、意見交換やケア会議等を定期的に行う 			
			重点取組地区（地区部会エリア） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>白井地区、千城台東南地区、都賀地区、結みつわ台地区、千城小地区</td> </tr> </table>	白井地区、千城台東南地区、都賀地区、結みつわ台地区、千城小地区
白井地区、千城台東南地区、都賀地区、結みつわ台地区、千城小地区				

仕組み3

備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう
～防犯・防災対策と通じた地域づくり～

施策の方向性		具体的な取組項目（活動事例）	
(5)	継続的な防犯活動を推進し普及する	⑧	防犯活動の実施・普及 <ul style="list-style-type: none"> ● 防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用を行う ● セーフティウォッチャー等で子どもの安全対策に努める ● 「振り込め詐欺」「悪徳商法」対策の啓発、講習会を開催する
			重点取組地区（地区部会エリア） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>坂月地区、26地区</td> </tr> </table>
坂月地区、26地区			
(6)	身近な災害に備える	⑨	災害に備えた準備・体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で、防災訓練・救命講習等を定期的実施する ● 地域で、防災マップを作成・発行する
			重点取組地区（地区部会エリア） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>白井地区</td> </tr> </table>
白井地区			

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

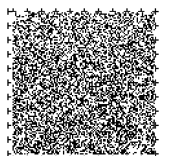
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

仕組み4

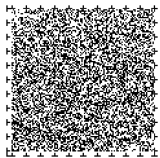
必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう
～福祉活動に関する広報活動に努め、関係情報を共有し、活動の見える化を図る～

施策の方向性		具体的な取組項目（活動事例）	
(7)	地域福祉情報の発信や情報共有をする	⑩	地域福祉に関する情報の発信・相談体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌の発行を通じ地域福祉に関する情報を地域住民に発信する ● 地域でホームページの運営、SNSを活用し活動状況や福祉情報を発信する ● 各種福祉関係の相談窓口や相談体制の情報を配信する
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>坂月地区、貝塚地区、小倉地区、千城台西北地区、千城台東南地区、都賀地区、千城小地区</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	坂月地区、貝塚地区、小倉地区、千城台西北地区、千城台東南地区、都賀地区、千城小地区		
		⑪	オンライン活用による情報交流 <ul style="list-style-type: none"> ● 今後、新興感染症等が拡大したとしても地域のつながりを絶やさず、つながり続けるためにオンライン等の活用を検討する ● ZOOM等によるオンライン型式の会議を検討する

仕組み5

世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう
～学びの場をつくり、福祉の人材を育成する～

施策の方向性		具体的な取組項目（活動事例）	
(8)	学びの場をつくり、福祉の知識を深め合う	⑫	福祉のこころを育む活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域と学校が連携して、地域活動に児童が・生徒がボランティアとして参加できる機会をつくる ● 幅広い世代が参加できる、福祉の講演会や研修会を開催する
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>若松地区、都賀地区</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	若松地区、都賀地区		
(9)	福祉の学びを実践し福祉の人材を育成する	⑬	福祉を学び、学習や活動を通じての人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障害のある方を交え、居住地周辺のバリアフリー点検を行い、バリアフリーマップを作成する ● 障害の知識を深めるための講座を開催したり、啓発活動を行う ● 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症サポーターを増やす
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>若松地区</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	若松地区		





若葉区全体の統一した試み

第5期計画の中間見直しでは、さらに、普段の地域活動のなかで若葉区全体としての一体化を推進するため、重点取組地区（地区部会エリア）での具体的な取組み項目以外でも、下記の3つの共通の取組みを進めていきます。

具体的な取組み（若葉区共通）

安心カード配布と緊急通報システムの利用促進	「共助」 + 「公助」
オンライン会議の普及・啓発	「共助」 + 「自助」
各地区部会エリアの連携（好事例等の情報交換）	「共助」 + 「自助」



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

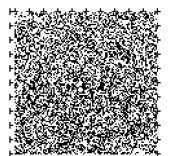
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



緑区全体

※R5を基準にH27からの推移を記載しています。(以下同じ)

- 【特 色】大規模開発が行われた新しい地域と歴史と緑の潤いに育まれた地域が共存する若々しい区。
- 【総人口】約130,000人で、総人口は約3,000人増加。
- 【少子化】15歳未満は約17,500人（約13%）で、約2,000人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約31,000人（約24%）で、約6,000人増加。75歳以上の増加が顕著。

誉田エリア

- 【特 色】産業用地の開発に伴い住宅地の開発が進行。農村地域が広く田畑に囲まれた集落が点在。
- 【総人口】約25,000人で、区内5つのエリアで3番目の人口。総人口は約3,100人増加。
- 【少子化】15歳未満は約3,700人（約15%）で、約1,100人増加。
- 【高齢化】65歳以上は約6,500人（約26%）で、約600人増加。75歳以上の増加が顕著。

椎名エリア

- 【特 色】自然豊かな農村地域で、地域には区画された田園が広がり、集合住宅地はあまりない。
- 【総人口】約5,000人で、区内で最も人口が少ない。総人口は約350人増加。
- 【少子化】15歳未満は約700人（約14%）で、ほとんど変動なし。
- 【高齢化】65歳以上は約1,200人（約24%）で、約100人増加しており、主に75歳以上が増加。

土気エリア

- 【特 色】緑豊かな地域で、あすみが丘・地域開発の住宅地、工業団地や農村地域が広がる。都市公園が整備。
- 【総人口】約44,000人で、区内で2番目の人口。総人口は約1,500人減少。
- 【少子化】15歳未満は約5,000人（約11%）で、約1,000人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約13,500人（約31%）で、約2,500人増加。75歳以上の増加が顕著。

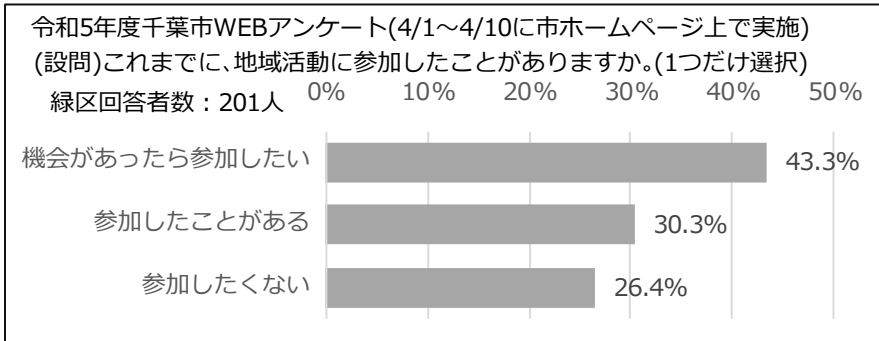
おゆみ野エリア

- 【特 色】鎌取駅を中心に、商業地区と戸建てを中心とした閑静な住宅地域。緑区行政の中心地。
- 【総人口】約48,000人で、区内で最も人口が多い。総人口はほとんど変動なし。
- 【少子化】15歳未満は約7,000人（約14%）で、約2,500人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約8,000人（約17%）で、約2,500人増加。他と比べると高齢者の割合は低い。

平山エリア

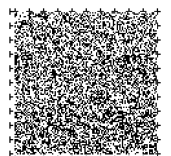
- 【特 色】古くからの里山が広がる地域。近年では大網街道沿いで住宅地の開発が進む。
- 【総人口】約7,600人で、区内で2番目に人口が少ない。総人口は約1,000人増加。
- 【少子化】15歳未満は約1,200人（約16%）で、約150人増加。
- 【高齢化】65歳以上は約1,900人（約25%）で、約120人増加しており、主に75歳以上が増加。

(2) 区民意識に関するデータ



福祉活動は住民の共助によって向上するものです。参加したいという住民の意識は高いものの、参加したくないが約26%あることは大きな課題です。今後進展する高齢化社会においては、共助の意識が大切になります。ボランティアによる地域活動の場をいかに高めるかが課題です。

※千葉市WEBアンケートは、毎月1日午前10時から10日午後5時まで、市ホームページをとおして、市内在住・在勤・在学の方を対象にアンケート調査を実施することにより、短期間で市民意見等を把握し、施策等の検討に役立てる制度です。



(3) 地域団体等の状況

地域には、社会福祉協議会地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、避難所運営委員会、地域運営委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、学校PTA等の様々な団体があります。地域福祉活動を推進するには、これらの団体が各地域の状況に応じ、連携・協力することが重要です。また、あんしんケアセンターでは地域の高齢者に関する様々な相談に応じており、地域課題を解決するには、あんしんケアセンターを中心に各団体の連携が求められます。

※R5年9月末時点

主な地域団体等	緑区全体	誉田エリア	椎名エリア	土気エリア	おゆみ野エリア	平山エリア
社会福祉協議会地区部会数 (名称)	5	1 (誉田地区部会)	1 (椎名地区部会)	1 (土気地区部会)	1 (おゆみ野地区部会)	1 (平山地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)	163	26 (第12地区)	18 (第14地区)	46 (第23地区)	63 (第44地区)	10 (第50地区)
民生委員・児童委員定数 (協議会地区)	170	35 (506/507地区)	12 (503地区)	61 (504/505/509/510地区)	52 (502/508/511地区)	10 (501地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)	30 (34)	3 (4)	3 (3)	13 (15)	10 (11)	1 (1)
地域運営委員会数	1	1	0	0	0	0
あんしんケアセンター (担当センター)	3	1 (誉田)	1 (鎌取※1)	1 (土気)	1 (鎌取※1)	1 (鎌取※1)

※1 あんしんケアセンター鎌取は、椎名エリア・おゆみ野エリア・平山エリアを担当

(4) 社会福祉協議会地区部会の活動状況

地区部会では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住民の方が健康で日々充実した生活を送り、生きがいと楽しさと喜びを持てるような活動を推進しています。各地区の人口、地域性、住民の意識等によって活動回数に差が生じています。なお、新型コロナウイルスの影響で地域活動が制限され、活動回数が減少していましたが、徐々に回数が増加しています。

※単位：回（括弧は団体数）

主な活動 活動内容	緑区全体			誉田			椎名			土気			おゆみ野			平山		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
ふれあい・ いきいきサロン※1	150 (41)	227 (41)	337 (43)	35 (11)	35 (10)	60 (7)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	94 (19)	153 (19)	207 (21)	21 (8)	39 (9)	70 (10)	-	-	0 (2)
ふれあい・ 子育てサロン※2	1 (6)	21 (8)	52 (8)	0 (1)	5 (3)	8 (2)	-	-	-	1 (2)	16 (2)	24 (2)	0 (3)	0 (3)	10 (3)	-	-	10 (1)
ふれあい・ 散歩クラブ※3	45 (6)	63 (6)	69 (6)	-	-	-	-	-	-	44 (5)	63 (5)	65 (5)	1 (1)	0 (1)	4 (1)	-	-	-
ふれあい 食事サービス※4	0 (4)	0 (4)	8 (4)	0 (1)	0 (1)	8 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	-	-	-	-	-	-

※1 公共の施設や町内自治会館等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防・閉じこもりの防止・地域交流や仲間づくりを進める活動。

※2 公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを進める活動。

※3 地域の高齢者・障害者等の地域住民が散歩を中心としてふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを進める活動。

※4 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、会食会や食事の配達を通じて、温かな食事、食生活改善と心のふれあいを目的に実施。

2 区の課題

① コミュニケーションの機会の増加について

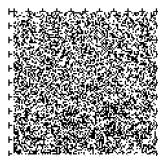
各地域の状況に応じ、感染症予防に配慮した活動内容及び方法の検討。

② 災害等の緊急時の対応について

災害等の緊急時に備え、平時から各地域の状況に応じた各団体の連携体制の整備。

③ 地域活動や担い手について

高齢者を含む地域住民の地域活動への参加促進及び各団体の連携。



3 基本目標

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
 住みよいまちづくりを推進する」
 ～未来を築く子どもたちのために～
 ～明るい社会を築いてきた高齢者のために～
 ～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本目標は、緑区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。
 地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりを目指します。

4 3つの基本方針

基本目標を達成するため、第1期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地域の状況や社会情勢等を踏まえて定めたものです。

《基本方針1》 コミュニケーション（学び・継承・交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らす全ての人が、つながりを大切にします。

《基本方針2》 緊急時の支援と対応（災害、防犯と防災、感染症）

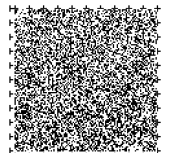
「安心・安全・安住」安らぎの生活を・みんなで支援し、みんなで守ります。

《基本方針3》 身近な生活支援と連携（健康、見守り、介護・ボランティア）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、みんなで解決します。

《基本方針1》コミュニケーション・（学び・継承・交流・ふれあい・社会参加）

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)
1 情報の収集と共有化	住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。町内自治会の回覧や社協地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。
2 子ども達の集いの場の提供・情報提供、地域と学校との交流	子ども達の学習を地域で見守り、アフタースクールや公民館・図書館等での学び・体験学習を支援するほか、児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、福祉教育に協力します。 また、子ども食堂等により、経済的に困窮している子どもの支援等を行います。
	重点取組地区 ◎椎名地区 ◎おゆみ野地区



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

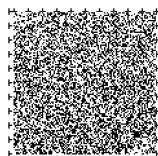
第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

3 高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供	ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関（あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）に紹介します。
	重点取組地区 ◎誉田地区 ◎平山地区
4 障害者（児）・その家族が集う場の開設・拡充・情報提供	障害者（児）・その家族の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。 また、障害者（児）を介護する家族が交流できる場や地域住民と交流する機会を設け、その家族を支援する体制づくりに努めます。
	重点取組地区 ◎誉田地区
5 子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充	発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。 子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場（ふれあい・子育てサロン等）を拡充します。
	重点取組地区 ◎おゆみ野地区 ◎平山地区
6 地域の行事への積極的参加の呼びかけ、文化の伝承	地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。 また、ふるさとの伝統行事を通じて、地域文化の担い手としての意識を醸成します。
	重点取組地区 ◎椎名地区
7 子ども会の活性化	住民全体で「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。
8 老人クラブの活性化	高齢者が仲間づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実にも努め、老人クラブの活性化を図ります。 また、子ども会と連携し、お互いの交流を図ります。
9 町内自治会の活性化	町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。
10 地域活動の場の確保	地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース（空き家）等の有効活用にも努め、必要に応じ公共施設の提供を市に要望します。
11 生活環境の整備	高齢者や障害者の生活環境の整備の観点から、道路表面の案内表示のサイズや色の統一について、道路関係部署等に要望します。

《基本方針2》緊急時の支援と対応（災害、防犯と防災、感染症）

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)
12 防災訓練の充実、意識啓発、体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において、避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう、意識啓発に努めます。 ・地域における防災訓練の充実を図り、地域での意識啓発や避難誘導体制・情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿の活用、地域諸団体の連携強化に努めます。 ・町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用した連絡拠点の整備、防災備品の充実等に努めます。
	重点取組地区 ◎土気地区 ◎おゆみ野地区



13 災害時ボランティア活動の充実	災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習等に参加しネットワークを広げるなど連携に努めます。 また、災害後ストレスに対応できる傾聴ボランティアの養成に努めます。
14 身近な防犯、安全対策	防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。 また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。 町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。

《基本方針3》身近な生活支援と連携（健康、見守り、介護・ボランティア）

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)
15 助け合い活動の推進・外出困難者への支援	日常生活の困りごとや外出困難者を支援するため、既存の社会資源（移送サービス・移動販売等）について情報提供するほか、必要な体制づくりに努めます。
16 見守り活動の推進	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。 社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。
	重点取組地区 ◎土気地区
17 健康づくり支援	健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。 ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施します。
	重点取組地区 ◎椎名地区 ◎土気地区 ◎おゆみ野地区
18 地域の課題解決に向けた連携	地域の関係諸団体・機関が連携し、課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催します。
	重点取組地区 ◎椎名地区 ◎土気地区
19 自宅療養中の家族がいる家庭への支援	高齢者を介護する家族の日常生活を支援（介護保険適用外）する体制づくりに努めます。 認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やします。 児童・生徒への認知症にたいしての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。
	地域住民の協力による、身近な生活支援を確立するためのボランティア確保に努めます。 子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。
20 ボランティアの確保	地域住民の協力による、身近な生活支援を確立するためのボランティア確保に努めます。 子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

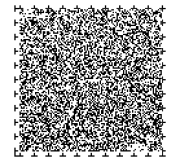
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編





美浜区支え合いのまち推進計画



第5期美浜区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ（区内人口の推移）

15歳未満人口が減少する一方で65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

幕張西エリア

幕張西エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	2,343 (19%)	1,845 (16%)	1,639 (14%)
15～64	7,522 (62%)	7,596 (64%)	7,771 (66%)
65～74	1,324 (11%)	1,085 (9%)	978 (8%)
75～	986 (8%)	1,338 (11%)	1,475 (12%)
計	12,175	11,864	11,863

※幕張西 1～6丁目、浜田 1～2丁目、若葉 1～2丁目

真砂エリア

真砂エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	2,695 (11%)	2,684 (11%)	2,640 (10%)
15～64	14,726 (59%)	14,515 (57%)	14,522 (58%)
65～74	4,404 (18%)	3,900 (16%)	3,386 (13%)
75～	2,966 (12%)	4,156 (16%)	4,742 (19%)
計	24,791	25,255	25,290

※真砂 1～5丁目

稲毛海岸エリア

稲毛海岸エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	1,777 (20%)	1,779 (19%)	2,036 (19%)
15～64	5,342 (62%)	6,074 (63%)	7,001 (64%)
65～74	832 (10%)	866 (9%)	834 (8%)
75～	685 (8%)	872 (9%)	962 (9%)
計	8,636	9,591	10,833

※稲毛海岸 1～5丁目

幸町2丁目エリア

幸町2丁目エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	1,053 (9%)	741 (7%)	684 (6%)
15～64	7,201 (61%)	6,462 (60%)	6,392 (60%)
65～74	1,862 (16%)	1,594 (15%)	1,490 (14%)
75～	1,588 (14%)	1,968 (18%)	2,075 (20%)
計	11,704	10,765	10,641

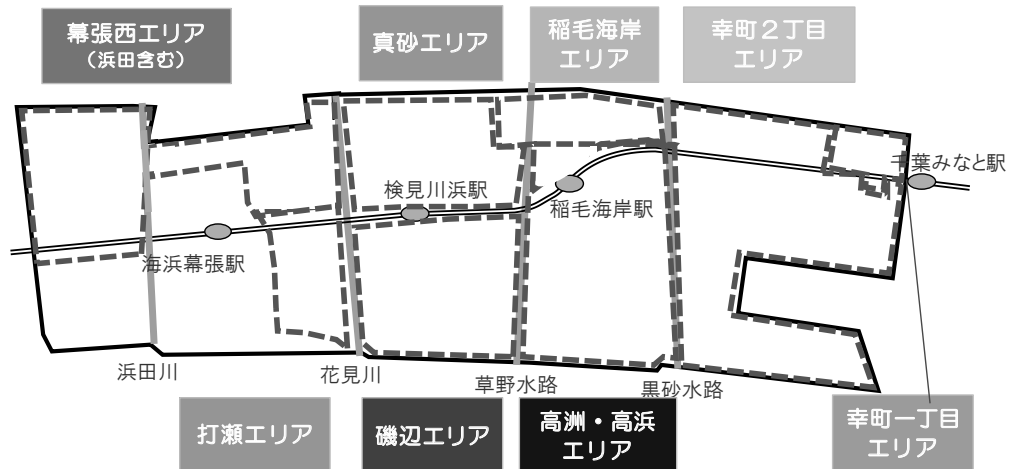
※幸町 2丁目

美浜区全体

美浜区全体			
年齢	H27	R2	R4
0～14	20,278 (14%)	18,394 (12%)	17,891 (12%)
15～64	92,107 (62%)	92,962 (62%)	94,438 (62%)
65～74	21,935 (15%)	19,670 (13%)	17,504 (11%)
75～	14,115 (9%)	20,025 (13%)	22,839 (15%)
計	148,435	151,051	152,672

※各表のH27はH28.3月末、R2はR3.3月末、R4はR5.3月末時点

※年齢別人口が非公開の地域もあるため、合計とは一致しない。



打瀬エリア

打瀬エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	5,293 (21%)	4,799 (17%)	4,762 (17%)
15～64	18,288 (72%)	20,328 (73%)	20,752 (72%)
65～74	1,305 (5%)	1,581 (6%)	1,699 (6%)
75～	640 (2%)	1,070 (4%)	1,354 (5%)
計	25,526	27,778	28,567

※打瀬 1～3丁目、若葉 3丁目

磯辺エリア

磯辺エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	1,699 (10%)	2,132 (11%)	2,165 (11%)
15～64	9,076 (53%)	9,805 (53%)	10,085 (54%)
65～74	4,032 (23%)	3,152 (17%)	2,506 (13%)
75～	2,336 (14%)	3,543 (19%)	4,144 (22%)
計	17,143	18,632	18,900

※磯辺 1～8丁目

高洲・高浜エリア

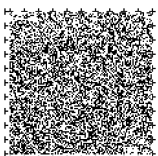
高洲・高浜エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	4,323 (11%)	3,620 (9%)	3,308 (9%)
15～64	24,289 (61%)	22,923 (59%)	22,800 (59%)
65～74	6,977 (18%)	6,370 (17%)	5,560 (14%)
75～	4,022 (10%)	5,844 (15%)	6,763 (18%)
計	39,611	38,757	38,431

※高洲 1～4丁目、高浜 1～7丁目

幸町一丁目エリア

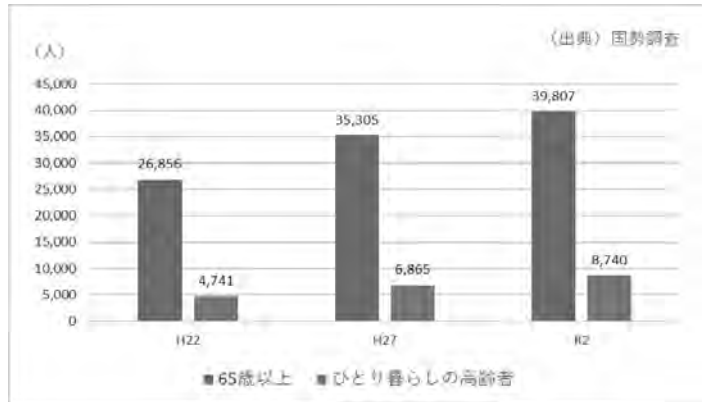
幸町一丁目エリア			
年齢	H27	R2	R4
0～14	1,093 (12%)	794 (9%)	649 (8%)
15～64	5,650 (64%)	5,259 (63%)	5,016 (63%)
65～74	1,197 (14%)	1,122 (13%)	1,049 (13%)
75～	891 (10%)	1,234 (15%)	1,324 (16%)
計	8,831	8,409	8,038

※幸町 1丁目、新港



(2) ひとり暮らしの高齢者数の推移

65歳以上の高齢者が増加しており、ひとり暮らし高齢者も増加傾向にあります。



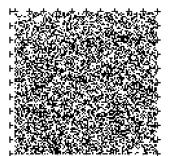
(3) 地域団体等の状況

地域では、社会福祉協議会地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、避難所運営委員会、地域運営委員会等の様々な団体が、地域福祉活動の推進に向けて取り組んでいます。

※R4 年度末時点

主な地域団体等	美浜区全体	幕張西エリア	真砂エリア	稲毛海岸エリア	幸町2丁目エリア
社協地区部会数 (名称)	8	1 (幕張西地区部会)	1 (真砂地区部会)	1 (稲毛海岸地区部会)	1 (幸町2丁目地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)	171 (8)	15 (第30地区)	32 (第31地区)	15 (第38地区)	11 (第28地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)	190 (10)	12 (606地区)	25 (607地区)	11 (601地区※1)	18 (602地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)※2	45 (48)	3 (3)	6 (7)	4 (4)	5 (5)
地域運営委員会数	7	1	1	1	-
あんしんケアセンター (担当センター)	4	磯辺※4	真砂	高洲	幸町
主な地域団体等		打瀬エリア	磯辺エリア	高洲・高浜エリア	幸町一丁目エリア
社協地区部会数 (名称)		1 (打瀬地区部会)	1 (磯辺地区部会)	1 (高洲・高浜地区部会)	1 (幸町1丁目地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)		27 (第47地区)	28 (第33地区)	25 (第29地区)	18 (第36地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)		22 (610地区)	33 (608地区)	57 (604/605/609地区※1)	12 (603地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)※2		6 (8)※3	7 (7)	12 (12)	2 (2)
地域運営委員会数		1	1	1	1
あんしんケアセンター (担当センター)		磯辺※4	磯辺※4	高洲、磯辺※4	幸町

※1 601地区は一部高洲エリアも含む、609地区は一部稲毛海岸エリアも含む
 ※2 避難所運営委員会数と指定避難所数は、避難所の場所ごとにカウントしているため、実際の数と異なる場合がある。
 ※3 打瀬エリアは、打瀬の避難所5か所のほか、若葉3丁目の避難所3か所を含む
 ※4 あんしんケアセンター磯辺は、高洲・高浜エリアの一部、磯辺エリア、打瀬エリア、幕張西エリアを担当



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く
状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

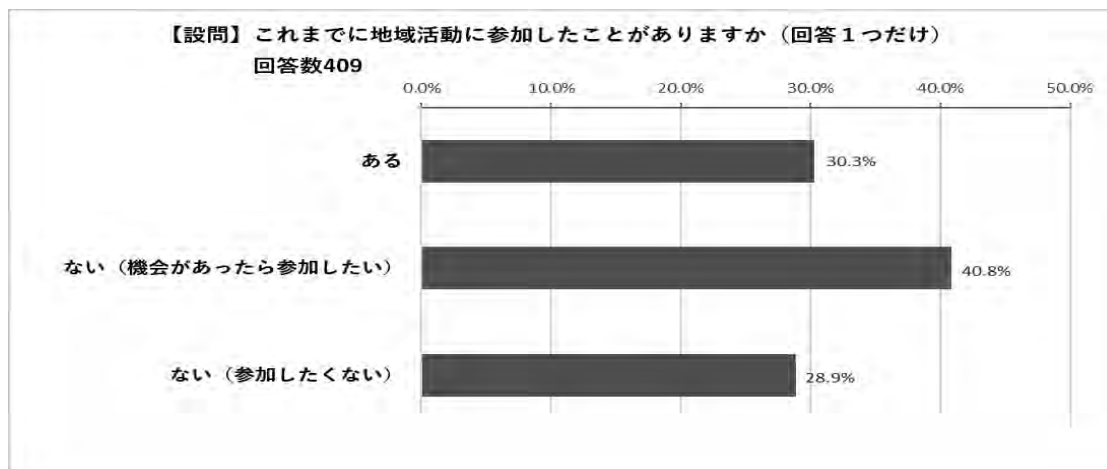
（4）区民意識に関するデータ（地域活動の参加状況）

令和5年4月1日～4月10日に千葉市ホームページにて千葉市WEBアンケートを実施し、「地域福祉」にかかる区民意識のデータを収集しました。美浜区からは、409名の方から回答をいただきました。

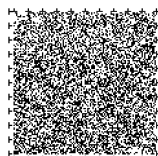
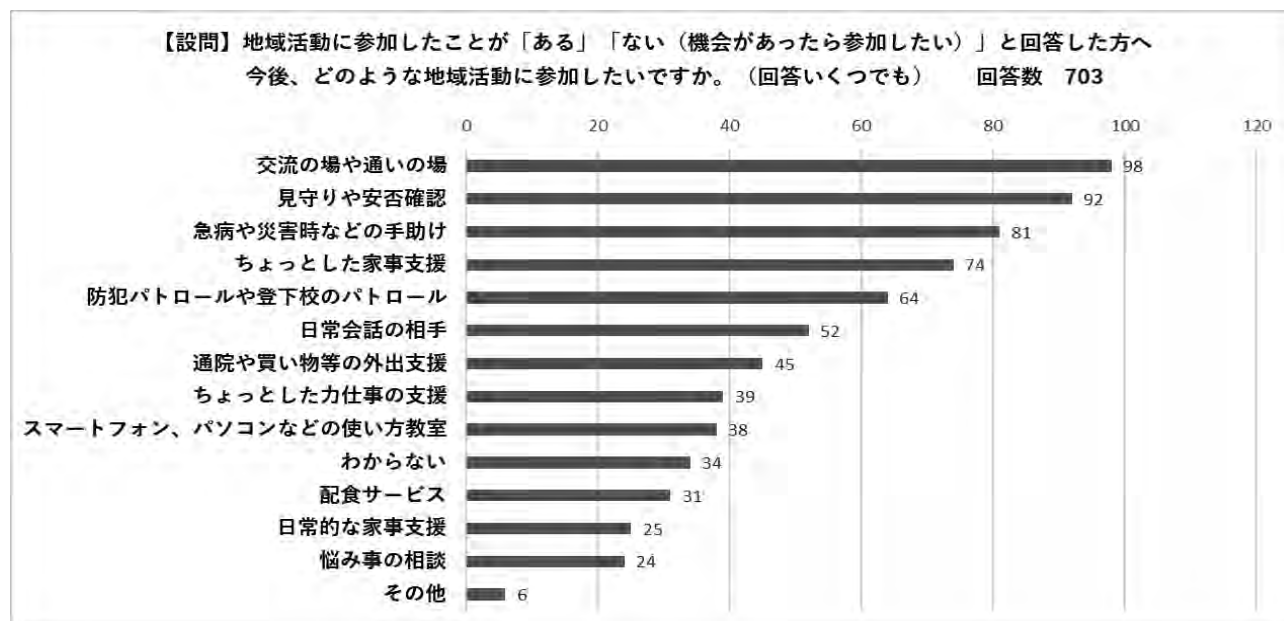
【地域福祉にかかるアンケート調査の結果（概要）】

地域活動に参加したことが「ある」人は、全体の30.3%となっています。

「ない（機会があったら参加したい）」も含めると全体の71.1%となり、地域活動への参加意識は高いことが伺えます。



参加したい地域活動では、「交流の場や通いの場」が最も多く、次いで「見守りや安否確認」、「急病や災害時などの手助け」、「ちょっとした家事支援」の順となっています。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

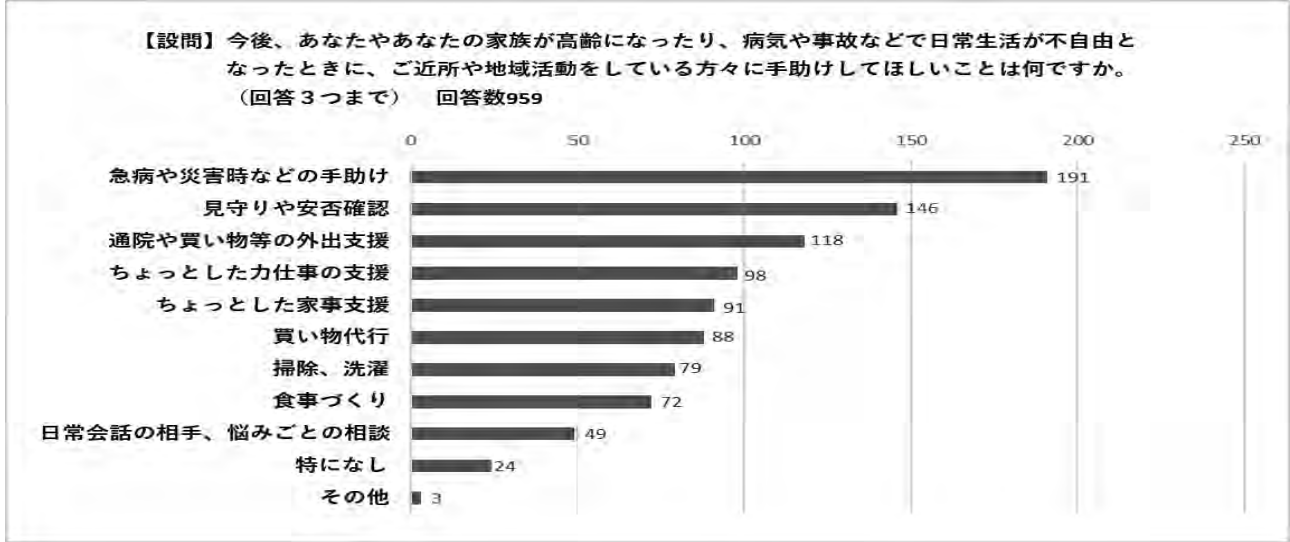
第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

自身や家族が日常生活で不自由となったときに手助けが必要と考えている活動では、「急病や災害時などの手助け」が最も多く、次いで「見守りや安否確認」、「通院や買い物等の外出支援」となっております。見守りや外出支援等、身近な生活に密着したニーズが見られます。

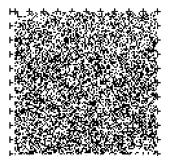


(5) 社会福祉協議会地区部会の活動

社会福祉協議会地区部会は、誰もが安心して住み慣れた地域で理解しあい、共に支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりの一助となるような活動を推進しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度は地域活動の回数が大きく減少していましたが、徐々に活動が再開されつつあります。

実施活動	活動内容	美浜区				
		R元(H31)年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1 ふれあい いきいきサロン	公共の施設や町内自治会館等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防、閉じこもりの防止や地域交流・仲間づくりを行う活動	実施回数	460	77	216	361
		(会場数)	(55)	(49)	(46)	(51)
2 ふれあい 子育てサロン	公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや、情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを行う活動	実施回数	78	22	27	54
		(会場数)	(14)	(14)	(13)	(14)
3 ふれあい 散歩クラブ	地域の高齢者と地域住民が散歩を中心としてふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを行う活動	実施回数	76	37	69	69
		(会場数)	(8)	(8)	(8)	(8)
4 ふれあい 食事サービス	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食会や食事の配達を通じて、温かな食事と心のふれあいを行う活動	食数	3,200	191	0	600
		(会場数)	(15)	(14)	(14)	(14)



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

2 区の課題

(1) 新しい生活様式や災害時への対応に関すること

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、地域での活動が大幅に変化しています。

また、近年の災害発生状況を踏まえ、災害時や緊急時での支援についても一層の取り組みが求められています。感染予防に配慮しつつ、新しい生活様式や災害時に対応した活動方法、仕組みを模索し進めていくことが必要です。

(2) 担い手に関すること

地域での見守り活動・支え合い活動へのニーズは高まっています。しかし、担い手不足の問題は解消されておられません。高齢化も進んでおり、若い世代の担い手の取り込み（発掘・養成）が必要です。また、すでに地域活動へ参加している方が継続して活動できるように、持続的な支援も求められています。

(3) 地域活動に関すること

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加等に伴って、外出困難、買い物困難、引きこもりなどの新たな問題も生じていることから、身近な地域での支え合い活動や見守り活動を推進していく必要があります。

3 基本目標

まち

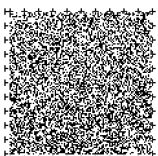
みんなが主役！ ころころ豊かな美浜づくり

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。

（第1期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第5期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

ころころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、地域住民や地域の多様な主体が地域生活課題の解決のため、様々な活動に「我が事」として参画し、美浜区民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていくことが必要です。活動を通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。



4 3つの基本方針

美浜区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の3つを基本方針としました。

この基本方針は、美浜区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

《基本方針Ⅰ》 住民主体による協働のまちづくり

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の支援や普段の見守り活動などをそれぞれの立場の人が、自身の強みを生かして身近な地域を支え、協力していく体制づくりを進めます。

< 施策の方向性 >

- 1 顔の見える関係づくり
- 2 安心、見守り体制の構築

《基本方針Ⅱ》 誰もが暮らしやすい環境づくり

地域住民が、気軽に集い交流できる場づくりや健康づくり、ちょっとした「困った」を助け合える支え合い活動、情報が伝えやすい・伝わりやすい仕組みづくりなど、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。

< 施策の方向性 >

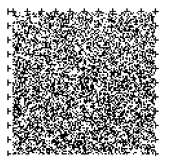
- 3 地域での居場所、交流の場づくり
- 4 地域での身近な支え合い活動
- 5 地域での健康づくり
- 6 地域の情報を伝える、伝わる仕組みづくり

《基本方針Ⅲ》 福祉を支える人づくり

住み慣れた地域で暮らしていくために、既存の地域活動の継続、地域で支え合う福祉意識の醸成、地域を支えるボランティアの育成や活動を促進します。

< 施策の方向性 >

- 7 地域福祉、支え合いの意識を育む
- 8 ボランティアの育成・活用



5 取組内容一覧

《基本方針 I》 住民主体による協働のまちづくり

施策の方向性	具体的な取組み			
1 顔の見える関係づくり	(1)	<p>顔の見えるご近所づきあいの構築</p> <p>誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 既存のイベントや地域資源を活用した、新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。</p> <p>② 多様な祭りやイベントの開催で地域交流の活性化を図り、地域活動への参加に誘導します。</p> <p>③ 地域資源を利用・活用した、地域交流のきっかけづくりを進めます。</p> <p>④ 「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあい・子育てサロン」「ふれあい食事会」を開催し、地域交流や多世代交流を進めます。</p> <p>⑤ 地域交流スペースを活用した、多世代間の交流の機会を設けます。</p> <table border="1" data-bbox="571 898 1441 981"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○稲毛海岸エリア ○幸町一丁目エリア ○高洲・高浜エリア</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸エリア ○幸町一丁目エリア ○高洲・高浜エリア
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸エリア ○幸町一丁目エリア ○高洲・高浜エリア	
(2)	<p>地域福祉を推進する団体等の交流やネットワークづくり</p> <p>各地域で活動する団体等が、必要に応じてそれぞれの特性や役割を認め合いながらつながりが持てるよう、団体間の交流やネットワークづくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域運営委員会の参加団体間で地域の福祉課題や情報を共有し、連携して対応できる体制づくりを進めます。</p> <table border="1" data-bbox="571 1234 1441 1312"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○幸町2丁目エリア ○真砂エリア</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町2丁目エリア ○真砂エリア	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町2丁目エリア ○真砂エリア			
2 安心、見守り体制の構築	(3)	<p>“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築</p> <p>地域での孤立や孤独死、児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に関心を持ち、地域住民同士が助け合い、支え合い、協力できる体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地区内で活用している「安心カード」を更新することに加え、安心カードの存在をアナウンスし、より一層の普及と活用に努めていきます。</p> <p>② 地域の支え合いネットワークを活用し、ゴミ出し支援など支え合い活動のより一層の充実に努めます。また、買い物困難者を支援する取り組みの充実に努めます。</p> <p>③ 地域で住み続けられる見守りネットワークや、ひとり暮らし高齢者のゴミ出し支援、病院付添い、買物代行、各種掃除など、支え合い・助け合い活動を推進します。</p> <p>④ ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らすことができるよう、「安心カード」の普及に継続して取り組みます。また、「緊急通報システム」の普及を進めます。</p>		

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

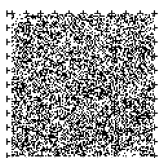
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



施策の方向性	具体的な取組み	
2 安心、見守り体制の構築	⑤ 災害時要支援者名簿による見守り体制の構築について、各街区の役割について認識を深めるため、各街区懇談会を通じて啓発するとともに、千葉市の在宅支援策についての理解も深めていきます。 ⑥ 住民の通勤・通学路等の往来にて、公園内の照明などの安全設備の巡視、改善提案を定期的に行います。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸エリア ○幸町一丁目エリア ○真砂エリア ○幕張西エリア
	(4) 防犯・防災対策を通じた地域づくり 地域住民一人ひとりが防犯・防災意識を高め、犯罪や災害の被害に遭わないように注意し合い、安心して生活できる地域づくりを進めます。 [活動内容] ① 自主防犯パトロール隊の結成を促進します。また、避難所運営委員会を中心に地域の実情に沿った避難訓練や、「無事です！カード」等の黄色いハンカチ活動を推進させ、防災に関する情報発信に努めます。 ② 地域の諸団体による防犯パトロールを実施し、地域住民が防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないような体制づくりを進めます。 ③ こどもたちの登下校時における安全の確保を図るため、「こども110番のいえ」の設置を進めます。また、児童・生徒・保護者にこども110番のいえの設置場所を知ってもらおう啓蒙活動を行います。 ④ 住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができるようにマニュアルづくりを進めます。また、防災訓練を年一回以上実施します。 ⑤ 地域での防災訓練、防犯パトロールを実施します。また、防犯通信、防災通信、地域安全マップ等の発行や、地域での詐欺防止講話を実施し、住民への意識啓発を行います。 ⑥ 各避難所運営委員会単位で作成したマニュアルに基づく防災訓練を実施し、地域住民が各種機材の設置や操作を体験する機会をつくります。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目エリア ○打瀬エリア

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

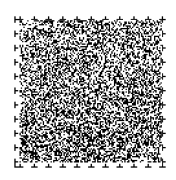
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



《基本方針Ⅱ》 誰もが暮らしやすい環境づくり

施策の方向性	具体的な取組み				
3 地域での居場所、交流の場づくり	<p>(5) 町内自治会・集合住宅の集会所などの地域資源を活用した交流の場づくり 町内自治会・集合住宅の集会所などの地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① ふれあいいきいきサロン等の地域住民の交流の場について、活動の拡大とその組織づくりを行います。また、各種団体や行政と連携しながら、地域資源をベースにした新たな活動団体を増やす取り組みの検討を行います。</p> <p>② 町内自治会や集合住宅の集会所などの地域資源を活用し、こどもの行事、高齢者の行事等、地域住民が気軽に集い、学習・娯楽・交流・懇談できる場を設置していきます。</p> <p>③ 地域の店舗スペースを利用し、ここを拠点として気軽に立ち寄れるコミュニティの場として、多彩なイベントを開催するなど、住民間の交流機会を提供、多世代の住民の居場所を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="555 808 1220 891"> <tr> <td data-bbox="555 808 774 891">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td data-bbox="774 808 1029 891">○高洲・高浜エリア ○打瀬エリア</td> <td data-bbox="1029 808 1220 891">○幕張西エリア</td> </tr> </table>		重点取組地区 (地区部会エリア)	○高洲・高浜エリア ○打瀬エリア	○幕張西エリア
重点取組地区 (地区部会エリア)	○高洲・高浜エリア ○打瀬エリア	○幕張西エリア			
4 地域での身近な支え合い活動	<p>(6) 地域住民参加型の支え合い体制の構築 地域ぐるみで身近な支え合い活動を支え、安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域で子育てを支援するために子育てサロンを開催し、親子交流の場、及び世代間交流の場づくりを進めます。</p> <p>② 放課後自習室を継続的に実施し、小中学生の学び・遊び及び会食の場づくりを進めます。</p> <p>③ 手話クラブを開催し、障害者への理解と交流の場づくりを進めます。</p> <p>④ 認知症徘徊模擬訓練を実施します。</p> <p>⑤ 身近な地域での支え合い活動を実施する団体等の普及・促進を図ります。</p> <p>⑥ 障害者や高齢者が、地域で活動できる場、機会づくりを進めます。</p> <p>⑦ 「どこでもこどもカフェ」へ登録を行い、ヤングケアラーや不登校児童生徒の相談窓口として、体験者・専門職の交流の場を設けた活動を行います。</p> <p>⑧ 地域にお住いの外国人との多文化交流や仲間づくりを目的とした活動を行います。</p> <p>⑨ 高齢者の孤食を防ぐ茶話会を開催し、互いに寄り添い合い、食事の楽しさを共有する活動を行います。</p> <table border="1" data-bbox="555 1626 986 1709"> <tr> <td data-bbox="555 1626 774 1709">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td data-bbox="774 1626 986 1709">○幸町一丁目エリア</td> </tr> </table>		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目エリア	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目エリア				
	<p>(7) 地域での助け合い活動の推進 日常生活上のちょっとした困り事を住民同士で助け合い解決する、助け合い活動を進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 買い物やゴミ出し支援等、住民同士による身近な「支え合い活動」を継続実施するとともに、支え合い活動を行う団体を支援していきます。</p>				

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

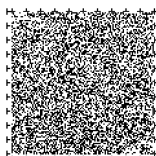
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



施策の方向性	具体的な取組み	
4 地域での身近な支え合い活動	<p>② 認知症カフェを開催し、認知症の方及びご家族の交流の機会を設けます。また、専門家の支援をいただき、関連する各種情報の提供及び支援制度の理解が進むようサポートを行います。</p> <p>③ 障害者基幹相談支援センターの参加をいただきながら、障害者ご本人とご家族の交流及び情報交換の場を提供します。</p> <p>④ 認知症や発達障害者を疑似体験するワークショップを開催し、疑似体験や意見交換を通じて認知症や発達障害を正しく理解する機会を提供します。</p> <p>⑤ 千葉県グリーンスローモビリティ実証調査活動を通じて、ひとり暮らしの高齢者や健康弱者の外出支援・社会参加等、人と人がつながりフレイル予防に役立つ支援モデルを検討します。</p> <p>⑥ 保護者の方々が地域の学校枠を越えて一堂に会し、それぞれの悩みや困っていることなどを議論する「しゃべり場」を開催し、お互いに寄り添える場を提供していきます。</p>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町2丁目エリア ○磯辺エリア
5 地域での健康づくり	<p>(8) 地域の保健と医療との連携による心身の健康づくり 地域にある保健医療機関と連携し、生き生きと暮らせるよう心身の健康づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 成年後見制度講座、認知症サポーター養成講座等、住民に密接した講座を開催し、支え合うまちづくりを進めます。</p> <p>② 地域が支え合う通いの場として「健康プラザ」や「カウンセリングルーム」を設置し、高齢者や不登校児、発達障害児の支援、中高年キャリア支援等を進めます。</p>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目エリア
	<p>(9) 健康づくりイベント等への参加促進 気軽に楽しく取り組める、心身の健康づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 100歳体操やシニアリーダー体操等、地域で行われている健康づくり教室、各種スポーツ行事等への参加促進、及び開催場所の増設を進めます。</p> <p>② 関係機関の方々との連携強化を図り、健康に関する知識や情報を提供する「健康講座」を開催していきます。</p> <p>③ 関係機関と連携し、高齢者向け診断項目（脳年齢、血管年齢、骨密度測定、体脂肪率、血中酸素濃度等）を組み入れた健康測定会を開催し、高齢者がご自身の健康状態を客観的に知る機会を提供します。</p>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○高洲・高浜エリア

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く
状況

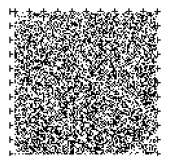
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

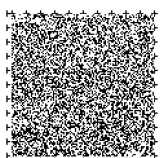
第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

施策の方向性	具体的な取組み	
6 地域の情報を伝える、伝わる仕組みづくり	(10) 誰もが身近に得ることができ、分かりやすい情報の発信 地域福祉に関する情報を取りまとめ、身近に情報が得られるような環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 各種団体の機関紙や広報誌の発行、ケーブルテレビ、ホームページ、その他チラシなど、多様な手段によって住民意識の啓発を行います。 ② ホームページを通じて各種団体の活動や地域の事業、イベントの情報提供を進め、地域の活性化と魅力を高めます。 ③ 防災無線を利活用した情報発信を行い、災害時の利用だけでなく、小中学校の子どもたちの声でメッセージを伝える等、日頃から防災・防犯意識を高めるために、情報発信を行います。 ④ 身近に情報に接することができるよう、高齢者対象のスマホ教室を開催します。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目エリア ○真砂エリア
	(11) 身近な相談機関・相談者の情報共有 誰もが気軽に相談できる窓口や相談者の情報を共有し、利用できる環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 認知症カフェや障害者の交流サロンに、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等から専門家に参加いただき、参加者に相談機関をはじめとする各種関連情報を提供していきます。	
(12) オンラインや訪問相談等の活用による新しい情報伝達の仕組みづくり 新しい生活様式やデジタル化の推進、災害時に対応した新しい情報伝達の仕組みづくりを進めます。 〔活動内容〕 ① SNSを活用し、臨場感のある写真付きの記事をあげて、閲覧者と活動内容の共有を図ることで、閲覧者の活動への参加を促進します。 ② スマートフォンの利用調査を実施し、スマートフォンで見る電子掲示板の設置や可能な情報手段の活用を検討していきます。また、メール等を利用した地域の情報を伝える仕組みづくりを検討していきます。		
重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸エリア ○磯辺エリア	



《基本方針Ⅲ》 福祉を支える人づくり

施策の方向性	具体的な取組み	
7 地域福祉、支え合いの意識を育む	<p>(13) 支え合い意識の醸成 地域で支え助け合う、福祉の心を育てる活動を進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① ボランティア活動の研修会やまちづくりの啓発講座を開催するほか、住民へのアンケート調査を実施し、支え合いの意識の醸成に努めます。</p> <p>② 身近な地域での「サロン」や子どもたちを対象とした地域講座や研修会等の「イベント」を開催し、多世代交流を図ります。</p> <p>③ こころとからだの健康セミナーの開催や小中学校での手話劇や講座の開催、標語の募集等を通じ、障害を持つ人や認知症などへの正しい知識と地域福祉への理解を深めます。</p> <p>④ 小中学校で実施している「あいさつ運動」を、校内だけでなく地域内でも実施することで、子ども発信で挨拶を通じて支え合いに寄与する活動を継続していきます。</p>	
8 ボランティアの育成・活用	<p>(14) ボランティア人材の育成 地域を支えるボランティア等の担い手づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 講師を招いて講座を開催し、人材の育成に努めます。また、活動団体別に協議会を開催し、活動の深化に努めます。</p> <p>② 千葉市の実証調査等に参画する中で、変容する地域の課題を考え、交流する活動を通じ、ボランティアに関心を寄せる人材の仲間づくりや育成を行います。</p>	
	<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p>	<p>○打瀬エリア</p>
	<p>(15) ボランティア活動への参加促進 気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくり、参加促進を図ります。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 広報紙やチラシ等で、ボランティア活動への参加を呼びかけます。</p> <p>② 年間を通してボランティアを募集するなど、興味関心のある人にボランティア活動を実際に体験できる機会を設けます。</p> <p>③ イベントの参加者に、スタッフへの参加の声掛け、ボランティア募集の案内ピラ配付を行います。また、イベント会場等に地域活動の紹介パネルを設置して、参加者のボランティア活動への理解促進を図っていきます。</p> <p>④ 外部の各種メディアに支え合いの活動を取材・放送・紙面掲載いただくことで、身近に参加可能なボランティアがあることを知ってもらうことを働きかけます。</p>	
	<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p>	<p>○磯辺エリア ○打瀬エリア</p>

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

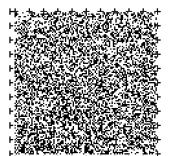
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

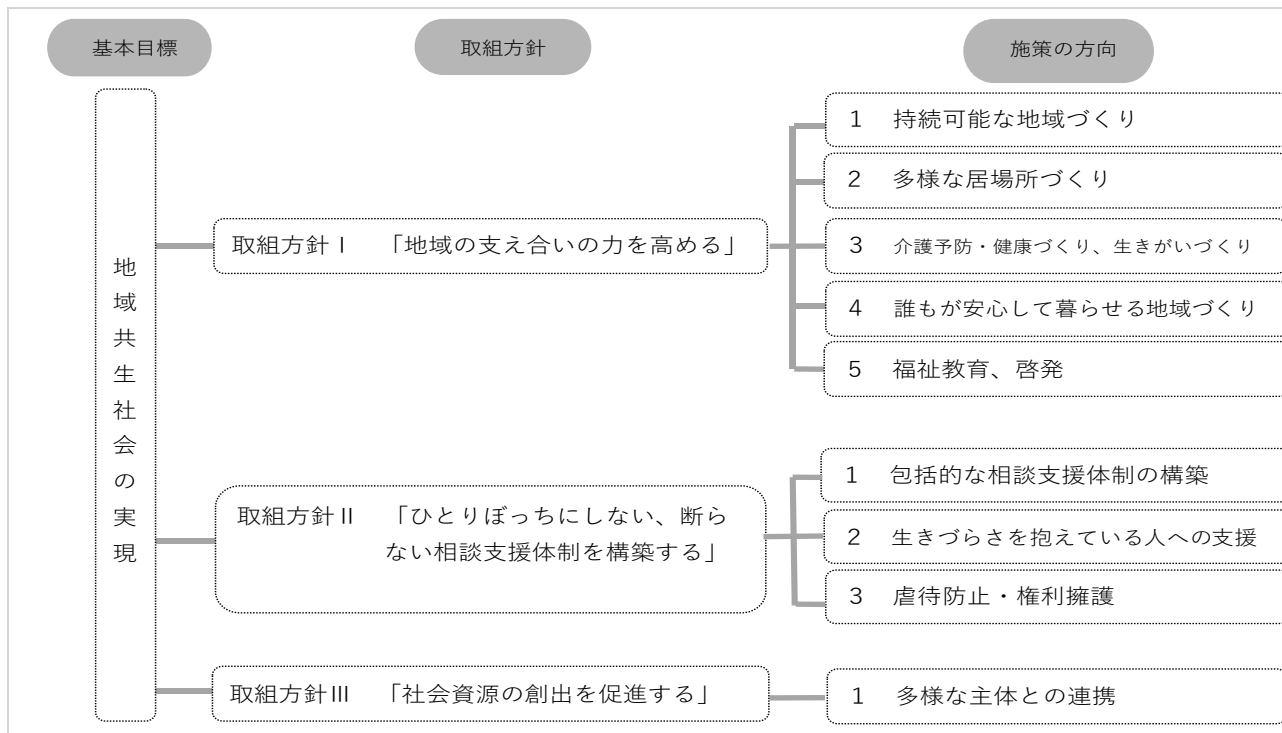
資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

基本目標、取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み（計画 p.83）

○ 基本目標、取組方針及び施策の方向については引き続き本計画どおりの構成とします。



◎基本目標 『地域共生社会の実現』

◆取組方針Ⅰ 「地域の支え合いの力を高める」

・施策の方向1 持続可能な地域づくり

主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援

主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援

主要施策（3）地域づくりに向けた支援

主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成

・施策の方向2 多様な居場所づくり

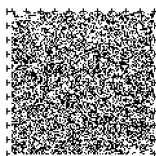
主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充

主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保

・施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいでづくり

主要施策（1）介護予防・健康づくり

主要施策（2）生きがいでづくり



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

・施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 主要施策（1）生活支援サービスの拡充
- 主要施策（2）地域見守り体制の充実
- 主要施策（3）防犯体制の強化
- 主要施策（4）災害に備える地域づくり

・施策の方向5 福祉教育・啓発

- 主要施策（1）福祉教育の推進
- 主要施策（2）啓発活動の推進

◆取組方針Ⅱ「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」

・施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

- 主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築
- 主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- 主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- 主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援

・施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

- 主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応
- 主要施策（2）自殺対策
- 主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進
- 主要施策（4）子どもの貧困への対応
- 主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援
- 主要施策（6）再犯防止の推進

・施策の方向3 虐待防止・権利擁護

- 主要施策（1）虐待防止
- 主要施策（2）権利擁護

◆取組方針Ⅲ 「社会資源の創出を促進する」

・施策の方向1 多様な主体との連携

- 主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進
- 主要施策（2）企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- 主要施策（3）新たなプラットフォームの形成

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

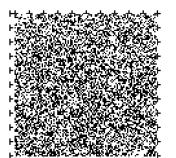
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

【現状や課題】

- 地域住民の個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化（*）し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加していることから、従来の属性別の支援体制では、対応が困難な事例が増えています。

*複雑化・多様化した生活課題の例

- ・ダブルケア：育児と介護が同時期に発生する状態
- ・8050問題：高齢者の親（80代）が高齢化したひきこもりの子ども（50代）の生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題
- ・ごみ屋敷：家や土地に不要物が積み上げられ、外部からもそれと分かるほど堆積している状態の家屋
- ・ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども
- ・ペットの多頭飼育問題：飼い主が避妊や去勢等を行わないことから犬や猫などが増えすぎて適切に飼育できなくなる状態

- コロナ禍により、多くの地域福祉活動が休止・中止を余儀なくされ、地域福祉活動の停滞が見られました。これに伴い、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。

【今後の取組方針】

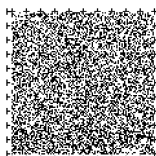
- 地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野や世代を超えて横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めるため、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」と言います。）や生活支援コーディネーター等が、様々な地域団体や地域に関わりのある事業者等多様な主体との連携・協力を進め、持続可能な地域づくりに向けた支援を行います。
- すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域づくりの担い手・リーダーの育成、多様な居場所づくり、介護予防・健康づくり、生きがいつくり、生活支援サービスの拡充の支援など、地域包括ケアシステムの更なる推進を図ります。
- 地域福祉を推進していくためには、より多くの市民が地域福祉活動や福祉への理解や関心を深め、様々な情報や学習・体験を通じ、福祉の心を育むことが大切であることから、福祉教育や啓発活動を推進します。

施策の方向Ⅰ 持続可能な地域づくり

<主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などを引き起こしました。



【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
1	生活支援体制の充実 【再掲】 No.105,144,157	定量	第2層生活支援コーディネーターをあんしんケアセンター圏域ごとに配置し、活動を強化します。地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、地域資源と、支援を必要とする高齢者のニーズとのマッチングを行います。地域ケア会議等を通じて、多様なサービスの担い手となる地域の人材のネットワークづくりを行います。				
	[地域包括ケア推進課]		第2層生活支援コーディネーター配置圏域数	圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No.104,106,145,158	定性	コミュニティソーシャルワーク機能とは、地域において生活課題を抱える個人や家族（要支援者）への「個別支援」と、要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組みに対する「地域支援」とを有機的に行う機能です。 複雑化・複合化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題をまるごと受け止める相談支援体制を構築します。 また、コロナ禍により打撃を受けた地域活動を以前の水準にまで回復するため、情報提供等も含め、地域団体の活動再開等を支援します。				
	[地域福祉課]						

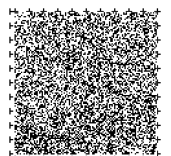
<主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの地域福祉活動が中止・休止を余儀なくされた中、SNSを活用した子育てサロンやオンライン会議システムを活用した認知症カフェの開催など、市内各地において、オンラインを活用して接触を避けつつ人と人とのつながりを維持しようとする取組みが見られました。しかしながら、地域福祉活動においては、主に高齢者を中心として情報機器の取扱いに対する苦手意識を持つ方もいることから、団体によって活用の程度に格差が生じています。

【今後の取組方針】

- 地域福祉活動者の高齢化や担い手不足が進む中、活動内容のデジタル化を推進することにより、地域福祉活動が効率化・活性化し、また若い世代が参加しやすい環境づくりなどが進むことが期待できるため、スマートフォンなどの情報機器の操作や情報活用能力の向上に資する講座及び相談会を開催します。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
3	デジタルデバイド対策 [スマートシティ推進課]	定量	民間企業と連携したスマートフォン講座やスマートフォン相談会を実施します。					
			スマートフォン講座の実施回数	回	70	70	70	70
			スマートフォン相談会の実施回数	回	24	24	24	24
4	町内自治会のデジタル化 推進 [市民自治推進課]	定量	地域活動の活性化・効率化や若年層などの参加を促すため、電子回覧板を活用するモデル事業を行うとともに、ICTの導入・活用に必要な経費の一部を助成するなど町内自治会活動のデジタル化を推進します。					
			デジタル化研修会の実施回数	回	1	1	1	第1次実施計画における実施状況をみて検討

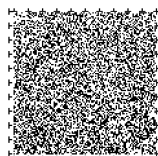
<主要施策（3）地域づくりに向けた支援>

【現状や課題】

- 地域に暮らす、様々な世代や境遇の人が、ともに助け合って生活していく社会を実現するためには、地域資源を活用した居場所づくりや、ボランティアによる助け合い活動等の拡充を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要があります。
- 地域福祉の更なる推進のためには、多くの活動主体が強みを持ち寄りながら連携することが求められます。地域で活動する団体の情報収集や情報発信及び団体のマッチング等を通じ、既存の取組みの充実に加え、地域のニーズに対応した新たな取組みをスムーズに展開できる体制の構築が求められます。

【今後の取組方針】

- 多様な主体による地域課題解決に向けた自主的な取組みの立ち上げや活動資金等の支援を行う区地域活性化支援事業を実施します。また、各活動主体の活動における課題解決のため、情報、協働及び育成の側面から支援します。
- 将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立や活動を支援します。
- 市社協を通じ、社協地区部会の活動を支援します。
- 費用面も含め、地域団体が活動しやすい環境づくりを行います。
- 地域で活動する団体の継続的な運営をサポートする地域支援プラットフォームの構築に向けて取り組みます。
- 分野・世代を問わない地域づくり支援について検討していきます。



第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容										
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標					
5	区地域活性化支援事業	定性	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域団体等の活動を支援します。										
	[各区地域づくり支援課]												
6	市民自治の推進	定性	住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとするため、若い世代を対象としたワークショップや多様な主体の連携を促進する取組みを実施します。										
	[市民自治推進課]												
7	地域運営委員会の支援	定性	将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小学校区から中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立や活動を支援します。										
	[市民自治推進課]												
8	ボランティア活動補償制度	定性	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。										
	[市民自治推進課]												
9	区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築 【再掲】 No.160	定性	複雑多様化する地域課題の解決や、町内自治会等の地域コミュニティの維持・強化を図るため、全ての区町内自治会連絡協議会に地域担当職員を配置するなど、区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築に向けた取組みを進めます。										
	[市民自治推進課]												
10	重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業） 【再掲】 No.109,159	定性	分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。										
	[地域福祉課]												
11	いきいき活動外出支援事業	定量	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。										
	[高齢福祉課]							利用団体数	団体	266	266	266	266
								利用者数	人	8,372	8,372	8,372	8,372
12	子育てサークルの支援	定量	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。										
	[健康支援課]							相談等開催件数	回	370	287	270	289
								参加人数	人	6,600	4,018	3,510	4,046

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

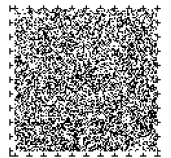
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 中間見直しにあたって
 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 第3章 推進計画について
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 資料編

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
13	社協地区部会活動の支援 [地域福祉課]	定量	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区支え合いのまち推進計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う社協地区部会の活動を支援します。					
			ふれあい・いきいきサロン開催回数	回	3,420	3,840	3,900	4,020
			ふれあい・子育てサロン開催回数	回	572	689	702	728
			ふれあい・散歩クラブ開催回数	回	486	522	540	576
			地区部会ボランティア講座開催回数	回	120	120	120	120
14	犬猫等に起因する地域課題解決に対する支援 【再掲】No.103 [生活衛生課] [動物保護指導センター]	定性	高齢者がペットを飼う場合の注意点等について周知啓発に努める他、飼い主又は地域などから寄せられるペットに関する相談に対し、必要に応じて庁内関係課などと連携して対応します。また、高齢者や自治会などに飼い主のいない猫の適正管理についても周知啓発し、地域における猫の増加やふん尿被害の防止のため飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施します。					

<主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成>

【現状や課題】

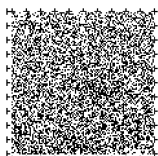
- 高齢者の就業者の増加など社会情勢の変化等により、交流の場・通いの場や見守り活動、支え合い活動や食事サービスなどにおける地域福祉活動の担い手不足や高齢化が見られます。
- 地域団体の中心的役割を担う役員やリーダーの高齢化も進んでおり、若い世代の参画や後継者の育成が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域課題の解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を育成するため、ちばし地域づくり大学校を開催します。
- これまで地域福祉に関心がなかった方や若い世代などが、地域福祉活動やボランティア活動の担い手となるよう、各種ボランティア養成講座等を開催します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
15	ちばし地域づくり大学校	定量	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。				
	[高齢福祉課]		修了者数	人	72	72	72



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
16	認知症サポーター養成講座	定量	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、児童・生徒・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。					
	[地域包括ケア推進課]		認知症サポーター延べ養成者数	人	101,000	105,000	113,000	121,000
17	シニアリーダー養成講座・地域活動支援 【再掲】No.41	定量	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成するとともに、シニアリーダーが地域で開催するシニアリーダー体操教室の立ち上げ及び運営支援を行い、住民主体によるフレイル予防の促進を図ります。					
	[健康推進課]		講座受講者数	人	130	130	130	130
18	介護支援ボランティア制度の運用	定量	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。					
	[介護保険管理課]		ボランティア登録者数	人	2,700	2,000	2,060	2,140
19	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	定量	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター（ふれあいの家）において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。					
			要約筆記講習会修了者数	人	20	20	20	20
			音訳講習会修了者数	人	20	20	20	20
			手話講習会修了者数	人	160	160	160	160
[障害福祉サービス課]	点字講習会修了者数	人	20	20	20	20		
20	精神保健福祉ボランティア養成講座	定量	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。					
	[こころの健康センター]		精神保健福祉ボランティア講座延べ参加者数	人	45	75	75	75
21	ボランティア活動の促進 【再掲】No.92	定量	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。					
	[地域福祉課]		ボランティア新規登録者数	人	200	250	250	250
22	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	定量	外国人市民と日本人市民の相互理解促進による多文化共生社会実現のため、通訳・翻訳ボランティアによる外国人市民の日常生活支援や日本語ボランティアによる日本語交流活動を実施します。					
	[国際交流課]		ボランティア登録件数	件	2,694	2,720	2,740	2,760
23	社会福祉セミナー	定量	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。					
			実技を伴わない研修受講率	%	85	85	※次期指定管理時に設定予定	※次期指定管理時に設定予定
			実技を伴う研修受講率	%	75	75	※次期指定管理時に設定予定	※次期指定管理時に設定予定
[地域福祉課]								

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

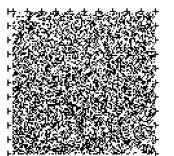
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
24	民生委員協力員 [地域福祉課]	定性	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。				
25	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成 [生涯学習振興課（教育委員会）]	定量	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。				
			【生涯学習センター】	①講座数	16 ※毎年度設定	※毎年度設定	※毎年度設定
			①指導者の養成講座	①延受講者数	500 ※毎年度設定	※毎年度設定	※毎年度設定
			②学習ボランティア活動支援講座	②講座数	101 ※毎年度設定	※毎年度設定	※毎年度設定
			【公民館】	③講座実施数	17 ※毎年度設定	※毎年度設定	※毎年度設定
	③指導者及び各種ボランティア養成講座	③受講者数	455 ※毎年度設定	※毎年度設定	※毎年度設定		
26	応急手当普及啓発事業	定量	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※バイスタンダー（bystander）：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）				
	[救急課]		救命講習受講者数	人	15,000	15,000	15,000

施策の方向2 多様な居場所づくり

<主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充>

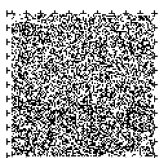
【現状や課題】

- 居場所（通いの場）は、住民同士の仲間（つながり）づくり、健康づくり、生きがいつくりなどの効果のほか、緩やかな見守りやちょっとした困りごとの相談の機能などを持ち合わせているとされています。
- 市内には、住民主体の通いの場が851箇所(*)あり、健康体操、茶話会やスポーツなど、多岐にわたる様々な活動が行われています。

*出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和3（2021）年度実施分）に関する調査結果」

【今後の取組方針】

- 年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会、誰もが気軽に参加しやすい場、場の確保支援が大切であり、多様な形の居場所（通いの場）の拡充に向けて、CSW や生活支援コーディネーター等による支援や各種助成等を行います。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
27	認知症カフェ設置促進	定量	認知症の人とその家族並びに地域住民や専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促進し、認知症の方の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の方と家族を地域で支える体制を推進します。				
	[地域包括ケア推進課]		認知症カフェ数	か所	49	53	59
28	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業 【再掲】 No.52	定量	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。				
	[高齢福祉課]		登録団体数（訪問支援）	団体	7	8	9
29	ひきこもりサポート （居場所団体への助成）	定量	ひきこもり当事者が安心して参加できる居場所を提供し、社会参加に向けた活動への支援等を行う団体や個人に対し、その実施に必要な経費を補助します。				
	[精神保健福祉課]		補助金交付団体数	団体	2	2	2
30	子どもの居場所づくり	定量	学校でも家庭でもない、第三の子どもの居場所として、信頼できる大人が見守るどこでもこどもカフェの開催を支援し、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所の提供を促進します。				
	[こども企画課]		子どもの居場所登録箇所数	か所	28	30	32
31	アフタースクール事業・放課後子ども教室推進事業	定性	小学校の放課後において、保護者の就労状況等にかかわらず、地域の多様な人々の参画を得ながら、希望する全ての児童に「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供します。				
	[生涯学習振興課（教育委員会）]						

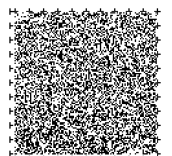
<主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保>

【現状や課題】

- 地域福祉活動は、自治会館や公共施設などを利用して実施することが多く、活動の充実や活性化には、拠点確保に向けた支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域福祉活動の拠点を確保するため、施設の目的に支障をきたさない範囲で市の施設を開放します。
- 社会福祉施設における地域交流スペースや、空き家等の活用について、CSW や生活支援コーディネーター等が支援します。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
32	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進 [地域福祉課] [高齢福祉課] [介護保険事業課]	定性	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。					
33	地域づくり拠点としての公民館の活用 [生涯学習振興課（教育委員会）]	定量	地域団体と公民館が共同で企画する市民向け講座や展示等	事業	164 ※毎年度設定	※毎年度設定	※毎年度設定	
34	空き家の有効活用事業 [都市安全課]	定性	地域福祉活動等を行う団体に、活動場所として活用できる空き家の紹介を行います。					
35	学校施設開放 [学校施設課（教育委員会）]	定量	新規開放校数	校	1	1	1	1

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり

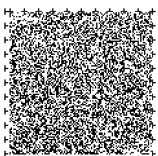
<主要施策（1）介護予防・健康づくり>

【現状や課題】

- 健康に支障が生じ、医療や介護が必要になる期間が長くなると、経済的にも精神的にも大きな負担を生じ、個人の生活の質の低下を招く恐れがあります。
- 全ての市民がいつまでも健康でいきいきとした生活を続けるため、身近な地域で健康づくりに参加できる環境をつくる必要があります。
- 特に高齢者については、コロナ禍において外出や運動時間が減少したことからフレイル状態へのリスクが高まっているため、これを早期に把握し、適切なサービスにつなげることで、疾病予防・重度化防止の促進を目指す必要があります。

【今後の取組方針】

- 全ての市民にとって、健康づくりの取組みが継続しやすい環境づくりを推進するため、運動サークルやウォーキングコースの情報提供、運動・スポーツの機会の充実に向けた支援のほか、健康づくりの取組みに対して賞品に応募できるポイント付与などを行います。
- 介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加を目指し、健康教育や広報を通じて、生活習慣の改善や運動、社会参加の重要性など介護予防（フレイル予防）に関する知識の周知に努めるとともに、高齢者が自ら介護予防に継続して取り組めるように支援します。
また、健診結果等から把握したフレイルの疑いがある高齢者に対し、訪問等により健康状態の改善に向けた情報提供や支援を行います。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
36	健康づくり事業	定量	市内に所在する地区組織が行う健康づくりにポイントを付与し、既定のポイントで賞品が当たる抽選への応募や表彰などのインセンティブを授与することにより、生活習慣の改善を促すとともに地区組織活動の推進による絆づくりを促進します。				
	[健康推進課]		インセンティブ授与 団体数	団体	80	80	80
37	健康運動サポーターの養成	定量	家庭や身近な地域の中で、健康づくりのための運動を実践する健康運動サポーター（健康づくり支援者）を養成します。				
	[健康推進課]		健康運動サポーター 養成数	人	100	100	100
38	食育推進員の養成	定量	地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食育推進員を養成します。				
	[健康推進課]		食育推進員養成数	人	40	60	60
39	各区の特色に応じた運動に関する講習会等の実施	定性	市民が自身の健康状態や身体能力に気付き健康的な運動習慣を獲得する機会のひとつとして、関連団体と協働するなど各区の特色に応じた運動体験や周知啓発を実施し、地域住民の主体的な健康づくりを支援します。				
	[健康推進課]						
40	地域リハビリテーション活動支援事業 【再掲】 No.107	定量	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職が住民主体の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育の他、技術的助言等を行います。				
	[健康推進課]		リハビリテーション 専門職の派遣回数	回	70	70	80
41	シニアリーダー養成講座・地域活動支援 【再掲】 No.17	定量	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成するとともに、シニアリーダーが地域で開催するシニアリーダー体操教室の立ち上げ及び運営支援を行い、住民主体によるフレイル予防の促進を図ります。				
	[健康推進課]		講座受講者数	人	130	130	130
42	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（介護予防教育） 【再掲】 No.108	定量	保健福祉センターの医療専門職が地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育を行うとともに、参加者の健康状態の把握や健康相談を行います。				
	[健康推進課]		通いの場における介護 予防教育の実施回数	回	200	300	300
43	障害者スポーツ大会等の開催	定性	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。				
	[障害者自立支援課]						
44	学校体育施設開放事業	定量	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。				
	[スポーツ振興課]		利用人数	人	2,000,000	2,000,000	2,000,000

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

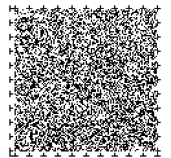
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容			
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標
45	ちばしパラスポーツコン シェルジュ	定量	障害者が地域のスポーツ活動に参加しやすくするために、コーディネーターが障害の種類・程度に応じてスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。 また、パラスポーツに関する情報発信や、団体や施設等が行う体験会等の普及活動への支援を行います。			
	マッチング件数		件	150	150	150
46	パラスポーツ振興補助金	定量	障害者のスポーツ活動への参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行う、障害者を対象とするスポーツ教室などの開催に対し費用の一部を助成します。			
	交付団体数		団体	10	10	10

<主要施策（2）生きがいづくり>

【現状や課題】

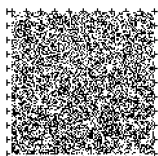
- 「人生100年時代」を迎え、本市においても100歳以上の高齢者が400人を超えているなど100歳まで生きることが珍しくない社会となっており、若者から高齢者まで、全ての市民に活躍の場があり、全ての市民が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。
- 高齢者について、就労をはじめ、地域福祉活動やボランティア活動など、社会参加を促進する体制をつくる必要があります。

【今後の取組方針】

- 誰もが役割を持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、生涯現役応援センター等の窓口において、高齢者等の就労、地域福祉活動・ボランティア活動などの社会参加に関する情報提供・相談・紹介を行うとともに、シルバー人材センターの充実や老人クラブの育成を図ります。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容			
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標
47	生涯現役応援センター	定量	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。 出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。			
	マッチング件数		人	228	239	251
48	シルバー人材センター	定量	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく介護保険の生活援助型訪問サービスを提供します。			
	就業延べ人員		人	221,879	221,879	221,879



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
49	老人クラブの育成	定量	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について支援します。				
	[高齢福祉課]		単位老人クラブの 会員数	人	9,452	9,452	9,452
50	いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営	定量	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。				
	[高齢福祉課]		延べ利用者数	人	639,420	645,814	652,272

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

<主要施策（1）生活支援サービスの拡充>

【現状や課題】

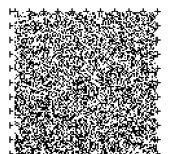
- 全ての人々が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスのさらなる充実が必要です。
- 生活支援サービスの充実には、身近な地域で、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる社会を構築していくため、連携して様々な施策に取り組んでいくことが求められています。

【今後の取組方針】

- 支え合いのまちづくりを推進するため、CSW や生活支援コーディネーター等が、地域支え合い活動、高齢者等のごみ出し支援や外出支援等の住民主体による生活支援サービスの拡充に向けた支援を行うほか、生活支援サイトの充実や市の制度の受給対象者となる可能性のある方に対し個別にお知らせするなど情報発信に努めます。
- 地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。
- 支え合い交通の1つの手段としてスポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域、地域の回遊性向上を要する場所などにグリーンスローモビリティを導入します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
51	あなたが使えの制度お知らせサービス	定性	各種手当の受給や健康診査などの利用について、市民の皆様が自ら検索や問い合わせを行う負担を軽減するため、市が保有する住民情報を活用し、受給対象となる可能性のある方へ、LINEのメッセージやメールでお知らせします。				
	[業務改革推進課]						



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

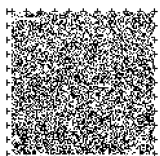
第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
52	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業 【再掲】No.28	定量	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。					
	登録団体数（訪問支援）		団体	7	8	9	10	
	[高齢福祉課]		登録団体数（通所支援）	団体	14	14	15	15
53	高齢者等ごみ出し支援事業	定量	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性を図るため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した当該団体に対して助成します。					
	[高齢福祉課]		登録団体数	団体	46	49	52	55
54	高齢者に対する外出支援	定性	社会福祉法人や生活支援コーディネーター、NPO法人等と連携して情報共有を行うことにより、公共交通機関の利用が困難な高齢者が含まれる町内自治会等と、福祉施設や地元スーパーが連携して実施する福祉施設のデイサービス送迎車を活用した、自宅と地元スーパー間の無料送迎サービスを推進します。また、階段昇降が困難な高齢者等の外出支援や、在宅復帰、家族などの介護負担軽減を図るため、階段昇降機を活用した支援を行う訪問介護事業者等に、階段昇降機の導入等に要する経費を助成します。					
	[高齢福祉課]							
55	地域見守り活動支援事業 【再掲】No.60	定量	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。					
	[高齢福祉課]		初期費用交付団体数	団体	2	2	3	3
56	福祉有償運送支援事業	定性	心身に障害があることなどを理由に公共交通機関の利用が困難な高齢者等の移動を支援するため、福祉有償運送を行う者に対して、立ち上げ及び運営に要する費用を助成します。					
	[高齢福祉課]							
57	千葉市の生活支援サイトの充実	定性	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。					
	[地域包括ケア推進課]							
58	ファミリー・サポート・センター事業	定性	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中の保護者を助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。					
	[幼保支援課]							
59	グリーンスローモビリティの活用	定量	「支え合い交通」の1つの手段としてグリーンスローモビリティを位置づけ、スポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域、地域の回遊性向上を要する場所などへの導入を進めます。					
	[交通政策課]		導入地区数	地区	-	2	1	1

<主要施策（2）地域見守り体制の充実>

【現状や課題】

- 近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域のつながりが弱まっている地域もあることから、見守り体制の再構築が求められています。
- 地域の安全・安心確保のため、多様な主体による地域見守り体制の充実を図る必要があります。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

【今後の取組方針】

- 一人暮らし高齢者等の見守り体制を強化するため、新たに地域で見守り活動を立ち上げる団体に対し、初期費用を助成するとともに、事業者と連携し、高齢者を見守る体制の充実を図ります。
- 日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者が異変を発見した場合、区に通報する孤独死防止通報制度により地域における孤独死の防止に努めます。
- 児童生徒の安全確保を図るため、地域住民や保護者による学校セーフティウォッチ事業を実施します。

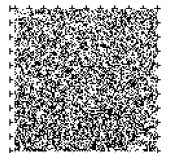
《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
60	地域見守り活動支援事業 【再掲】 No.55	定量	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。				
	[高齢福祉課]		初期費用交付団体数	団体	2	2	3
61	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	定性	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動のほか、様々な手法により高齢者の見守り支援の強化を図ります。				
	[高齢福祉課]						
62	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	定性	認知症高齢者が行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNS、メールや防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。				
	[地域包括ケア推進課]						
63	学校セーフティウォッチ	定量	地域住民や保護者が登下校時を中心に学校セーフティウォッチャー（SW）として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。				
	[学事課（教育委員会）]		SW一人当たりの児童生徒数	人	3.06	3.02	2.98
64	民生委員・児童委員活動への支援	定性	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。				
	[地域福祉課]						
65	孤独死防止通報制度の運用	定量	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、ライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底し、孤独死防止に努めます。				
	[地域福祉課]		連絡会議開催回数	回	1	1	1

<主要施策（3）防犯体制の強化>

【現状や課題】

- 高齢化や地域の連帯感の希薄化による地域防犯力の低下が懸念されるため、市民を主体とした防犯活動への支援を行うほか、市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が互いに連携しながら、一体となった取組みをすることで、地域の防犯力を維持する必要があります。
- いわゆる「電話 de 詐欺」や悪質商法による被害を防ぐため、家族はもちろん、地域全体で見守る必要があります。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

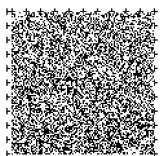
第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

【今後の取組方針】

- 防犯パトロール及び防犯ウォーキング等の市民を主体とした防犯活動を支援するほか、町内自治会等が設置する防犯街灯や防犯カメラ等に係る経費の一部を助成します。
- 市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が地域の構成員として連携を強化し、協力関係のもとに各種施策に取り組みます。
- 子どもたちの登下校の安全確保を図るため、こども110番のいえを拡大します。
- 悪質商法等を題材にした消費者教育講座を開催します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
66	市民防犯活動の支援 [地域安全課]	定量	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。					
			地域安全まちづくり講座開催回数	回	1	1	1	1
			防犯アドバイザーの派遣回数	回	6	6	6	6
			防犯街灯の管理費の助成灯数	灯	53,860	53,860	53,860	53,860
			防犯街灯の設置費の助成灯数	灯	175	175	175	175
			防犯街灯の修理費の助成件数	件	200	200	200	200
			防犯パトロール隊への物品配付団体数	団体	120	120	120	120
	防犯カメラの設置費、工事費の助成台数	台	50	50	50	50		
67	地域防犯ネットワークの推進 [地域安全課]	定性	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。					
68	防犯ウォーキングの推進 [各区地域づくり支援課]	定性	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する防犯ウォーキングを推進するため、専用の帽子等を貸与します。					
69	こども110番のいえ [健全育成課]	定性	子どもたちの登下校時等における安全の確保を図るため、各中学校区青少年育成委員会が地域住民・事業者に緊急避難場所としてこども110番のいえへの登録を依頼し、プレートを掲示してもらい、地域ぐるみで、子どもたちの安全を守っていく場所を確保します。					
70	くらしの巡回講座・連携事業	定量	地域の見守り活動を行う団体や町内自治会、学校、公民館等からの依頼に応じて、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法に係る講座や、ライフステージに対応した各種消費者教育講座を実施します。					
	[消費生活センター]		講座実施回数	回	80	※実績を踏まえ 毎年度設定	※実績を踏まえ 毎年度設定	※実績を踏まえ 毎年度設定



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

<主要施策（4）災害に備える地域づくり>

【現状や課題】

- 近年、台風や地震など災害が多発しており、自分（家族）の身は自分（家族）で守る、との考えのもと、食料や飲料水の備蓄など、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行って置く「自助」や、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合う、また、災害時に円滑に助け合いができるように、平常時から地域で助け合いに備える「共助」の重要性がより認識されました。
- 自助・共助による防災対策においては、市民の意識向上及び地域参加・協力が不可欠です。

【今後の取組方針】

- 地域の防災力向上のため、避難所運営委員会の設立及び自主防災組織の育成を図るとともに、防災知識の普及啓発を図ります。
- 地域による避難行動要支援者の支援体制の強化を図るため、個別避難計画の作成及び避難行動要支援者名簿の活用を促進します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
71	避難所運営委員会の設立 育成・活動支援	定量	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。				
	[防災対策課]		活動支援団体数	団体	185	190	195
72	自主防災組織の育成	定量	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。				
	[防災対策課]		新規結成数	団体	16	10	10
73	防災アドバイザー派遣	定量	結成して間もない自主防災組織等に防災アドバイザー（防災ライセンススキルアップ講座修了者）を派遣し、災害発生時の対応や平時の活動内容（防災訓練等）における指導・助言をすることで、活発な活動を推進します。				
	[防災対策課]		防災アドバイザー 派遣人数	人	20	20	20
74	防災知識の普及啓発	定量	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。				
	[防災対策課]		防災ライセンス及びス キルアップ講座受講人 数	人	160	200	200

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状
況

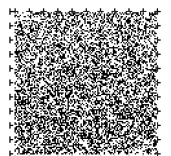
第3章
推進計画につ
いて

第4章
地域の取組
み

第5章
市の取組
み

第6章
成年後見制
度利用
促進基本計
画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
75	避難行動要支援者の支援 体制	定量	避難行動要支援者の状況などを把握している 福祉事業者と連携し、要支援者一人ひとりに合わせた避難行動等を定める「個別避難計画」を作成します。ハザードマップ上のリスクや心身の状況から、優先して計画を作成する要支援者を選定するとともに、優先順位が高い方から順次計画を作成します。 また、地域による安否確認や避難支援等に活用するため、市が保有する要支援者名簿情報を、平常時に協定を締結した町内自治会等に提供し、支援体制の構築を推進します。				
	[防災対策課]		計画作成件数	件	334	300	400
76	災害時におけるボランティア体制の整備	定性	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、設置場所や資機材の確保等、支援体制の整備を行います。				
	[地域福祉課]						
77	通学路合同点検	定性	通学路等における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施していきます。				
	[学事課（教育委員会）]						

施策の方向5 福祉教育・啓発

<主要施策（1）福祉教育の推進>

【現状や課題】

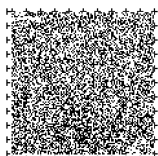
- 地域福祉を推進していくためには、義務教育段階から福祉に対する理解や関心を深め、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 市社協や学校と連携し、福祉教育を推進します。
- オリンピック・パラリンピック開催都市として培った経験を次世代へ継承し、障害及び障害者への更なる理解促進のため、小学生等への福祉講話を実施します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
78	福祉教育の推進	定量	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。				
	[地域福祉課]		福祉体験用具貸出、職員派遣等件数	件	55	65	75
79	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	定性	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。				
	[教育指導課（教育委員会）]						



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
80	福祉講話の実施	定量	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、市内の小学校等において、障害者本人や家族等が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、車いす・点字・手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。				
	[障害者自立支援課]		実施回数	回	40	60	60
81	青少年育成事業	定性	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。				
	[健全育成課]						

<主要施策（2）啓発活動の推進>

【現状や課題】

- 令和5（2023）年度に実施した地域福祉活動に関するWEBアンケートにおける「お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。」との質問に対し、約40%の方が「わからない」と回答しており、令和3（2021）年度と同調査（約48%）と比較すると改善していますが、引き続き地域福祉、地域福祉活動の認知度の向上を図っていく必要があります。
- 地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め、地域福祉活動につながるよう、様々な学習や体験を通して共に支え合う福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 様々な地域福祉に関する事柄について、より効果的な周知手法や工夫を検討し、普及・啓発を図っていきます。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
82	認知症への理解の促進	定性	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を見守り支援する認知症サポーターを引き続き養成する他、認知症の人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する機会を推進します。また、世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症の普及・啓発イベントを開催します。				
	[地域包括ケア推進課]						
83	認知症介護研修	定量	認知症の人を介護する家族等を対象に研修会を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。				
	[地域包括ケア推進課]		介護者講習会・交流会参加者延べ人数	人	300	300	300

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

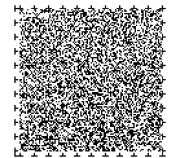
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

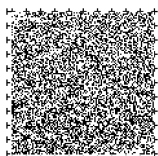
第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
84	障害者差別解消の推進	定性	平成28(2016)年4月の障害者差別解消法施行にあわせて開設した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。					
	[障害者自立支援課]							
85	障害者への情報保障	定性	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。					
	[障害者自立支援課]							
86	障害者週間における啓発活動	定性	障害者週間（12月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。					
	[障害者自立支援課]							
87	身体障害者連合会への支援	定性	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。					
	[障害者自立支援課]							
88	児童福祉週間における啓発活動	定性	児童福祉週間・月間（5月）等における啓発活動を通して、児童福祉についての関心と理解を深めます。					
	[こども家庭支援課]							
89	青少年育成委員会への支援	定性	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。					
	[健全育成課]							
90	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	定性	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベースを活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。					
	[地域福祉課]							
	[高齢福祉課]							
	[市民自治推進課]							
	[国際交流課]							
[生涯学習振興課（教育委員会）]								
91	ボランティアに関する情報の発信	定性	ボランティアデータベースを活用した情報発信およびボランティア関係機関である、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等においてボランティア情報を発信します。					
	[地域福祉課]							
	[市民自治推進課]							
	[国際交流課]							
	[生涯学習振興課（教育委員会）]							
92	ボランティア活動の促進	定量	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。					
	【再掲】No.21							
	[地域福祉課]		ボランティア新規登録者数	人	200	250	250	250



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
93	地域福祉に関する情報提供	定性	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や同協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。					
	[地域福祉課]							
94	市政出前講座	定量	地域の住民や団体による活動に寄与すると同時に市民の市政に対する理解を深めることを目的とし、専門知識をもっている市職員が、地域に出向いて市の施策や制度・事業などを説明し、対話します。					
	[広報広聴課]							
			実施回数	回	130	130	130	130
			延べ受講者数	人	4,000	4,000	4,000	4,000
95	交通安全対策	定性	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。					
	[地域安全課]							
96	人権週間等における人権啓発活動	定性	人権週間（12月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。					
	[男女共同参画課]							

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

【現状や課題】

- 8050世帯、ダブルケアやごみ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの分野を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の構築が必要です。

【今後の取組方針】

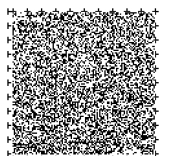
- 制度や分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題の解決に当たっては、支援を要する人や世帯に対する個別支援と、個別支援を通じて地域の現状を把握し、課題を整理して地域団体間の関係づくりを支援するなどの地域支援との双方からのアプローチを行う必要があります。
- コミュニティソーシャルワーク機能の強化、地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充やサロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援などを行います。

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

<主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築>

【現状や課題】

- 制度の狭間に陥った世帯や、複雑化・複合化する課題を抱えた世帯の問題が顕在化しており、分野や相談内容を問わずまるごと相談を受け止め、必要な助



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

言や適切な相談機関へのつなぎ等を行う必要があります。

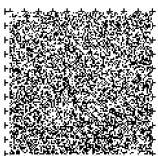
- 既存の相談支援機関同士の連携を促進する必要があります。

【今後の取組方針】

- 福祉まるとサポートセンターにおいて、分野・年齢・相談内容を問わず、福祉に関する困りごとをまると受け止め、必要な助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートします。
- 個別課題や地域生活課題の解決及びネットワーク化を図るため、地域ケア会議の充実を図ります。
- 生活に困窮された方の支援を行うため、生活自立・仕事相談センターの充実を図ります。
- 支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまでの切れ目のない支援を行うため、地域に根差した身近な相談窓口として、庁内外の関係機関と連携しながら支援を実施する子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
97	福祉まるとサポートセンターの運営	定性	複雑化・複合化する地域生活課題に対し、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や相談内容を問わずまると相談を受け止め、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。 また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。				
	[地域福祉課]						
98	あんしんケアセンターの充実	定量	高齢者の相談窓口であるあんしんケアセンターについて、多様化するニーズに適切に対応するため、包括3職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等）を増員します。また、他機関とのネットワークの強化及び、資質の向上を図ります。				
	[地域包括ケア推進課]						
99	地域ケア会議の充実 【再掲】 No.147	定量	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の实情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。				
	[地域包括ケア推進課]						
100	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】 No.130	定量	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。				
	[保護課]						



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
101	子ども家庭総合支援拠点 事業	定量	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。				
	[こども家庭支援課]		設置数	か所	2	3	全区に設置済
102	(仮称) こども発達相談 室の開設	定性	発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「(仮称) こども発達相談室」を設置します。				
	[障害者自立支援課]						
103	犬猫等に起因する地域課 題解決に対する支援	定性	高齢者がペットを飼う場合の注意点等について周知啓発に努める他、飼い主又は地域などから寄せられるペットに関する相談に対し、必要に応じて庁内関係課などと連携して対応します。また、高齢者や自治会などに飼い主のいない猫の適正管理についても周知啓発し、地域における猫の増加やふん尿被害の防止のため飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施します。				
	【再掲】 No.14						
	[生活衛生課] [動物保護指導センター]						

<主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化>

【現状や課題】

- 制度や分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題の解決に当たっては、支援を要する人や世帯に対する個別支援と、個別支援を通じて地域の現状を把握し、課題を整理して地域団体間の関係づくりを支援するなどの地域支援との双方からのアプローチを行う必要があります。

【今後の取組方針】

- アウトリーチ等を通じた個別支援の実施や、住民等が主体となって地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりへの支援に取り組んでいる CSW 等の育成を図り、包括的な支援体制の構築を推進します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
104	コミュニティソーシャル ワーク機能の強化	定性	コミュニティソーシャルワーク機能とは、地域において生活課題を抱える個人や家族（要支援者）への「個別支援」と、要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組みに対する「地域支援」とを有機的に行う機能です。 複雑化・複合化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するとともに、本市の福祉まるとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題をまると受け止める相談支援体制を構築します。 また、コロナ禍により打撃を受けた地域活動を以前の水準にまで回復するため、情報提供等も含め、地域団体の活動再開等を支援します。				
	【再掲】 No.2,106,145,158 [地域福祉課]						

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

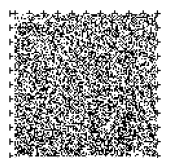
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



<主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充>

【現状や課題】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者の中には、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、支援制度につながる事が難しい方もいます。

【今後の取組方針】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者が気軽に相談できる体制づくりを促進するため、CSWや生活支援コーディネーター等が、専門職の参画調整等、運営の支援を行います。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
105	生活支援体制の充実 【再掲】 No.1,144,157	定量	第2層生活支援コーディネーターをあんしんケアセンター圏域ごとに配置し、活動を強化します。地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、地域資源と、支援を必要とする高齢者のニーズとのマッチングを行います。地域ケア会議等を通じて、多様なサービスの担い手となる地域の人材のネットワークづくりを行います。				
	第2層生活支援コーディネーター配置圏域数		圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域
106	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No.2,104,145,158	定性	コミュニティソーシャルワーク機能とは、地域において生活課題を抱える個人や家族（要支援者）への「個別支援」と、要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組みに対する「地域支援」とを有機的に行う機能です。 複雑化・複合化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題をまるごと受け止める相談支援体制を構築します。 また、コロナ禍により打撃を受けた地域活動を以前の水準にまで回復するため、情報提供等も含め、地域団体の活動再開等を支援します。				
	[地域福祉課]						
107	地域リハビリテーション活動支援事業 【再掲】 No.40	定量	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職が住民主体の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育の他、技術的助言等を行います。				
	[健康推進課]		リハビリテーション専門職の派遣回数	回	70	70	80
108	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（介護予防教育） 【再掲】 No.42	定量	保健福祉センターの医療専門職が地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育を行うとともに、参加者の健康状態の把握や健康相談を行います。				
	[健康推進課]		通いの場における介護予防教育の実施回数	回	200	300	300

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

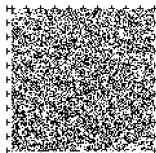
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



<主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援>

【現状や課題】

- 高齢者や子育て世帯などの地域住民が抱える悩みを、サロンなど身近な居場所において、気軽に相談できる体制づくりが必要です。

【今後の取組方針】

- 「家に閉じこもりがちになってしまいがちな人」「子育てに困っている人」が人と出会い、ちょっとしたことが気軽に相談でき、笑顔になれる、元気になれるサロンなどの居場所における相談体制づくりへの支援を行います。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容			
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標
109	重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業） 【再掲】No.10,159 [地域福祉課]	定性	分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。			
	110		子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業 [生涯学習振興課（教育委員会）]	定量	公民館に気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、月2～3回程度子育ておしゃべりタイムを実施しています。 希望があれば、子育てサークル等の相談にも応じています。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者	
開催回数	回	140	140		140	140
参加者数	人	1,500	1,500		1,500	1,500
	サポーター登録者数	人	42	42	42	42

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

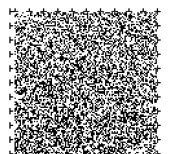
<主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応>

【現状や課題】

- ひきこもり、精神障害者、依存症者や性的少数者など、様々な要因により生きづらさを感じる方々が抱えている問題が顕在化しています。

【今後の取組方針】

- 生きづらさを感じる方々の社会参加の機会を創出するため、各種支援を行います。
- 多様性を理解し尊重することができる地域共生社会の実現を目指し、相談体制の充実や様々な支援に加え、正しい理解の促進を図ります。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
111	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業 [精神保健福祉課]	定量	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。 また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。					
			登録者数	人	65	65	65	65
			派遣人数	人	48	50	50	50
112	ひきこもり地域支援センターの充実 [精神保健福祉課]	定量	ひきこもり状態にある方及びその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。					
			新規相談件数	件	200	200	200	200
			相談延べ件数	件	1,700	1,800	1,800	1,800
113	精神障害者家族会への支援 [精神保健福祉課]	定性	本市に住所を有する精神障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された精神障害者家族会が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し、補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。					
114	依存症者を支援する団体への助成 [精神保健福祉課]	定量	千葉市内を活動拠点として、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関する問題に取り組む団体を対象に、活動費用の一部を補助します。					
			補助団体数	団体	3	3	3	3
115	依存症者等への支援推進 [こころの健康センター]	定量	依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。					
			年間延べ来所者数	人	200	300	300	300
116	障害者福祉団体への支援 [障害者自立支援課]	定性	本市に住所を有する障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。					
117	障害者雇用の促進 [障害者自立支援課]	定性	一般就労を希望する障害者と企業のマッチングを促進するため、就労実習を受け入れた企業への奨励金を支給します。					
118	就労定着支援 [障害福祉サービス課]	定量	就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。					
			支給決定者数 (実人数)	人	909	909	909	909
119	重度訪問介護利用者の大学修学支援 [障害福祉サービス課]	定量	重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。					
			支給決定者数 (実人数)	人	1	1	1	1

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

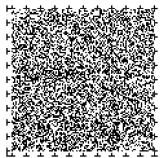
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
120	重度強度行動障害支援 [障害福祉サービス課]	定性	重度強度行動障害者の施設入所を促進し、本人と家族が必要な支援を受けられる体制を整えるため、民間施設の受け入れに要する費用を助成します。					
	121		重度障害者等就労支援 [障害福祉サービス課]	定量	重度障害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。			
			支給決定者数 (実人数)		人	2	2	2
122	若年性認知症支援 [地域包括ケア推進課]	定性	若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症（65歳未満で発症した認知症）の方やそのご家族、また若年性認知症の方を雇用している企業などを対象とした相談窓口を設置します。					
	123		コミュニティ通訳・翻訳 サポーター制度 [国際交流課]	定量	外国人市民の円滑な意思疎通や情報伝達等、日常生活での言語の壁を解消するため、一定レベル以上の語学力を持つ通訳・翻訳ボランティアサポーターを無料で派遣する制度を運用します。			
			サポーター支援件数		件	400	800	850
124	千葉市外国人総合相談窓口 [国際交流課]	定量	外国人市民の安心安全な暮らしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。					
				外国人生活相談件数	件	1,376	1,400	1,425
125	女性のためのつながりサ ポート [男女共同参画課]	定性	経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPO等の知見やノウハウを活用し、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。					
	126		多様な性への理解促進 [男女共同参画課]	定性	多様な性に関する悩みの軽減や孤立の防止を図るため、専門の相談を実施するほか、当事者等が気軽に集えてコミュニケーションや情報交換などができる場を設けます。			

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状
況

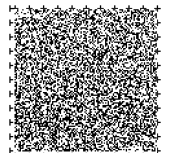
第3章
推進計画につ
いて

第4章
地域の取組
み

第5章
市の取組
み

第6章
成年後見制
度利用
促進基本計
画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容						
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標	
127	不登校児童生徒支援 [教育支援課（教育委員会）] [教育センター（教育委員会）]	定量	不登校児童生徒の支援体制を強化します。 ・ステップルームティーチャーの活用 ・スクールカウンセラーの活用 ・ライトポート指導員 ・家庭訪問カウンセラー、来所相談カウンセラー						
			ライトポート指導員数	人	42	42	※不登校支援の状況により、年度ごとに設定	※不登校支援の状況により、年度ごとに設定	
			家庭訪問カウンセラー数	人	4	10	※不登校支援の状況により、年度ごとに設定	※不登校支援の状況により、年度ごとに設定	
			来所相談カウンセラー数	人	1	4	※不登校支援の状況により、年度ごとに設定	※不登校支援の状況により、年度ごとに設定	
			ステップルームティーチャー配置数	人	4	10	→	(参考)R9 30	
			スクールカウンセラー配置時間数1校あたりの年間配置時間数	時間（小学校：大規模校以外）		120	120	→	(参考)R9 280
				時間（小学校：大規模校）		160	160	→	(参考)R9 420
						200	240	→	
			時間（中学校：大規模校以外）		280	280	→	(参考)R9 280	
				時間（中学校：大規模校）		420	420	→	(参考)R9 420
時間（高等学校）		140		240	→	(参考)R9 280			
	時間（特別支援学校）		120	160	→	(参考)R9 280			

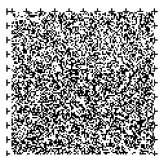
<主要施策（2）自殺対策>

【現状や課題】

- 自殺で亡くなっている方は、令和4（2022）年は全国で21,723人、千葉市で157人です（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）。
- 自殺は、本人にとっての悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみなどをもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。
- 多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みなどにより、心理的に追い込まれた末の死といわれています。

【今後の取組方針】

- 自殺の原因となる失業、多重債務、長時間労働などの問題に関する相談や支援により、自殺を防ぎ、予防する取組みを推進するとともに、ゲートキーパーの養成や地域住民等への啓発活動を行います。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
128	ゲートキーパーの養成	定量	悩みを抱える方の孤立・孤独を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげるゲートキーパーを養成します。				
	[こころの健康センター]		ゲートキーパー 養成者数	人	65	120	120
129	自殺予防に向けた意識啓 発	定性	悩みを抱える方に気づき、声をかけ、話を聴いて、相談窓口につながるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、集中的に広報を行います。				
	[精神保健福祉課]						

<主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進>

【現状や課題】

- 生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施し、自立を促進することを目的として生活困窮者自立支援法に基づき各区に設置されている相談窓口です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済的困窮に陥る世帯が増加したことなどにより、令和2,3（2020,2021）年度に相談受付件数が急増しました。

【今後の取組方針】

- 生活自立・仕事相談センターでは、就労や家計管理等に関する生活問題への相談・助言にとどまらず、相談者個々の状態に応じた支援プランを作成し、生活立て直しに向けた支援を行います。

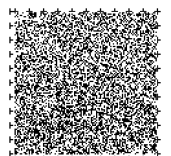
《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
130	生活自立・仕事相談セン ターの充実 【再掲】 No.100	定量	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。				
	[保護課]		新規相談件数	件	4,000	3,200	3,400

<主要施策（4）子どもの貧困への対応>

【現状や課題】

- 本市においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもが多数いるほか、厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。



第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状
況

第3章
推進計画につ
いて

第4章
地域の取組
み

第5章
市の取組
み

第6章
成年後見制
度利用
促進基本計
画

資料編

【今後の取組方針】

- 困難な状況に置かれている子どもや家庭に寄り添い、支援を行うため、子どもナビゲーターを配置します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
131	子どもの貧困対策総合 コーディネート事業 (子どもナビゲーター)	定量	複合的な課題を抱え、生活困窮等の状況にある子どもや家庭に寄り添い、生活・学習習慣の改善を直接働きかけるとともに、子どもや家庭に関わる様々な支援員・支援機関と連携し、適切な支援先につなげていくコーディネーターを配置します。				
	[こども家庭支援課]		延べ支援児童数	人	215	215	215

<主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援>

【現状や課題】

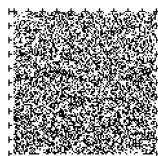
- 住宅セーフティネット制度により、生活の基盤となる住居の確保に困難を抱える住宅確保要配慮者（高齢者世帯、子育て世帯、被災者、日本の国籍を持たない方、障害者、低額所得者など）の賃貸住宅への入居を支援しています。

【今後の取組方針】

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、家賃債務保証料等の助成などを行うとともに、居住支援協議会にて支援施策を検討します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
132	住宅確保要配慮者への円滑入居支援（家賃債務保証料等の助成）	定性	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等を助成します。				
	[住宅政策課]						
133	住宅確保要配慮者への円滑入居支援（居住支援協議会）	定性	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討するほか、専用の相談窓口（すまいサポートちば）を設置し、貸主・借主双方への支援を行い、居住の安定確保を図ります。				
	[住宅政策課]						
	[高齢福祉課] [地域包括ケア推進課]						



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

<主要施策（6）再犯防止の推進>

【現状や課題】

- 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあり、刑法犯により検挙された再犯者は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、再犯者の割合は増加しています。
- 再犯の防止には、福祉サービスの利用支援、就労や居住支援などを含めた包括的な寄り添い支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 再犯防止推進計画の取組みを推進し、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援します。
- 国等の関係機関や民間の団体等と緊密に連携・協力するとともに、保護司の活動を支援します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
134	再犯防止の推進	定性	千葉市再犯防止推進計画により、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で、安心して暮らせる社会を実現するための取組みを推進します。				
	[地域福祉課]						
135	保護司の活動支援	定性	保護司会連絡協議会への補助金、千葉県更生保護助成協会への負担金を交付し、活動を支援します。また、保護司の活動促進のため、開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所の提供を行います。				
	[地域福祉課]						

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

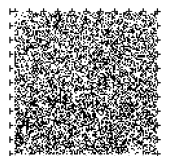
<主要施策（1）虐待防止>

【現状や課題】

- 虐待及びDVは、被害者の心身を大きく傷つける重大な人権侵害であり、どのような内容であっても決して許されないものです。
- 虐待及びDVは、する側もされる側もその事実を隠す傾向がありますが、被害を最小限に留めるため早期発見、早期対応が求められます。
- 様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で虐待及びDVの防止に取り組んでいく必要があります。

【今後の取組方針】

- 高齢者、障害者や児童への虐待及びDVを防止するため、また、早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、発生防止に向けた啓発活動等を行います。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

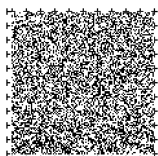
《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
136	高齢者虐待の予防と早期 発見・適切な対応	定量	高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携強化を図ります。				
	[地域包括ケア推進課]		高齢者虐待防止 連絡会開催回数	回	1	1	1
137	障害者虐待の防止	定性	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。更に、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会などの啓発活動を実施します。				
	[障害者自立支援課]						
138	児童虐待・DVへの対応	定量	こどもがいる保護者や教育機関・施設で働く職員等を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの予防、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会の機能をより強化し、関係機関と円滑に連携を図ります。				
	[こども家庭支援課] [東部・西部児童相談所]		講座実施回数	回	1	1	1
139	児童虐待防止推進月間及 び女性に対する暴力をな くす運動期間における啓 発活動	定性	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）における啓発活動を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDVのない地域づくりのための取組みを行います。				
	[こども家庭支援課] [男女共同参画課]						

<主要施策（2）権利擁護>

【現状や課題】

- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や精神障害者等の増加により、日常生活自立支援事業の需要はますます高まっています。支援を必要としている方に制度の仕組みを理解していただけるよう周知・啓発を図るとともに、事業を実施する市社協の支援体制を強化するなど、本事業の更なる充実が必要です。
- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。
- 親権者がいない、家族と一緒に暮らせないなどの事情がある子どもの権利の保護が必要です。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

【今後の取組方針】

- 高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、福祉サービスを利用する手続や日常的な金銭管理を代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう、市社協が実施する日常生活自立支援事業を支援します。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して生活ができるよう、市社協が実施する法人後見事業を支援します。
- 子どもの権利を保護するため、未成年後見制度の利用を促進するとともに、里親制度の利用を推進します。

《主な取組事業》

「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」(P122～P135)に主な取組事業を記載

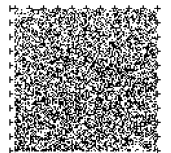
(第6章記載以外の主な取組事業)

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
140	日常生活自立支援事業の支援	定量	高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、市社協が実施する日常生活自立支援事業を支援します。				
	[地域福祉課]		日常生活自立支援事業利用者数	人	410	360	360
141	法人後見事業の支援	定量	権利擁護支援を必要とする市民への対応を図るため、市民との協働で市社協が法人として成年後見等の業務を受任する法人後見事業の実施を支援します。				
	[地域福祉課]		法人後見事業受任件数	件	40	40	40
142	未成年後見制度の利用促進 [こども家庭支援課] [東部・西部児童相談所]	定性	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。				
143	里親制度の推進	定性	家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する里親制度の推進のため、各種支援を行います。				
	[こども家庭支援課] [東部児童相談所]		<ul style="list-style-type: none"> ・里親養育包括支援 ・里親サポーター制度 ・里親委託前養育等支援 ・里親活動個人賠償責任保険加入 				

取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

【現状や課題】

- 少子高齢化の進展等により、様々な地域課題が顕在化する中、地域福祉活動を支える担い手の高齢化や不足もあり、多くの地域で、新たな活動が生まれづらい状況があります。
- 従前の地域福祉活動の担い手の枠にとらわれず、幅広い視点で、社会資源を創出するため、多様な主体との連携をより一層支援していく必要があります。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人、企業、学校、NPO法人等と地域を結びつけ、関係者間の情報共有やサービス提供団体のネットワークの構築を推進し、社会資源の創出を促進します。

施策の方向1 多様な主体との連携

<主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進>

【現状や課題】

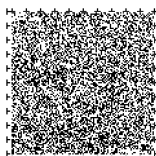
- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人と地域を結びつけ、買物支援バスの運行や、地域交流スペースを利用した高齢者向けの食事会の開催等、社会福祉法人の公益的な取組みを支援しています。
- 一方、社会福祉法人の公益的な取組みについて、「具体的に何を取り組んでいいのかわからない。」「地域にどんなニーズがあるのかわからない。」といった声も聞かれます。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容			
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標
144	生活支援体制の充実 【再掲】 No.1,105,157	定量	第2層生活支援コーディネーターをあんしんケアセンター圏域ごとに配置し、活動を強化します。地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、地域資源と、支援を必要とする高齢者のニーズとのマッチングを行います。地域ケア会議等を通じて、多様なサービスの担い手となる地域の人材のネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]		第2層生活支援コーディネーター配置圏域数	圏域	6区 28圏域	6区 28圏域
145	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No.2,104,106,158	定性	コミュニティソーシャルワーク機能とは、地域において生活課題を抱える個人や家族（要支援者）への「個別支援」と、要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組みに対する「地域支援」とを有機的に行う機能です。 複雑化・複合化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題をまるごと受け止める相談支援体制を構築します。 また、コロナ禍により打撃を受けた地域活動を以前の水準にまで回復するため、情報提供等も含め、地域団体の活動再開等を支援します。			
	[地域福祉課]					



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
146	社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」の支援 [地域福祉課]	定性	地域のニーズに対応して社会福祉法人が自主的に行う「地域における公益的な取組み」を提案・支援する市社協の取組事例について、広報を行うなど、市内に「地域における公益的な取組み」が広がるよう努めます。				

<主要施策（2）企業、学校、NPO など多様な主体との連携の促進>

【現状や課題】

- 地域団体における担い手の不足や高齢化が進んでおり、地域課題を解決するためには、従前にも増して、社会福祉法人をはじめ、企業、学校、NPO法人や専門職団体など、多様な主体と、幅広い視点で連携を検討していく必要があります。

【今後の取組方針】

- あんしんケアセンターや行政が開催する地域ケア会議や、生活支援コーディネーターの活動を通じて、把握された地域課題について、地域の多様な主体と共有・連携を図りながら、地域問題の解決に向けた検討を行います。
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、市医師会などの関係機関との連携を推進するために設置された在宅医療・介護連携支援センターが、在宅医療・介護専門職への相談支援や多職種研修の開催支援などを通じて、多職種の連携強化を図るとともに、在宅医療・介護の地域課題を把握し、PDCAサイクルに基づく課題解決を図るため、多職種連携の様々な取組みを行います。
- 地域コミュニティの活性化やまちづくりを推進するため、企業、NPO法人、学校、保育園やこども園など多様な主体との連携を促進します。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
147	地域ケア会議の充実 【再掲】 No.99 [地域包括ケア推進課]	定量	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。					
			地域ケア会議 開催回数	回	250	250	250	250
148	在宅医療・介護連携支援センターの運営 [在宅医療・介護連携支援センター]	定量	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、日常の療養支援、入退院支援、災害や感染症の流行時、人生の最終段階における医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。					
			相談件数	件	600	700	800	850

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く
状況

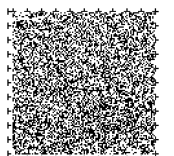
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

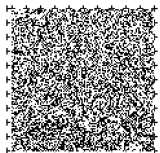
第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容					
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
149	多職種連携の推進	定量	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取り組みます。					
	[在宅医療・介護連携支援センター]		多職種連携関係加算算定件数（令和5年度比）	件	※多職種連携関係加算算定件数（令和2年度比） 120	103.6	107.4	111.3
150	エンディングサポート（終活支援）事業	定量	元気なうちから終末期の医療や介護などについて考えていただくきっかけを提供し、民間事業者等との連携により死後の葬儀・埋葬、財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援体制を確立し、エンディングに関する不安解消につなげます。					
	[地域包括ケア推進課]		市民向けセミナー・専門職向け研修の開催件数	件	15	20	20	20
151	保育所（園）・認定こども園地域活動事業	定性	市内すべての認可保育所（園）において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。					
	[幼保指導課]							
152	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	定量	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。					
	[学事課（教育委員会）]		設置校数	校	75	85	95	105
153	公益活動団体の連携促進	定性	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。					
	[市民自治推進課]							
154	民間企業等との連携	定性	UR都市機構、企業、大学等様々な主体と積極的に連携し、まちづくりを進めます。					
	[政策調整課] [経済企画課]							
155	公民共創の推進	定性	民間事業者の技術や経験、資金等を活用し、多様化・複雑化する地域課題の解決をもたらす優れたアイデアについて、提案数の増加とその実現可能性を高めるため、初期投資に係る費用を助成します。					
	[スマートシティ推進課]							
156	コミュニティビジネスの支援	定性	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。					
	[産業支援課]							
157	生活支援体制の充実	定量	第2層生活支援コーディネーターをあんしんケアセンター圏域ごとに配置し、活動を強化します。地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、地域資源と、支援を必要とする高齢者のニーズとのマッチングを行います。地域ケア会議等を通じて、多様なサービスの担い手となる地域の人材のネットワークづくりを行います。					
	【再掲】No.1,105,144 [地域包括ケア推進課]		第2層生活支援コーディネーター配置圏域数	圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
158	コミュニティソーシャル ワーク機能の強化 【再掲】 No.2,104,106,145 [地域福祉課]	定性	<p>コミュニティソーシャルワーク機能とは、地域において生活課題を抱える個人や家族（要支援者）への「個別支援」と、要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組みに対する「地域支援」とを有機的に行う機能です。</p> <p>複雑化・複合化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題をまるごと受け止める相談支援体制を構築します。</p> <p>また、コロナ禍により打撃を受けた地域活動を以前の水準にまで回復するため、情報提供等も含め、地域団体の活動再開等を支援します。</p>				

<主要施策（3）新たなプラットフォームの形成>

【現状や課題】

- 地域づくりは、既に様々な形で展開されていますが、中長期的な視点でつながりを生み出す新たな手法を模索する必要があります。

【今後の取組方針】

- 重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援」で指向する、今まであまり福祉と関わりのなかった層にも参加してもらえようような新たなプラットフォームの形成について引き続き検討します。
- 地域課題の解決や、町内自治会等の地域コミュニティの維持・強化を図るため、区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築に向けた取組みを進めます。

《主な取組事業》

No.	事業名 [担当課]	評価 分類	取組内容				
			評価指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標
159	重層的・包括的支援体制 の構築（参加支援事業・ 地域づくり支援事業） 【再掲】 No.10,109 [地域福祉課]	定性	<p>分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。</p>				
160	区役所を中心とした地域 支援プラットフォームの 構築 【再掲】 No.9 [市民自治推進課]	定性	<p>複雑多様化する地域課題の解決や、町内自治会等の地域コミュニティの維持・強化を図るため、全ての区町内自治会連絡協議会に地域担当職員を配置するなど、区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築に向けた取組みを進めます。</p>				

第1章
中間見直しに
あたって

第2章
地域福祉を
取り巻く状
況

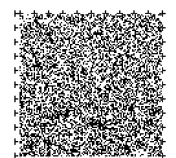
第3章
推進計画につ
いて

第4章
地域の取組
み

第5章
市の取組
み

第6章
成年後見制
度利用
促進基本計
画

資料編



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

(1) 状況

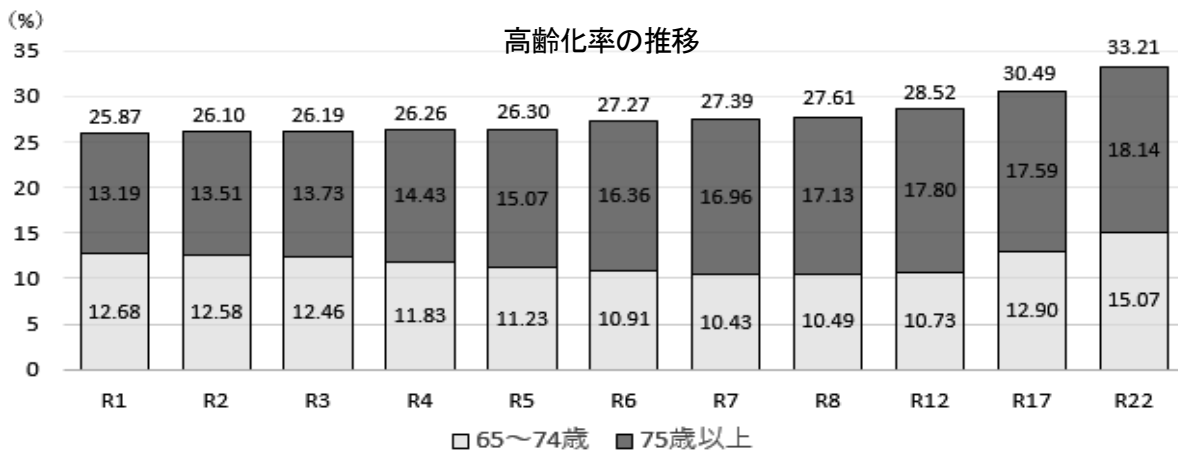
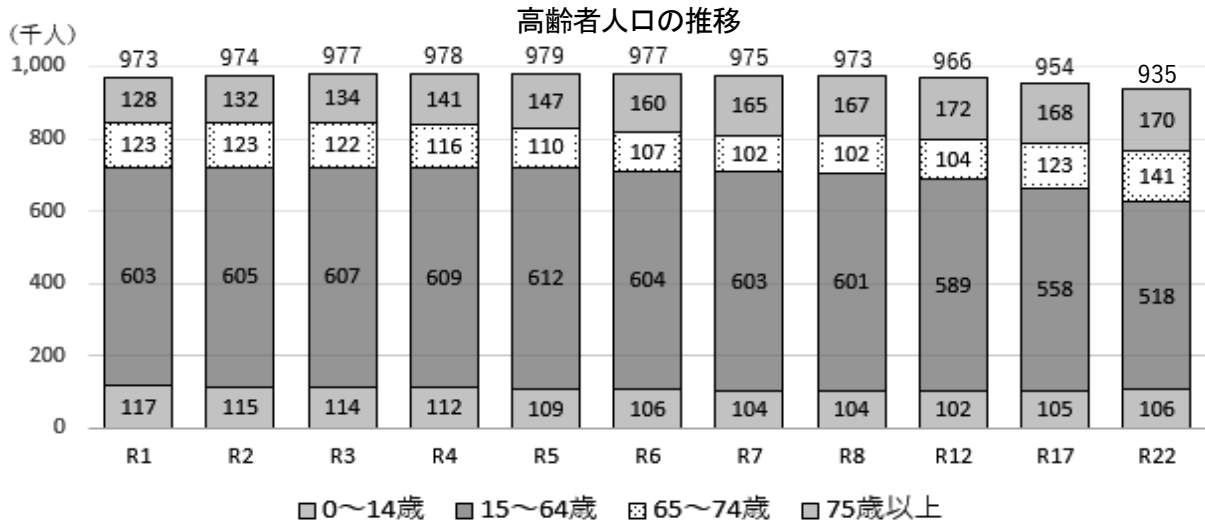
ア 高齢者の状況

○高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和5（2023）年9月末現在で978,554人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者人口は257,325人、高齢化率は26.3%となっています。

また、9月末時点で比較すると令和元（2019）年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65～74歳までの前期高齢者を上回っています。

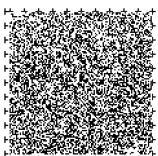
将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は267,000人、高齢化率は27.4%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くのに対して、高齢者人口は310,500人、高齢化率は33.2%まで上昇することが見込まれています。



※1 令和5（2023）年までは千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和6（2024）年～12（2030）年は「令和4年（2022年）3月推計」（千葉市作成）に基づく。

※2 高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

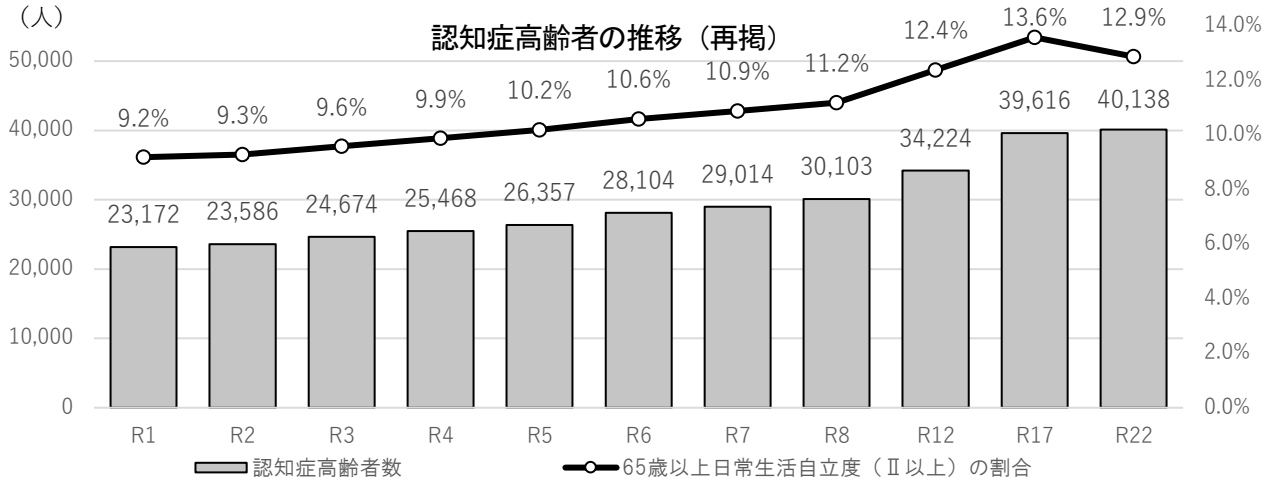
※3 高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

○認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和5（2023）年9月末現在で約27,000人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約29,000人、また令和22（2040）年には約40,000人まで増加することが見込まれています。

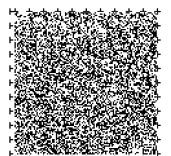
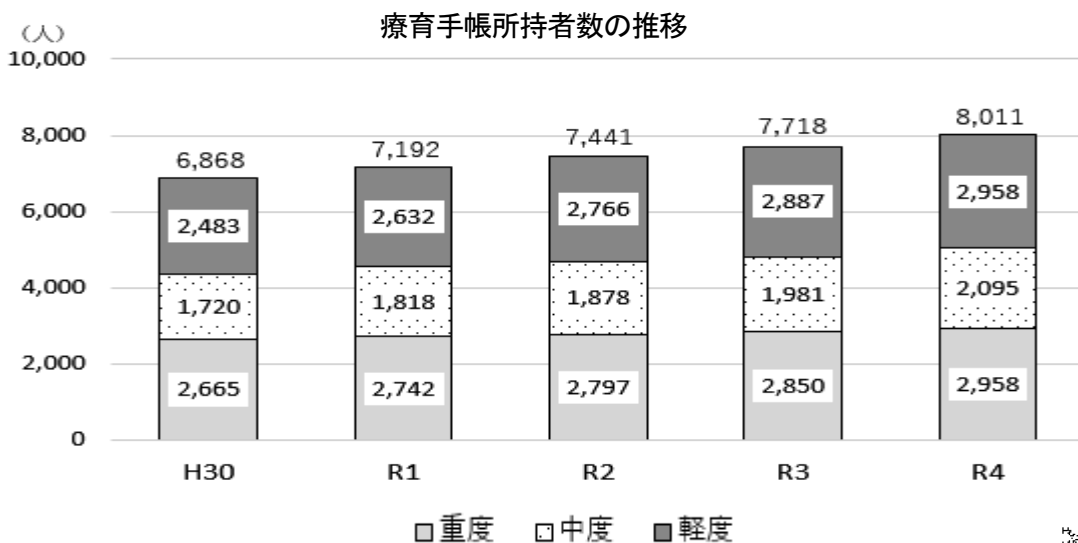


- ※1 令和5（2023）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和6（2024）年～12（2030）年は「令和4年（2022年）3月推計」（千葉市作成）に基づく。
- ※2 認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいう。
- ※3 認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。
- ※4 令和6（2024）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。
- ※5 この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

イ 障害者の状況

○療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者は、令和5（2023）年3月末現在で8,011人であり、年々増加しています。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取り組み

第5章
市の取り組み

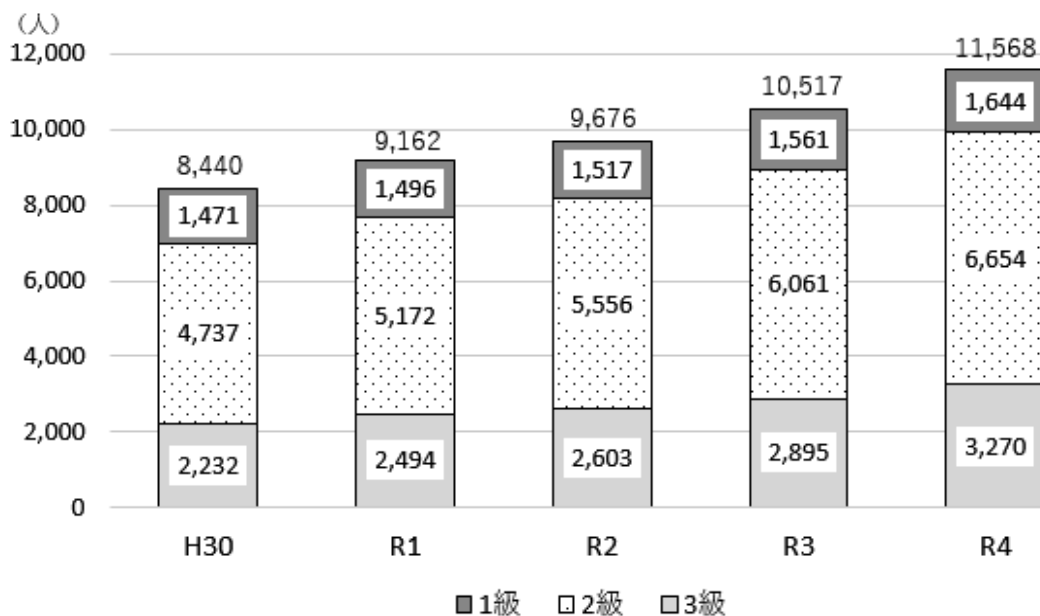
第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者は、令和5（2023）年3月末現在で11,568人であり、増加しています。

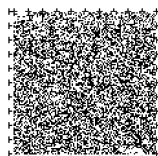
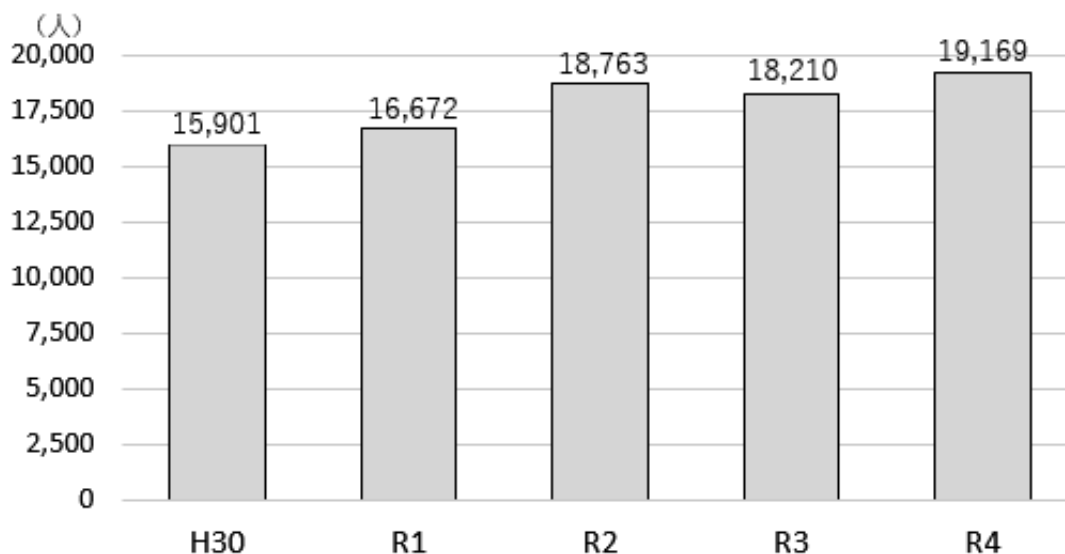
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



○自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和5（2023）年3月末現在で19,169人です。受給者数は増加しています。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



第1章 中間見直しにあたって
 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 第3章 推進計画について
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 資料編

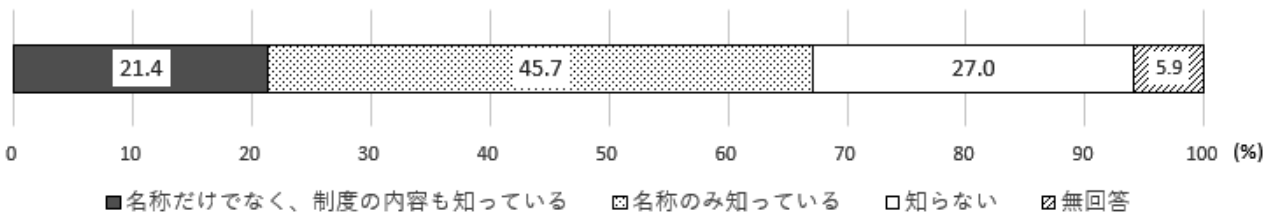
ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では老人福祉法及び介護保険法に基づき3年を1期とする次期計画「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）【計画期間：令和6年～8年度（2024～2026年度）】を策定するにあたり、市民の高齢者社会についての意義・生活状況、介護予防及び介護に対する考え方、保健・医療・福祉サービスの利用実態、ニーズ等を調査し、要介護状態になる前の高齢者の心身の状況を把握することで、市の施策の基礎資料とすることを目的とした調査を実施しています。

- 調査対象 市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 7,392人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和4（2022）年10月26日～令和4（2022）年11月17日
- 調査事項 成年後見制度に関する調査事項

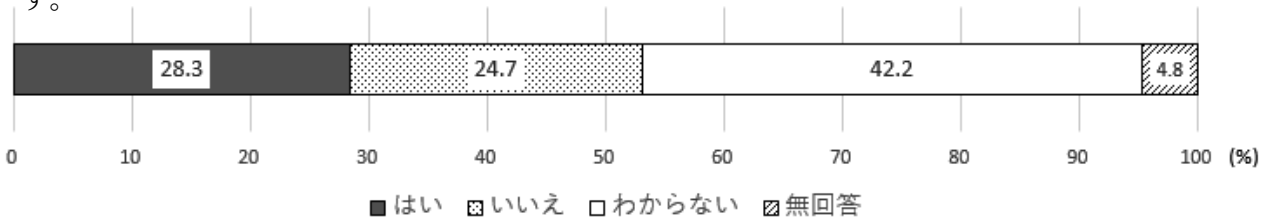
（1）あなたは「成年後見制度」を知っていますか（○は1つ）

「名称のみ知っている」が45.7%で最も高く、次いで「知らない」が27.0%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が21.4%となっています。



（2）あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分で身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか（○は1つ）

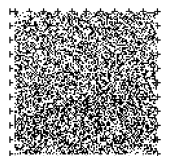
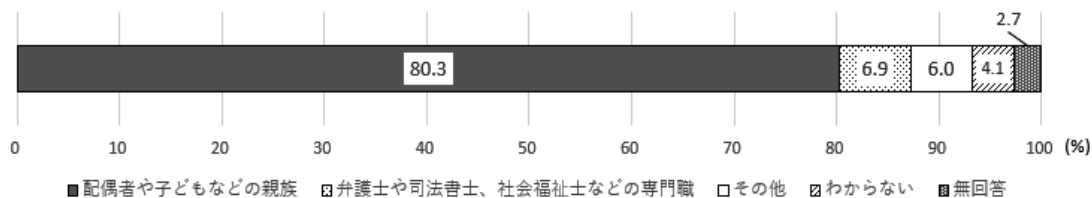
「わからない」が42.2%と最も高く、次いで「はい」が28.3%、「いいえ」が24.7%となっています。



【（2）で「はい」と回答された方のみ】

（3）① 将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、誰に後見人となって支援してほしいですか（○は1つ）

「配偶者や子どもなどの親族」が80.3%と最も高く、「弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職」が6.9%となっています。なお、「その他」としては「社会福祉法人などの団体」、「市民後見人」、「信頼できる友人など」、「誰でもよい」の回答がありました。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取り組み

第5章
市の取り組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

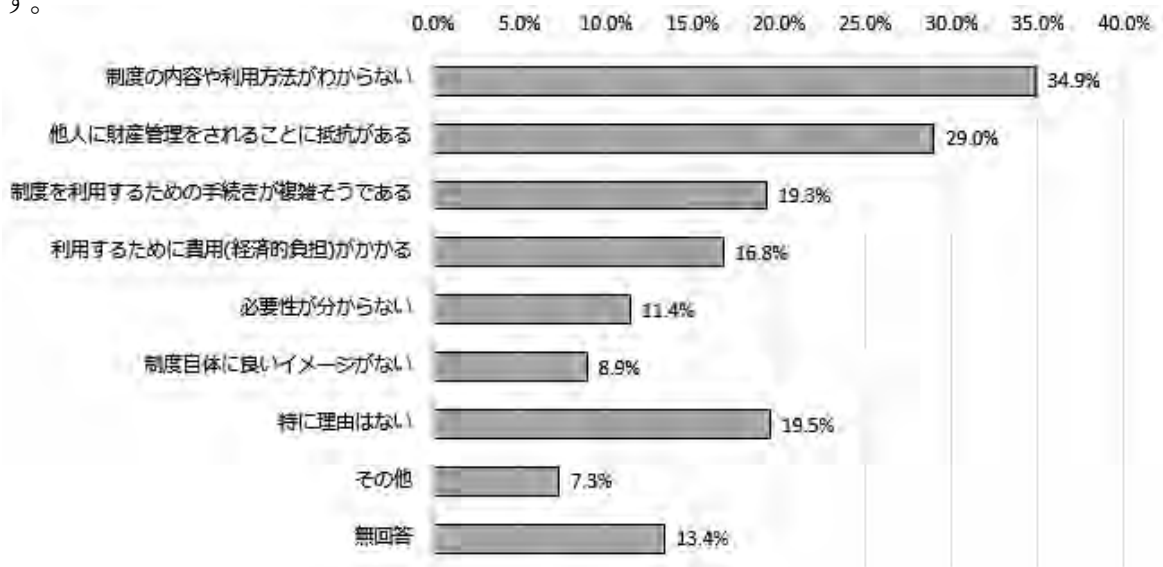
第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編

【(2)で「いいえ」または「わからない」と回答された方のみ】

(3)② あなたが、「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由はなんですか（〇はいくつでも）

「制度の内容や利用方法がわからない」が34.9%と最も高く、次いで「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が29.0%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が19.3%となっています。

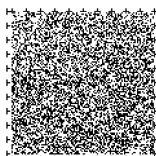
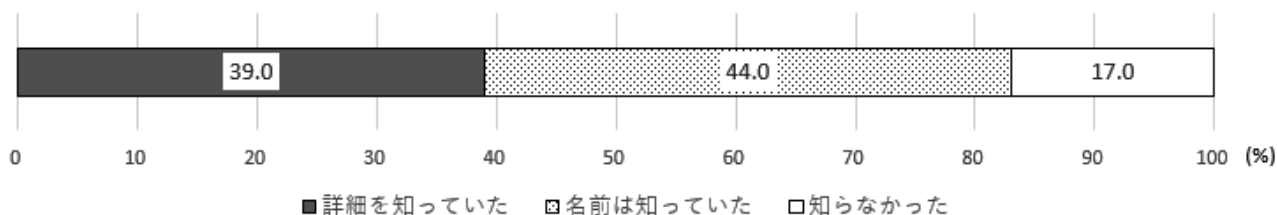


エ WEBアンケート調査

- 調査対象 市内在住・在勤・在学の方
- 回答者数 1,737人（10代：32人、20代：82人、30代：202人、40代：348人、50代：473人、60代：311人、70代以上：289人）
- 調査方法 SNS等により周知し、「ちば電子申請サービス」から回答
- 調査期間 令和5（2023）年7月1日～令和5（2023）年7月10日
- 調査事項 成年後見制度に関する調査事項

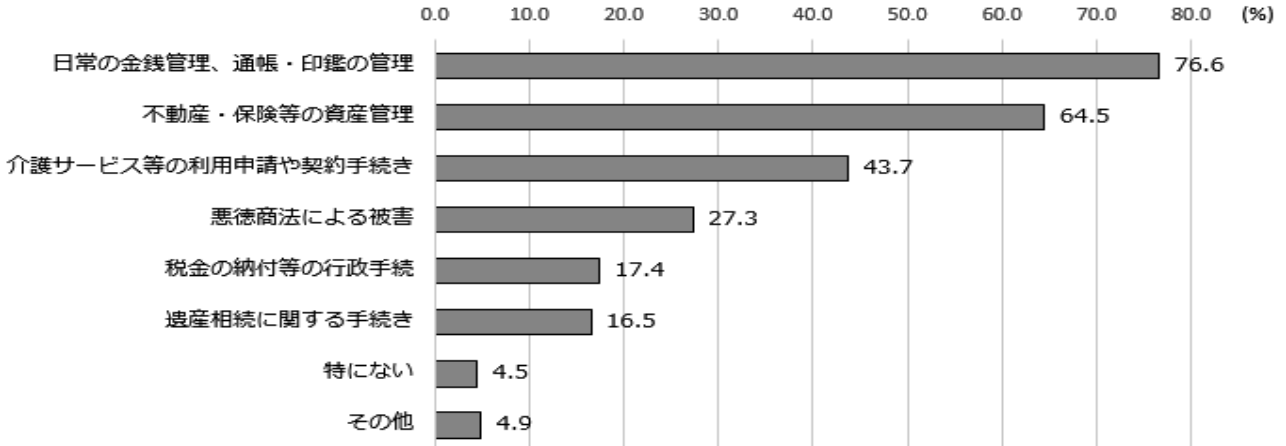
(1) 成年後見制度を知っていましたか。（1つのみ回答）

制度について「名前は知っていた」が44.0%と最も高く、次いで「詳細を知っていた」が39.0%、「知らなかった」が17.0%となっています。



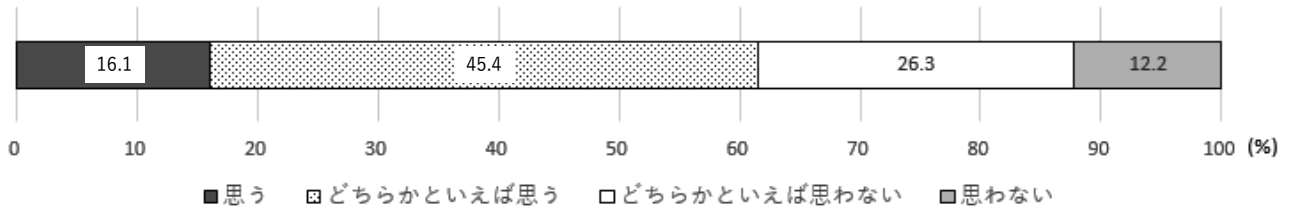
(2) もしご自身が認知症や障害などにより判断が十分にできなくなった場合に、特に不安を感じることは何ですか。(3つまで回答)

「日常の金銭管理、通帳・印鑑の管理」が76.6%と最も高く、次いで「不動産・保険等の資産管理」が64.5%、「介護サービス等の利用申請や契約手続き」が43.7%、「悪徳商法による被害」が27.3%、「税金の納付などの行政手続き」が17.4%、「遺産相続に関する手続き」が16.5%、「特にない」が4.5%、「その他」が4.9%となっています。



(3) 財産管理や契約行為などにおいて、もしご自身で判断することが難しくなってきた場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つのみ回答)

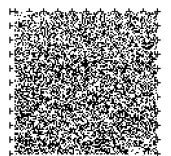
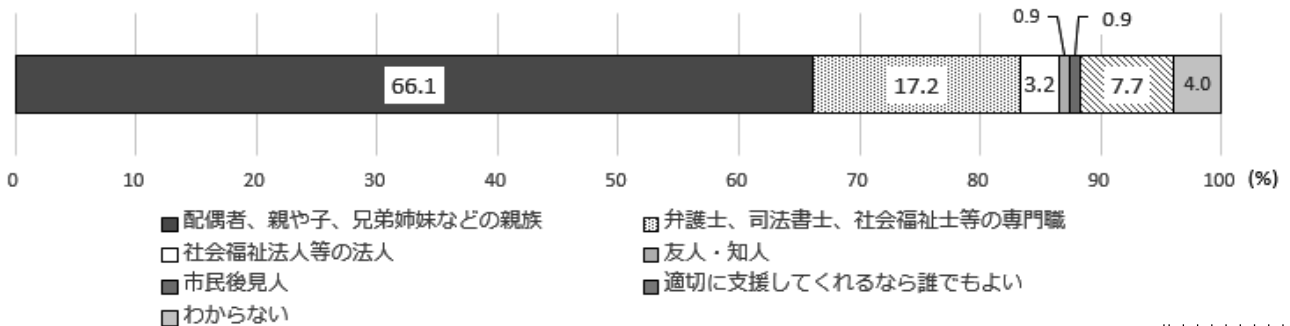
「どちらかといえば思う」が45.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば思わない」が26.3%、「思う」が16.1%、「思わない」が12.2%となっています。



【(3)で「思う」「どちらかといえば思う」と回答された方のみ】

(4) 誰に成年後見人等になってほしいですか。(1つのみ回答) (n=1068)

「配偶者、親や子、兄弟姉妹などの親族」が66.1%と最も高く、次いで「弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職」が17.2%、「社会福祉法人等の法人」が3.2%、「友人・知人」が0.9%、「市民後見人」が0.9%、「適切に支援してくれるなら誰でもよい」が7.7%、「わからない」が4.0%となっています。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

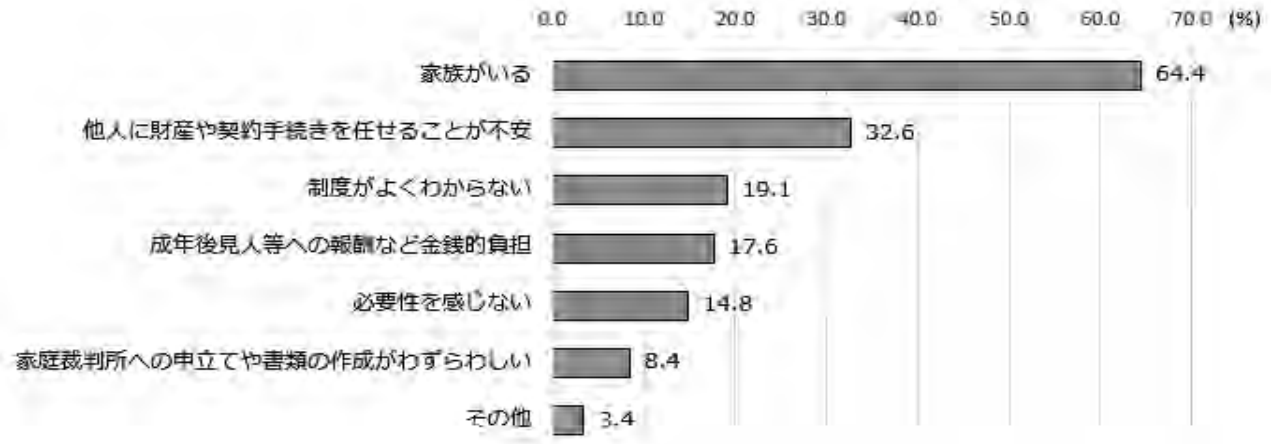
資料編

第1章 中間見直しにあたって
 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 第3章 推進計画について
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 資料編

【(3)で「どちらかといえば思わない」「思わない」と回答された方のみ】

(5) 制度を利用したいと思わない主な理由は何ですか。(2つまで回答) (n=669)

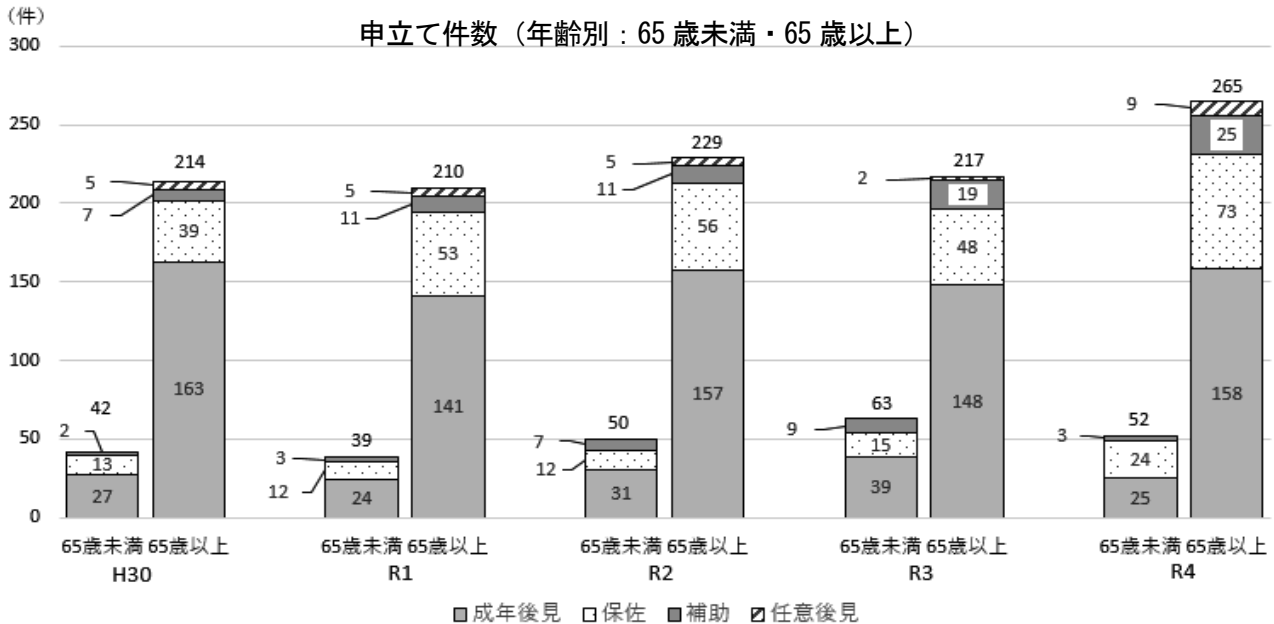
「家族がいる」が64.4%と最も高く、次いで「他人に財産や契約手続きを任せることが不安」が32.6%、「制度がよくわからない」が19.1%、「成年後見人等への報酬など金銭的負担」が17.6%、「必要性を感じない」が14.8%、「家庭裁判所への申立てや書類の作成がわずらわしい」が8.4%、「その他」が3.4%となっています。



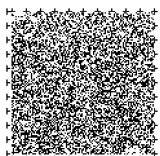
オ 成年後見制度に関する取組み状況

65歳以上の方の申立て件数は増加傾向にあり、令和4(2022)年には265件の申立て件数がありました。

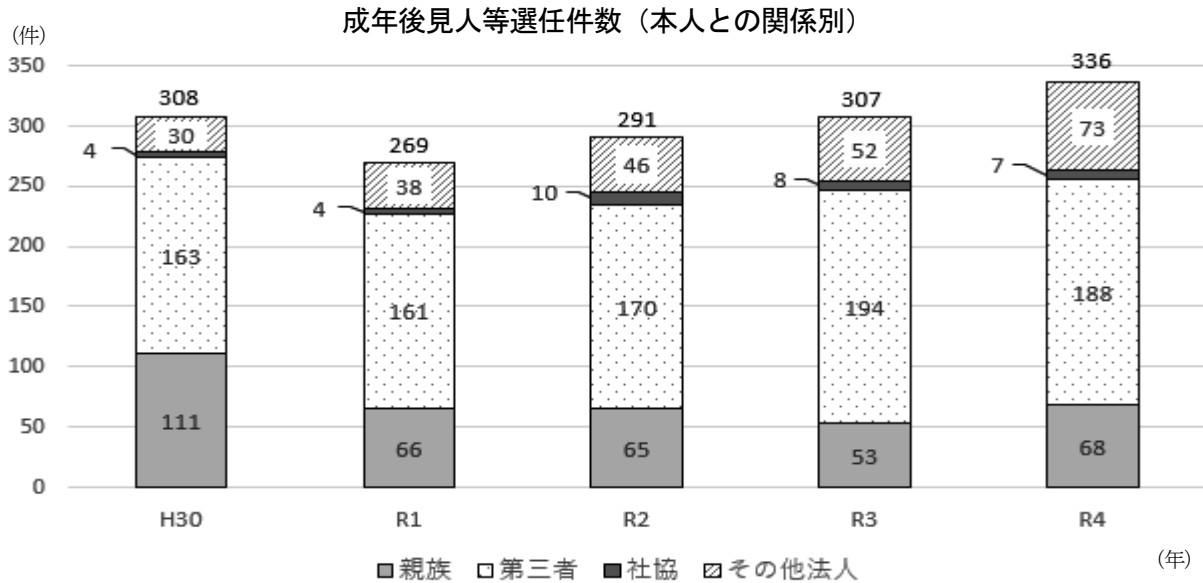
65歳未満の方の申立て件数はほぼ横ばいです。なお、65歳未満の方の任意後見の申立て件数は平成30(2018)年から令和4(2022)年まで0件となっています。



※ 本人住所地在千葉県の方が対象。

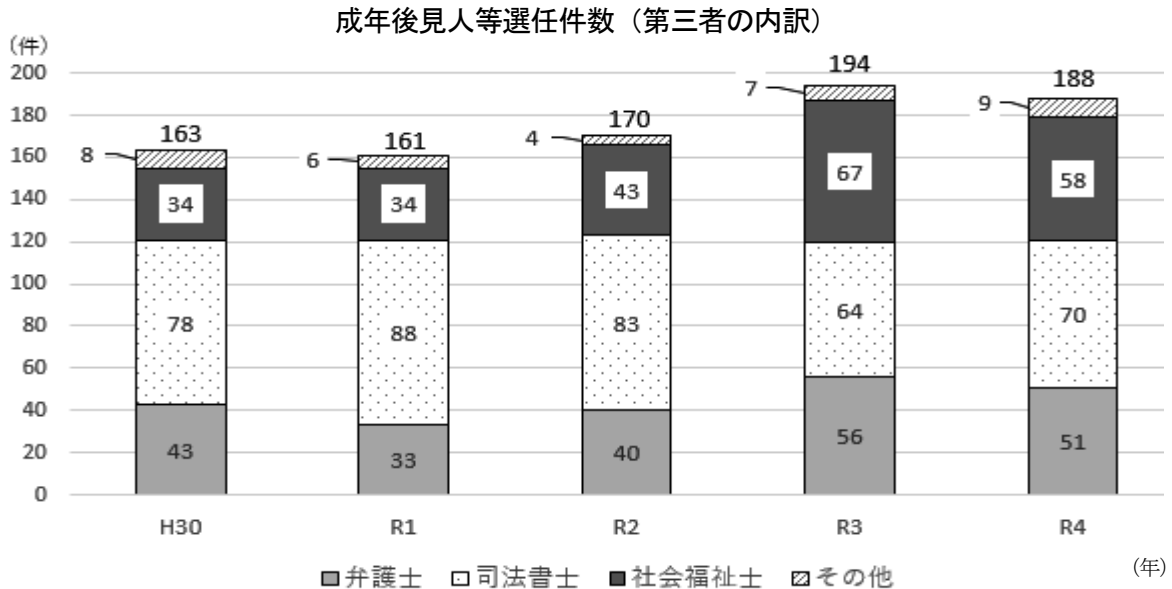


成年後見人等選任件数は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの第三者の選任が占める割合が高く、令和4（2022）年は188件です。親族の選任は令和元（2019）年以降は横ばいで、令和4（2022）年は68件となっています。

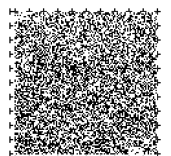


- ※1 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象としている。
- ※2 1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
- ※3 本人住所地在千葉県の方が対象。

第三者の成年後見人等選任件数は、令和4（2022）年は司法書士の選任件数が70件と一番多くなっています。また、弁護士の選任件数は51件、社会福祉士が58件となっています。



- ※1 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象
- ※2 1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
- ※3 本人住所地在千葉県の方が対象。



第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

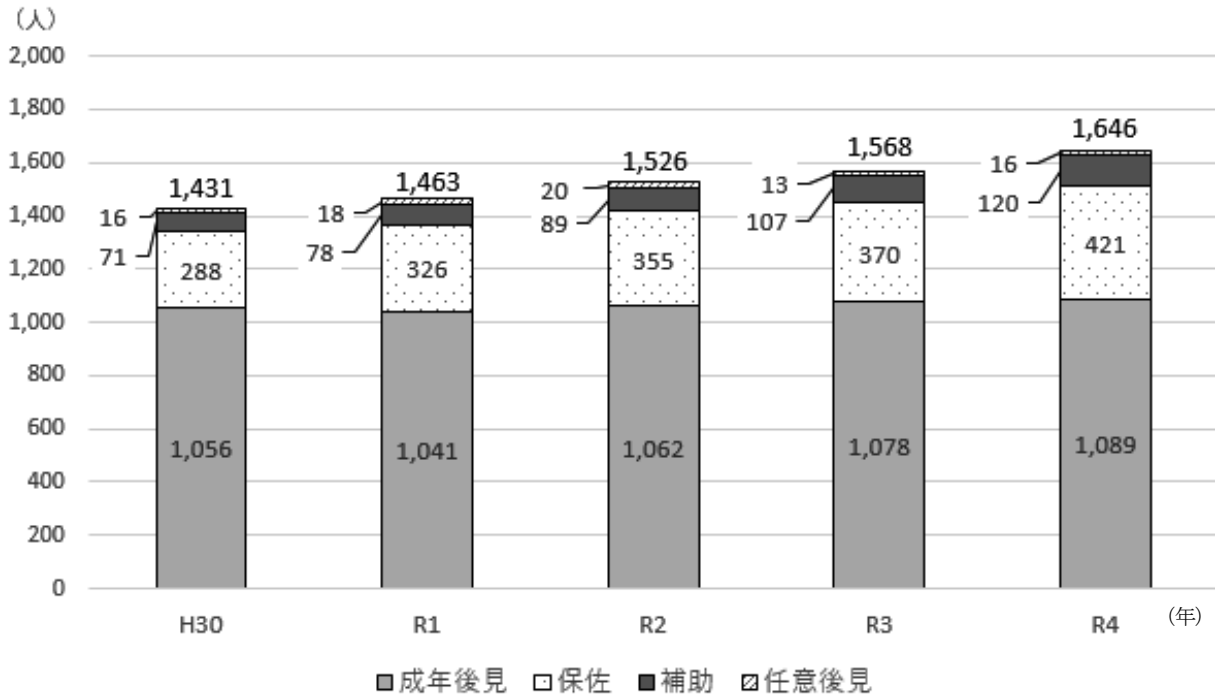
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

成年後見制度の利用者数は、毎年増加しており、令和4（2022）年には市内の制度利用者数は1,646人となっています。

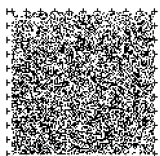
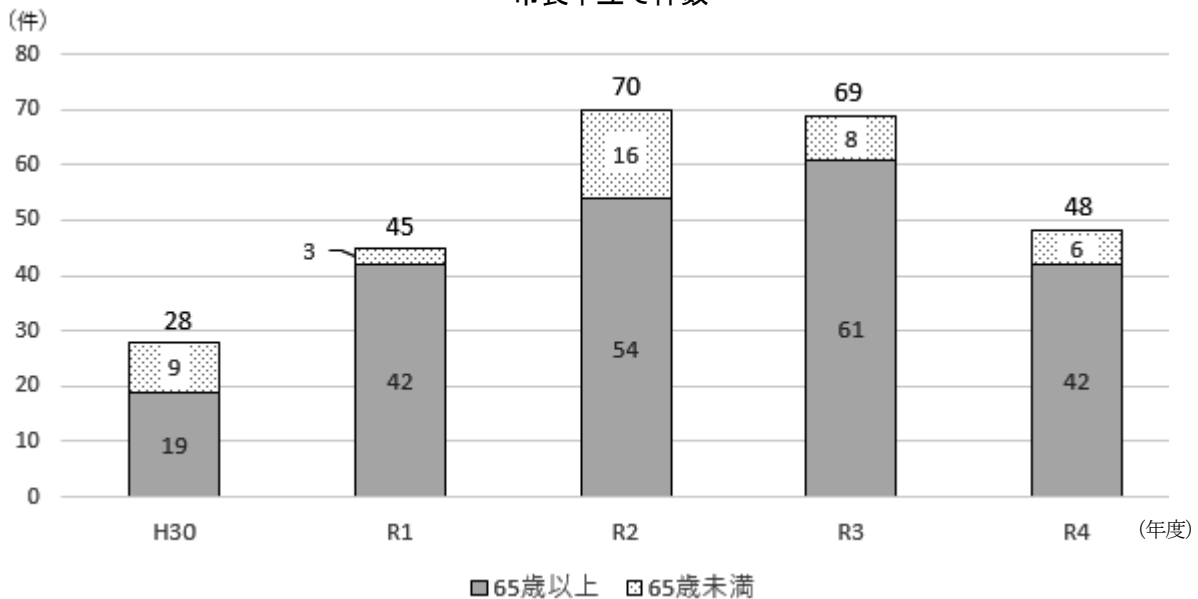
利用者数（成年後見制度による支援を受けている方の数）



※ 本人住所地が千葉市の方が対象。

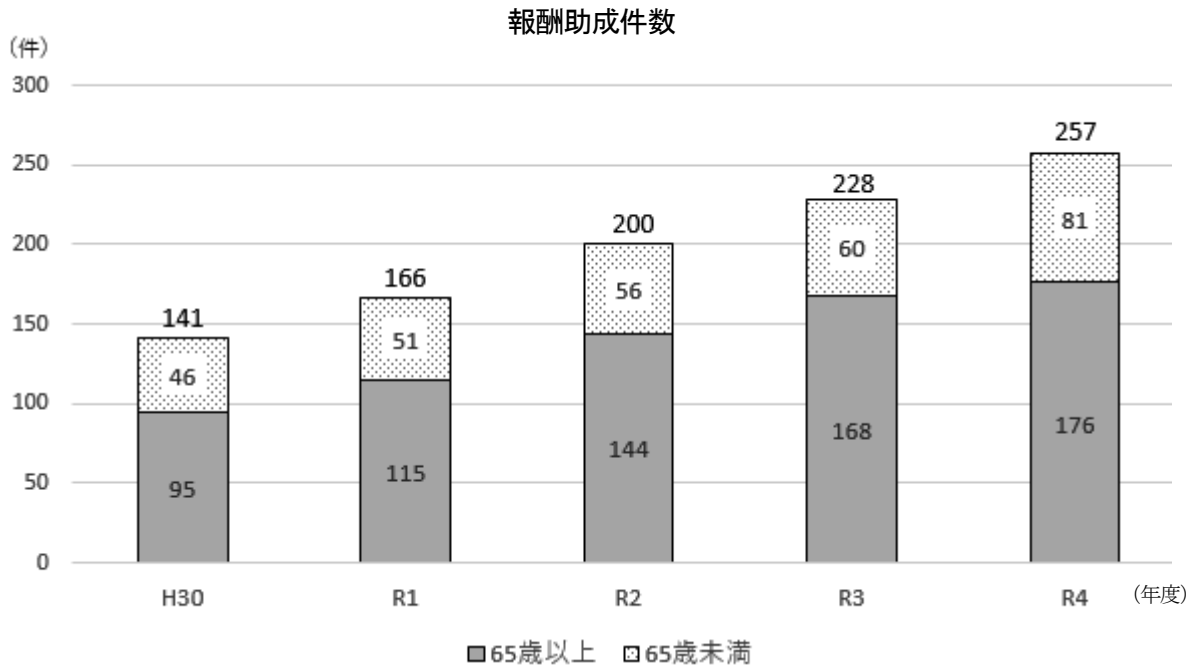
市長申立て件数について、65歳以上の方は、令和4（2022）年度は42件となっています。また、65歳未満の件数を含めた市長申立て件数は48件となり、令和3（2021）年度からは減少しましたが、平成30（2018）年度に比べ約1.7倍の件数となっています。

市長申立て件数



第1章 中間見直しにあたって
第2章 地域福祉を取り巻く状況
第3章 推進計画について
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編

報酬助成件数について、65歳以上の方は、令和4（2022）年度は176件となっています。また、65歳未満の件数を含めた報酬助成件数は257件となり、平成30（2018）年度に比べ約1.8倍となっています。



(2) 課題

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度の利用を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要があります。
- 高齢者及び障害者の権利擁護支援に係る相談窓口や行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要があります。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等が権利擁護支援チームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要があります。
- 国が策定する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく制度の見直し等の動向を注視し、市の取組状況を検証する必要があります。

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

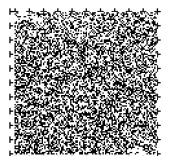
第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編



2 計画の基本方針と施策の体系及び展開

(1) 基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちなの実現を目指します。

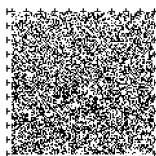
(2) 施策の体系

○施策1	成年後見制度利用促進に向けた体制整備
○施策2	成年後見制度の普及啓発
○施策3	成年後見制度の利用に向けた支援の充実
○施策4	権利擁護支援チームによる適切な支援の実施
○施策5	後見活動の担い手の養成・育成支援

(3) 施策の展開

【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】

No	事業名	取組内容
1	成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化	(1) 成年後見支援センター（中核機関）の設置 成年後見制度の利用促進に向けた全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」及び「地域連携ネットワークの構築」を行う権利擁護支援の中核機関を設置しています。
		(2) 成年後見支援センター（中核機関）が担う具体的機能 地域連携ネットワーク及び中核機関は以下の機能を担うとともに、段階的に強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 広報機能 <ul style="list-style-type: none"> ア 成年後見制度に係る講演会、研修会などの開催 イ パンフレットの配布やホームページ等による制度の普及啓発 ② 相談機能 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民及び相談支援機関に対する制度に関する相談支援 イ 専門職（弁護士等）が行う相談支援 ウ 申立て書類の書き方や手続き等、成年後見制度の申立てに関する支援 ③ 利用促進機能 <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関と連携した対象者の人権に配慮した支援方針の検討 イ 受任候補職種の調整の支援 ウ 家庭裁判所との連携



第1章 中間見直しにあたって
 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 第3章 推進計画について
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 資料編

No	事業名	取組内容
		④後見人支援機能 ア 関係機関と連携した「権利擁護支援チーム」による支援の実施 イ 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会の開催
2	地域連携ネットワークの構築	本人の親族や司法・医療・保健・福祉の専門職団体、地域の関係機関等が連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築します。
3	成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見開始の申立て手続きをする親族がいない場合など、制度利用が困難な方を適切に支援するため、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、後見人等への報酬の助成を行うことにより、支援を必要とする人が適切に制度を利用できる体制を整備します。

【施策2 成年後見制度の普及啓発】

No	事業名	取組内容					
		指標指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	市民に対する講習会を通し、制度利用のメリットについて周知を行うとともに、医療・保健・福祉の関係機関の他、金融機関などの企業等を対象に制度の普及啓発を行うことで、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切に制度につなぐ体制を整備します。					
		開催回数	回	8	10	10	10
2	パンフレット等による普及啓発	パンフレット・チラシやホームページ等の活用により、成年後見制度の周知を図ります。					
		配布部数	部	9,000	10,000	10,000	10,000

【施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実】

No	事業名	取組内容
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関と連携し、権利擁護支援を必要とする方を適切に制度利用につなげる体制を整備します。また、相談支援機関に対する研修を開催し、支援者間で権利擁護支援の共通認識を図ることにより、体制の強化を図ります。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

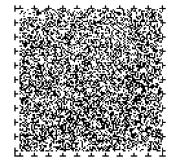
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1章 中間見直しにあたって

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第3章 推進計画について

第4章 地域の取組み

No	事業名	取組内容
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	地域の第一次相談窓口であるあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等による早期発見及び支援に努めるとともに、第二次相談窓口である成年後見支援センター（中核機関）と連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討を行う体制を整備します。また、必要に応じて中核機関が訪問による相談を実施し、適切に支援につなげる体制を整備します。
3	成年後見に関する申立て支援	成年後見支援センター（中核機関）は、あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を行います。
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	市長申立ての必要性について、本人の支援に携わる関係者とともに検討します。
5	成年後見に関する市長申立ての実施	権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合、市長が後見開始等の申立てを行い、適切・迅速な制度利用につなげます。

【施策4 権利擁護支援チームによる適切な支援の実施】

No	事業名	取組内容
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	権利擁護支援が必要な人の状況に応じ、成年後見支援センター（中核機関）が親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者及び成年後見人等と連携し、権利擁護支援チームとして日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う体制を整備します。
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等関係機関が開催するケース検討会議等を通して、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図ります。

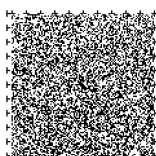
【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】

No	事業名	取組内容					
		指標指標	評価単位	R5(2023) 年度目標	R6(2024) 年度目標	R7(2025) 年度目標	R8(2026) 年度目標
1	市民後見人の養成・育成支援	成年後見支援センター（中核機関）において、認知症、知的障害、その他の精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で生活していくことを支援するため、市民後見人を養成していきます。また、養成修了後もフォローアップ研修を実施するなど、市民後見人の活動を支援していきます。 （市民後見人養成研修は2年課程で実施）					
		養成数	人	25	0	25	0

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

資料編



【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】

No	事業名	取組内容
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	成年後見制度の需要増加に対応するため、担い手の確保に努めるとともに、後見人等候補者の受任調整について家庭裁判所と協議を進めます。また、法的な判断を必要とする事例に対し、弁護士による専門的な助言を行い、後見人等の活動を支援します。
3	後見活動の担い手への研修の実施	後見人等のスキルの維持・向上を図るための研修を実施します。
4	親族後見人への支援	親族後見人が後見活動を行う上で困難が生じた場合に、成年後見支援センター（中核機関）が相談に対応します。また、親族後見人が相互に情報共有できるための機会を提供します。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

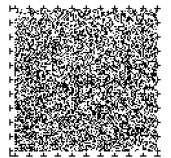
第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編



資料編

- I 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧 137 -
- II 区支え合いのまち推進協議会委員一覧 138 -
- III 地域福祉に関するアンケート調査結果 144 -
- IV 地域福祉啓発漫画「支え合う繋がり合うって素敵だね」 147 -

第1章

中間見直しに
あたって

第2章

地域福祉を
取り巻く状況

第3章

推進計画について

第4章

地域の取組み

第5章

市の取組み

第6章

成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

I 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

【令和4(2022)年度】

氏名(敬称略)	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 初芝 勤	千葉県社会福祉協議会会長
岡本 武志	千葉県社会福祉士会監事
川畑 利博	千葉県社会福祉協議会地区部会連絡会代表
斎藤 博明	千葉県医師会会長
清水 葉子	千葉市民生委員児童委員協議会会長
住吉 タミコ	千葉県ボランティア連絡協議会会長
高梨 憲司	千葉県身体障害者連合会副会長
高野 正敏	千葉県地域自立支援協議会会長
武井 雅光	千葉県町内自治会連絡協議会
鳥越 浩	千葉県老人福祉施設協議会会長
藤田 啓子	千葉県青少年育成委員会会長会 会計監査
松崎 泰子	元淑徳大学教授
三須 和夫	千葉県議会議員(保健消防委員会委員長)
森元 秧	千葉県赤十字奉仕団本部委員長
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 鈴木 金作	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 駒野 晴雄	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

【令和5(2023)年度】

氏名(敬称略)	所属団体等
◎ 山下 興一郎	全国社会福祉協議会中央福祉学院主任教授
○ 初芝 勤	千葉県社会福祉協議会会長
伊藤 文彦	千葉県地域自立支援協議会会長
岡本 武志	千葉県社会福祉士会監事
小坂 さとみ	千葉県議会議員(保健消防委員会委員長)
斎藤 博明	千葉県医師会会長
清水 葉子	千葉市民生委員児童委員協議会会長
鈴木 幸正	千葉県社会福祉協議会地区部会連絡会副代表
住吉 タミコ	千葉県ボランティア連絡協議会会長
高梨 憲司	千葉県身体障害者連合会会長
武井 雅光	千葉県町内自治会連絡協議会
武村 潤一	千葉県老人福祉施設協議会副会長
藤田 啓子	千葉県青少年育成委員会会長会 会計監査
松崎 泰子	元淑徳大学教授
森元 秧	千葉県赤十字奉仕団本部委員長
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 鈴木 金作	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 駒野 晴雄	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 久保田 寅英	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

◎ 会長 ○ 副会長 ☆ 臨時委員

第1章
中間見直しに
あたって第2章
地域福祉を
取り巻く状況第3章
推進計画について第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

Ⅱ（１）中央区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和4（2022）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
綾野 公治	中央区民生委員児童委員協議会（第115地区）
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
岩本 朝子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
榎本 裕子	中央区民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）
大野 完治	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
岡村 敦	あんしんケアセンター東千葉
小野寺 佳子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
笠原 新一	中央区町内自治会連絡協議会（椿森中学校区）
金井 一男	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
亀井 隆行	中央区老人クラブ連合会（生浜地区）
河田 裕之	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
工藤 裕子	中央区民生委員児童委員協議会（第117地区）
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
坂本 望	千葉市生活支援コーディネーター（中央区担当）
佐野 強	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
宍倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
進藤 輝雄	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 喜久	中央区町内自治会連絡協議会（新宿中学校区）
○高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会（蘇我中学校区）
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
仲野 勢津子	あんしんケアセンター浜野
長谷川 悦子	公募
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会

【令和5（2023）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
秋元 修身	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
綾野 公治	中央区民生委員児童委員協議会（第115地区）
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
岩本 朝子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
榎本 裕子	中央区民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）
大野 完治	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
岡村 敦	あんしんケアセンター弁天
小野寺 佳子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
笠原 新一	中央区町内自治会連絡協議会（椿森中学校区）
金井 一男	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
亀井 隆行	中央区老人クラブ連合会（生浜地区）
河田 裕之	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
工藤 裕子	中央区民生委員児童委員協議会（第117地区）
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
坂本 望	千葉市生活支援コーディネーター（中央区担当）
宍倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
進藤 輝雄	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 喜久	中央区町内自治会連絡協議会（新宿中学校区）
○高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会（蘇我中学校区）
谷口 さなえ	あんしんケアセンター中央
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
長谷川 悦子	公募
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章 中間見直しにあたって
 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 第3章 推進計画について
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 資料編

Ⅱ（２）花見川区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和４（２０２２）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石橋 富男	社会福祉法人 栗の木
岡久 繁興	千葉市社会福祉協議会花見川地区部会
片波見 禎子	花見川区民生委員・児童委員協議会
川上 利泰	千葉市身体障害者連合会
加藤 裕二	社会福祉法人 オリーブの樹
○金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
小西 啓治	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
高瀬 博之	あんしんケアセンター花見川
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
相馬 静代	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第２地区部会
長津 一男	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中村 康弘	花見川区町内自治会連絡協議会
橋立 達夫	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
蜂巢 昭	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
◎原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
宮川 悦夫	花見川区民生委員・児童委員協議会
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所(有)

【令和５（２０２３）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石橋 富男	社会福祉法人 栗の木
岡久 繁興	千葉市社会福祉協議会花見川地区部会
片波見 禎子	花見川区民生委員・児童委員協議会
川上 利泰	千葉市身体障害者連合会
加藤 裕二	社会福祉法人 オリーブの樹
○金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
小西 啓治	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
小山 章子	あんしんケアセンター花園
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
芝宮 康夫	花見川区町内自治会連絡協議会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
田中 順一	あんしんケアセンターさつきが丘
玉山 トミ子	花見川区民生委員・児童委員協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第２地区部会
長津 一男	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中村 康弘	花見川区町内自治会連絡協議会
橋立 達夫	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
蜂巢 昭	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
◎原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
早川 太郎	あんしんケアセンター花見川
藤江 孝彰	あんしんケアセンターこてはし台
堀 智子	あんしんケアセンターにれの木台
山口 順子	あんしんケアセンター幕張
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所(有)

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章
中間見直しに
あたって第2章
地域福祉を
取り巻く
状況第3章
推進計画について第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

Ⅱ（３）稲毛区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和4（2022）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
荒川 利重	稲毛区町内自治会連絡協議会
井出 孝子	稲毛区障害者基幹相談支援センター
伊藤 正樹	社会福祉協議会緑が丘地区部会
岩上 章子	認定NPO法人コミュニティケア街ねっと
○岡山 尚美	社会福祉協議会301（作草部・天台）地区部会
神田 勇	稲毛区老人クラブ連合会
菊池 まり	稲毛・こどものWAねっとわーく
木村 ユミ子	千葉市身体障害者連合会
工藤 和博	千葉市あんしんケアセンター園生
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
佐久間 文子	社会福祉協議会山王地区部会
◎鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
関谷 輝市	社会福祉協議会稲毛地区部会
○内藤 八洲夫	稲毛区民生委員児童委員協議会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
星野 正子	社会福祉協議会千草台中学校地区部会
眞智 洋二	稲毛区町内自治会連絡協議会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松野 陽一	社会福祉協議会稲丘地区部会
松原 正道	NPO法人M&M研究所
宮永 稔	社会福祉協議会小中台西地区部会
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
森 松助	社会福祉協議会草野地区部会
吉岡 加代子	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会

【令和5（2023）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
荒川 利重	稲毛区町内自治会連絡協議会
飯島 晃子	認定NPO法人コミュニティケア街ねっと
井出 孝子	稲毛区障害者基幹相談支援センター
伊藤 正樹	社会福祉協議会緑が丘地区部会
井上 美穂子	社会福祉協議会小中台西地区部会
○岡山 尚美	社会福祉協議会301（作草部・天台）地区部会
神田 勇	稲毛区老人クラブ連合会
菊池 まり	稲毛・こどものWAねっとわーく
木村 ユミ子	千葉市身体障害者連合会
工藤 和博	千葉市あんしんケアセンター園生
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
佐久間 文子	社会福祉協議会山王地区部会
◎鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
関谷 輝市	社会福祉協議会稲毛地区部会
○内藤 八洲夫	稲毛区民生委員児童委員協議会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
星野 正子	社会福祉協議会千草台中学校地区部会
眞智 洋二	稲毛区町内自治会連絡協議会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松野 陽一	社会福祉協議会稲丘地区部会
松原 正道	NPO法人M&M研究所
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
森 松助	社会福祉協議会草野地区部会
吉岡 加代子	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

Ⅱ（４）若葉区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和４（２０２２）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
平賀 洋一	植草学園大学
金子 仁子	東京情報大学
小林 格	社会福祉法人 あしたば中野学園
伊藤 正彦	社会福祉法人 宝寿会 若葉泉の里
大嶋 昭	地域福祉活動者
津田 正臣	地域福祉活動者
江尻 利紀	千葉市あんしんケアセンター大宮台
矢嶋 富美子	千葉市あんしんケアセンター桜木
○尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
岩澤 章	千葉市あんしんケアセンター都賀
山本 彰博	千葉市あんしんケアセンターみつわ台
小川 英雄	千葉市社会福祉協議会 26 地区部会（大宮地区部会）
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会 御成台・千城台西北地区部会
高崎 信夫	千葉市社会福祉協議会 加曾利地区部会
石井 和久	千葉市社会福祉協議会 坂月地区部会
豊田 清貴	千葉市社会福祉協議会 桜木地区部会
小林 信治	千葉市社会福祉協議会 更科地区部会
◎駒野 晴雄	千葉市社会福祉協議会 白井地区部会
田中 良治	千葉市社会福祉協議会 千城台東南・金親地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会 結・みつわ台地区部会
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会 若松地区部会
水戸 毅一	千葉市社会福祉協議会 小倉地区部会
山井 博	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
長谷部嘉昭	千葉市社会福祉協議会 千城小地区部会
佐藤 和恵	千葉市生活支援コーディネーター
○前田 誠	若葉区町内自治会連絡協議会 大宮（26地区）
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会 千城台西（24地区）
秋山 忍	若葉区町内自治会連絡協議会 更科（18地区）
○藤川 徳治郎	若葉区民生委員・児童委員協議会
宝井 薫子	若葉区主任児童委員協議会
清水 節雄	若葉区老人クラブ連合会
澤口 重郎	千葉市ボランティア連絡協議会

【令和５（２０２３）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
平賀 洋一	植草学園大学
金子 仁子	東京情報大学
小林 格	社会福祉法人あしたば中野学園
伊藤 正彦	社会福祉法人 宝寿会 若葉泉の里
津田 正臣	地域福祉活動者
江尻 利紀	千葉市あんしんケアセンター大宮台
矢嶋 富美子	千葉市あんしんケアセンター桜木
○尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
平野 さやか	千葉市あんしんケアセンター都賀
山本 彰博	千葉市あんしんケアセンターみつわ台
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
高崎 信夫	千葉市社会福祉協議会加曾利地区部会
石井 和久	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
豊田 清貴	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
藤本 勇治	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
◎駒野 晴雄	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
田中 良治	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会都賀地区部会
縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会若松地区部会
水戸 毅一	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
海寶 和雄	千葉市社会福祉協議会員塚地区部会
長妻 芳明	千葉市社会福祉協議会千代小地区部会
佐藤 和恵	千葉市生活支援コーディネーター
○前田 誠	千葉市社会福祉協議会 26 地区部会（大宮地区部会） 若葉区町内自治会連絡協議会 大宮（26 地区）
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会 千城台西（24地区）
秋山 忍	若葉区町内自治会連絡協議会 更科（18地区）
○日野 敬子	若葉区民生委員・児童委員協議会
宝井 薫子	若葉区主任児童委員協議会
清水 節雄	若葉区老人クラブ連合会
澤口 重郎	千葉市ボランティア連絡協議会

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章
中間見直しに
あたって第2章
地域福祉を
取り巻く状況第3章
推進計画について第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

Ⅱ（５）緑区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和４（２０２２）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石本 春樹	特別養護老人ホームときわ園
○大槻 勝三	誉田地区町内自治会連絡協議会
◎岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
野口 照夫	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
木之内 富士夫	千葉市民生委員・児童委員協議会（第509地区）
久保 房代	千葉市民生委員・児童委員協議会（第511地区）
小林 正継	社会福祉法人くちなし
小山 義春	椎名地区町内自治会連絡協議会
迫谷 篤子	千葉市あんしんケアセンター誉田
笹塚 幸子	千葉市民生委員・児童委員協議会（第501地区）
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
篠原 重樹	おゆみ野地区町内自治会連絡協議会
末永 慎介	社会福祉法人ワナーホーム
鈴木 稔	千葉市民生委員・児童委員協議会（第503地区）
園 康祐	千葉市あんしんケアセンター鎌取
田宮 妙子	おゆみ野女性の会
豊田 英男	平山地区町内自治会連絡協議会
野崎 芳治	土気地区町内自治会連絡協議会
馬場 和代	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
福邊 和樹	千葉市あんしんケアセンター土気
松澤 衛二	千葉市社会福祉協議会平山地区部会
茂庭 正昭	緑区老人クラブ連合会
安川 晴信	千葉市民生委員・児童委員協議会（第506地区）
山本 勝美	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会

【令和５（２０２３）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石本 春樹	特別養護老人ホームときわ園
伊藤 茂夫	千葉市社会福祉協議会平山地区部会
○大槻 勝三	誉田地区町内自治会連絡協議会
◎岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
角川 幸子	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
木之内 富士夫	千葉市民生委員・児童委員協議会（第509地区）
久保 房代	千葉市民生委員・児童委員協議会（第511地区）
小林 正継	社会福祉法人くちなし
小山 義春	椎名地区町内自治会連絡協議会
迫谷 篤子	千葉市あんしんケアセンター誉田
笹塚 幸子	千葉市民生委員・児童委員協議会（第501地区）
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
篠原 重樹	おゆみ野地区町内自治会連絡協議会
末永 慎介	社会福祉法人ワナーホーム
鈴木 稔	千葉市民生委員・児童委員協議会（第503地区）
園 康祐	千葉市あんしんケアセンター鎌取
田宮 妙子	おゆみ野女性の会
豊田 英男	平山地区町内自治会連絡協議会
野崎 芳治	土気地区町内自治会連絡協議会
馬場 和代	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
福邊 和樹	千葉市あんしんケアセンター土気
茂庭 正昭	緑区老人クラブ連合会
安川 晴信	千葉市民生委員・児童委員協議会（第506地区）
山本 勝美	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

資料編

Ⅱ（６）美浜区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和４（２０２２）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
相原 洋	千葉市あんしんケアセンター真砂
○池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
加藤 高明	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区（第38地区）
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
川畑 利博	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
久保田 寅英	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区（第31地区）
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区（第33地区）
小林 二郎	美浜区民生委員児童委員協議会
信太 敬三	千葉市ボランティア連絡協議会
清水 直美	千葉市あんしんケアセンター磯辺
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲・高浜中学校区（第29地区）
十川 勝美	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会
高薄 達男	千葉市あんしんケアセンター高洲
田中 利武	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区（第36地区）
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区（第47地区）
直井 哲男	美浜区民生委員児童委員協議会
◎長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区（第28地区）
長瀬 安男	社会福祉協議会幸町2丁目地区部会
中村 征人	美浜区老人クラブ連合会
西 直美	千葉市あんしんケアセンター幸町
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
森 君江	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区（第30地区）
吉川 英朗	社会福祉協議会真砂地区部会

【令和５（２０２３）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
相原 洋	千葉市あんしんケアセンター真砂
池田 修	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区（第47地区）
○池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
市川 重則	美浜区民生委員児童委員協議会
太田 直隆	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区（第38地区）
柏原 洋	千葉市あんしんケアセンター幸町
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
蟹江 將生	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区（第36地区）
◎久保田 寅英	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区（第31地区）
小柴 憲次	社会福祉協議会打瀬地区部会
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区（第33地区）
信太 敬三	千葉市ボランティア連絡協議会
清水 直美	千葉市あんしんケアセンター磯辺
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲・高浜中学校区（第29地区）
十川 勝美	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会
高薄 達男	千葉市あんしんケアセンター高洲
長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区（第28地区）
長田 幸枝	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
中村 征人	美浜区老人クラブ連合会
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
藤芳 晶	公募委員
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
水谷 洋子	美浜区民生委員児童委員協議会
水野 誠	社会福祉協議会幸町2丁目地区部会
森 君江	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区（第30地区）
吉川 英朗	社会福祉協議会真砂地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章
中間見直しに
あたって第2章
地域福祉を
取り巻く
状況第3章
推進計画について第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

資料編

Ⅲ 地域福祉に関するアンケート調査結果

- 1 調査名 千葉市WEBアンケート調査
- 2 調査期間 令和5(2023)年4月1日(土)午前9時～4月10日(月)午後5時
- 3 回答者数 1,606人
 <参考> 令和3(2021)年調査回答者数 1,047人

※ 割合(%)は小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。
 ※ 複数回答の割合(%)は、各設問の対象者数を基数(n)としているため、割合の合計が100%を超える場合があります。

4 回答者の属性

(1) 性別

性別	回答数	割合
男性	755	47.0%
女性	817	50.9%
その他	11	0.7%
未回答	23	1.4%
合計	1,606	100.0%

(2) 年代

年代	回答数	割合
10代以下	33	2.1%
20代	63	3.9%
30代	167	10.4%
40代	297	18.5%
50代	436	27.1%
60代	338	21.0%
70代以上	272	16.9%
合計	1,606	100.0%

(3) 居住区

居住区	回答数	割合
中央区	283	17.6%
花見川区	227	14.1%
稲毛区	275	17.1%
若葉区	131	8.2%
緑区	201	12.5%
美浜区	409	25.5%
市内在勤・在学	80	5.0%
合計	1,606	100.0%

(4) 職業

年代	回答数	割合
会社員	501	31.2%
自営・自由業	71	4.4%
パート・アルバイト	286	17.8%
公務員	72	4.5%
学生	52	3.2%
専業主婦・主夫	291	18.1%
無職	289	18.0%
その他	44	2.7%
合計	1,606	100.0%

【問1】今後、あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったときに、ご近所や地域福祉活動をしている方々に手助けしてほしいことは何ですか。(3つまで回答可) [n=1,606]

選択肢	回答数	回答割合
急病や災害時などの手助け	715	44.5%
見守りや安否確認	568	35.4%
通院や買い物等の外出支援	499	31.1%
ちょっとした力仕事の支援(庭木の剪定、大きな家具の移動など)	465	29.0%
買い物代行	348	21.7%
ちょっとした家事支援(ごみ出し、電球の交換など)	312	19.4%
食事づくり	301	18.7%
掃除、洗濯	291	18.1%
日常会話の相手、悩みごとの相談	198	12.3%
その他	13	0.8%

【問2】お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(現在、新型コロナウイルスの影響で中止または休止している活動を含む。)(複数回答可) [n=1,606]

選択肢	回答数	回答割合
わからない、知らない	636	39.6%
防犯パトロールや登下校のパトロール	541	33.7%
交流の場や通いの場(茶話会、体操教室、認知症カフェなど)	445	27.7%
見守りや安否確認	237	14.8%
スマートフォン、パソコンなどの使い方教室	157	9.8%
配食サービス(お弁当の配達など)	144	9.0%
ちょっとした家事支援(ごみ出し、電球の交換など)	104	6.5%
日常的な家事支援(掃除や洗濯、食事の準備など)	93	5.8%
ちょっとした力仕事の支援(庭木の剪定、大きな家具の移動など)	87	5.4%
行われていない	81	5.0%
通院や買い物等の外出支援	75	4.7%
急病や災害時などの手助け	55	3.4%
悩みごとの相談	52	3.2%
日常会話の相手	51	3.2%

【問3】これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ回答) [n=1,606]

選択肢	回答数	回答割合
ない(機会があったら参加したい)	699	43.5%
ある	482	30.0%
ない(参加したくない)	425	26.5%

【問4】地域福祉活動に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。※問3で「ある」を選択した人のみ(1つだけ回答) [n=482]

選択肢	回答数	回答割合
地域福祉活動している方からの声掛け	99	20.5%
所属する地域団体の役職等になった	86	17.8%
研修や講習、地域のイベント	79	16.4%
市ホームページ、市政だより	78	16.2%
家族・友人・身近な方	61	12.7%
学校の課外活動	32	6.6%
勤務先の地域貢献、社会貢献活動	22	4.6%
ボランティアセンターの募集	17	3.5%
覚えていない	8	1.7%

資料編【Ⅲ 地域福祉に関するアンケート調査結果】

【問5】 今後、どのような地域福祉活動に参加したいですか。

※問3で「ある」「ない（機会があったら参加したい）」を選択した人のみ（複数回答可）

[n=1,181]

選択肢	回答数	回答割合
交流の場や通いの場（茶話会、体操教室、認知症カフェなど）	376	31.8%
見守りや安否確認	352	29.8%
防犯パトロールや登下校のパトロール	300	25.4%
ちょっとした家事支援（ごみ出し、電球の交換など）	277	23.5%
急病や災害時などの手助け	265	22.4%
日常会話の相手	189	16.0%
通院や買い物等の外出支援	180	15.2%
ちょっとした力仕事の支援（庭木の剪定、大きな家具の移動など）	180	15.2%
スマートフォン、パソコンなどの使い方教室	176	14.9%
わからない	131	11.1%
配食サービス（お弁当の配達など）	112	9.5%
日常的な家事支援（掃除や洗濯、食事の準備など）	105	8.9%
悩み事の相談	84	7.1%
その他	17	1.4%

【問6】 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか。※問3で「ない（参加したくない）」を選択した人のみ（2つまで回答可）

[n=425]

選択肢	回答数	回答割合
時間がない	196	46.1%
日頃より地域福祉活動との関わりがない	119	28.0%
自分自身や家庭の事情で参加できない	94	22.1%
地域福祉活動に関する情報がない	63	14.8%
新型コロナウイルス感染症等への不安	57	13.4%
参加したい活動がない	56	13.2%
地域福祉活動に興味がない	37	8.7%

【問7】 より多くの市民が地域福祉活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

[n=1,606]

選択肢	回答数	回答割合
好きな時に気軽に参加できる仕組み	905	56.4%
情報発信の強化（市政だよりなどの紙媒体の活用）	811	50.5%
身近な活動拠点	534	33.3%
情報発信の強化（オンラインツール（SNS・アプリなど）の活用）	529	32.9%
多少の実費の補填や報酬の支給	489	30.4%
得意分野を活かした活動のみ参加できる仕組み	411	25.6%
リーダーなどの人材育成	373	23.2%
イベントの開催やボランティア体験など	282	17.6%
ボランティア休業などの制度	215	13.4%
研修や講演会の開催	192	12.0%
コロナ禍における地域福祉活動の再開に向けた支援	119	7.4%
表彰などの仕組み	79	4.9%
特になし	75	4.7%
その他	31	1.9%

IV 地域福祉啓発漫画「支え合う繋がり合うって素敵だね」

市民の皆様に分かりやすく浸透する計画づくりの取組みの一環として、本計画策定に合わせて地域福祉を題材とした漫画を作成しました。

主人公の小学生の周りで起こる心温まるエピソードを通して、人と人が世代や分野を超えてつながり、相互に役割を持って、支え合うことのすばらしさを描いています。

※ 裏表紙側から読み進めてください。

第1章
中間見直しにあたって

第2章
地域福祉を取り巻く状況

第3章
推進計画について

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

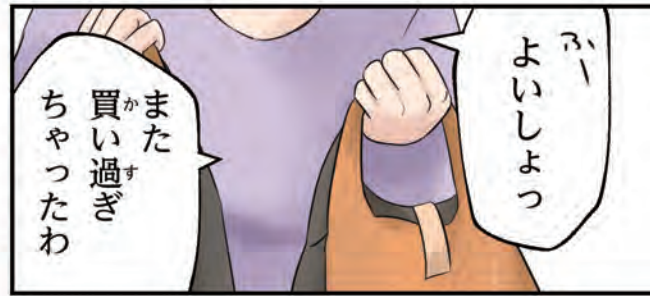
資料編



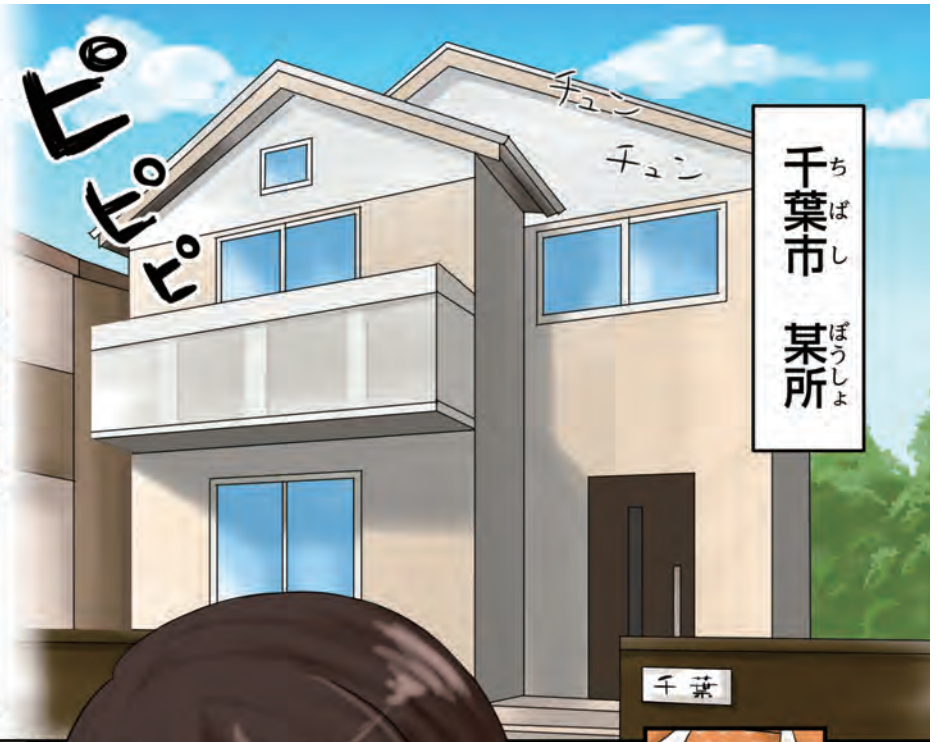
支え合う
繋がり合うって
素敵だね











パパ
ママ
おはよう

おはよう



大変

もう
こんな時間
ママ行くね

いってらっしゃーん



今日は
いつもより
元気だな

そうだよ
今日から新しい
学校だもん

友達たくさん
つくるんだ

たのしー

あ
さ
さ
支え合う
あ
な
繋がり合うって
す
て
き
素敵だね



支え合いのまち千葉 推進計画

令和6(2024)～8(2026)年度

～ 第5期千葉市地域福祉計画 ～

中間見直し版

発行	令和6(2024)年3月
企画・編集	千葉市 保健福祉局 健康福祉部 地域福祉課
	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5158
FAX	043-245-5620
電子メール	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

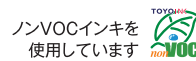
支え合いのまち千葉 推進計画
～第5期千葉市地域福祉計画～
中間見直し版



千葉市
CHIBA CITY



この事業には宝くじの収益金が活用されています。



ノンVOCインキを使用しています